

令和 7 年第 1 回定例会

当 別 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 4 日 開会

令和 7 年 3 月 19 日 閉会

当 別 町 議 会

令和7年第1回当別町議会定例会 第1日

令和7年3月4日（火曜日） 午後 1時00分開会

議 事 日 程 （第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願審査付託の件

第 5 町長、教育長の令和7年度予算編成の概要説明

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	角 田 広 佑 君	2番	海 野 学 君
3番	芳 形 幸 夫 君	4番	櫻 井 紀 栄 君
5番	佐々木 常 子 君	6番	佐 藤 立 君
7番	西 村 良 伸 君	8番	五十嵐 信 子 君
9番	山 崎 公 司 君	10番	秋 場 信 一 君
11番	山 田 明 君	12番	古 谷 陽 一 君
13番	島 田 裕 司 君	14番	稲 村 勝 俊 君
15番	高 谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	岡 部 一 宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	乗 木 裕 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	森 淳 一 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
建設水道部参与	岩 城 正 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山 田 雅 俊 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 康 弘 君
次 長	玉 木 聡 美 君
係 長	中 鉢 将 太 君
主 任	角 谷 光 彦 君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（高谷 茂君） ご苦労さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和7年第1回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

6番 佐藤 立君

13番 島田 裕司君

を指名します。



◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和7年3月4日から3月19日までの16日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、3月4日から3月19日までの16日間とすることに決定しました。



◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をします。1月29日、東京都で開催されました防衛省全国情報施設協議会要望会に出席しました。なお、復命書は議会事務局に保管しております。

以上、報告を終わります。



◎請願審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第4、請願審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表を配付しております。

文書番号、請願1番から請願4番までは同一の紹介議員であるため一括説明を求めます。芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 議長の許可をいただきましたので、請願4件につきましてご説明をさせていただきます。貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

1件目となります。高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書採択を求める請願。請願団体は、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、以下4団体。紹介議員は、私、芳形です。

請願事項、高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書を採択してください。

請願理由、政府は2025年8月から3年間にわたって、高額療養費制度を引き上げようとしています。70歳未満の住民税非課税の人の場合は現在月3万5,400円の上限額が、3万6,300円に引き上げられます。年収約370万円～770万円の人は現行の上限額は約8万100円ですが、今年8月から約8,100円あがります。2026年からは所得区分が細分化され、2027年には年収510万～650万円の人は約11万3,400円となり、実に現行の約1.4倍となります。

一般社団法人全国がん患者団体連合会は、高額療養費制度について「治療を受けるうえでまさに命綱といえる大切な制度」と指摘し、長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族の生活を守るために、「負担上限額引き上げの軽減および影響を緩和する」ように、2024年12月に国に対して求めています。

政府は引き上げの理由として、「賃上げの実現」で世帯収入が増えたことや、現役世代の保険料負担の軽減をあげています。しかし、「令和6年版 労働経済白書」においても「名目賃金は、2023年においても、年間を通じて前年よりも増加しており、24か月連続の増加となった、実質賃金は、年間通じて減少しており、21か月連続の減少」と述べ、物価高によって実質賃金が減少していることを指摘しています。また、現役世代の負担軽減というものの、突然の事故や病気などで高額な医療費が請求されることは現役世代にもありうるものであり、高額な医療費の自己負担分を抑える高額療養費制度は全世代にとって重要な制度です。

以上をふまえ、上記請願をご検討していただけるようお願いいたします。

2つ目の請願となります。従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続

を求める意見書の採択を求める請願。

請願団体名、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生、以下4団体。

紹介議員、同じく芳形です。

請願事項、従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書を採択してください。

請願理由、政府は2024年12月2日にこれまで使用されていた健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと健康保険証を一体化しました。健康保険証の廃止によって、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されてしまいます。また、全国で10万人以上の医師が加盟する全国保険医団体連合会が2024年8月から9月にかけて実施した調査では、回答した1万2,735医療機関のうち約7割の8,929医療機関でマイナ保険証に係るトラブルが報告されています。

2024年12月時点でのマイナ保険証の利用率は、国民全体で25.42%に過ぎません。昨年10月下旬から解除申請の受付が開始されましたが、12月時点までですでに4万5,214件の解除申請が行われており、国民の不信や不安があらわになっています。

厚生労働省は医療機関に受診する際に、マイナ保険証を使用した際のトラブルに対応するため、各保険者が発行する「資格情報のお知らせ」を携帯するよう推奨していますが、従来の「紙」の健康保険証があれば、必要のないことです。

10月時点で国民全体でのマイナ保険証の登録率は62%であり、約4割の方が登録していません。そのため、マイナ保険証を持たない方への資格確認書の交付が必要とされるなど、従来の「紙」の保険証を存続させれば、必要のない手間とコストも生じています。

よって、政府においては、従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続させることを求めます。

以上をふまえ、上記請願をご検討していただけるようお願いします。

3点目の請願となります。高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の採択を求める請願についてご説明します。

請願団体名、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、以下4団体。

紹介議員、芳形。

請願事項、高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書を採択してください。

請願理由、大学の初年度納入金（2023年度）は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、なかには学業をあきらめざるを得ない人も生まれています。学生の約8割がアルバイトに追われ、3人に1人が貸与奨学金を借り、平均で300万円の「借金」をかかえて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は10兆円にものぼります。学生からは、「1日1食。食費を月2,000円に抑えている」、「週5日のアルバイトで勉強時間が取れない」との声が寄せられ、「日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは、『生活費やお金のこと』が47%で最

多」（全国大学生生活協同組合連合会「第59回学生生活実態調査」）と深刻な実態が報告されています。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計に悪影響を与えています。

学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化にふみ出し、維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

その一方、日本の高等教育への公的支出（GDP比）は、OECD加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。

先の総選挙では、高等教育の学費について、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、社民党が無償化を進めるとし、自民党が「高等教育の無償化を大胆に進めます」と公約に掲げ、公明党も「2030年代の大学等の無償化をめざす」、維新は「大学・大学院などの改革と合わせて」という条件付きで無償化をめざすとしました。

多くの党が「無償化」を訴え、一致可能な今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者の苦難に応える時です。

よって、政府においては高等教育予算を抜本的に増額し、次の施策をとることを求めます。

1、大学、短期大学、専門学校の「学費ゼロ」にむけて、当面、授業料半額に踏み出すこと。

2、実際に入学しなくても返還されない入学金制度を廃止すること。

3、給付中心の奨学金制度を創設すること。

4、奨学金返済の半額免除を行うこと。

以上をふまえ、上記諸願をご検討していただけるようお願いいたします。

諸願4件目になります。「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書採択を求める諸願の説明を行います。

諸願団体名、当別町農民同盟委員長、岸本辰彦、以下4団体。

紹介議員、私、芳形。

諸願事項、「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書を採択してください。

諸願理由、2020年、全国で初めて寿都町と神恵内村において「核のごみ（高レベル放射性廃棄物）」最終処分場のための文献調査が開始され、2024年8月、経済産業省の特定放射性廃棄物小委員会は文献調査の報告書案を了承しました。今秋以降には、原子力発電環境整備機構（NUMO）が報告書を完成させて、北海道知事・寿都町長・神恵内村長に提出することになっています。

「核のごみ」は高い放射線を出すため、人間の生活環境から10万年程度の隔離が必要とされていることから、国は地下300mより深い地層に埋める地層処分を進めようとしています。しかし、2023年10月に地学の専門家ら有志300人余りが「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」と地層処分の抜本的な見直しを求めた通り、日本列島の地震や火山噴火の多さは世界有数であり、安全性は保障されません。2012年に日本学術会議も「核のごみ」の処分について、「万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と指摘し、地上などでの暫定的な保管を求めています。

北海道への「核のごみ」の持ち込みは、北海道の基幹産業である第一次産業はじめ、観光業など様々な産業に甚大な影響を及ぼす危険性があります。そして、一度、事故がおきれば、北海道全体において、次の世代にまで被害をもたらしかねないものです。

すでに、北海道は2000年に道民の総意によって「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（核抜き条例）」を定め、「核のごみ」の持ち込みを「受け入れ難い」と表明しています。また、道内の自治体では放射性物質を持ち込ませない条例を独自に定めているところもあります。このような北海道に「核のごみ」を持ち込むことは許されません。

よって、北海道においては、道民が安心して生活できる環境を保持するため、北海道での「核のごみ」最終処分場の概要調査に進むことがないように、国からの意向調査に対して反対することを求めます。

以上をふまえ、上記請願をご検討していただけるようお願いいたします。

議員各位の慎重審議をお願いしまして、請願理由の説明を終了します。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番、高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書採択を求める請願及び請願2番、従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書の採択を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託します。

請願3番、高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の採択を求める請願及び請願4番、「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書採択を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務文教常任委員会に終了まで付託します。

次に、文書番号、請願5番、高額療養費制度の自己負担増の見直しを政府に求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

角田君。

○1番（角田広佑君） 請願を読み上げる前に一部訂正がございますので、先にご説明をさせていただきます。

文書、請願趣旨、3行目後半、医療費の負担増によって経済定期的のところがございますが、経済的、的確的になりますので、おわびの上訂正をさせていただきます。

では、改めまして高額療養費制度の自己負担増の見直しを政府に求める請願。

請願者、当別町太美南、大庭果南子様。

紹介議員、角田広佑。

請願趣旨、現在、厚生労働省における、高額療養費制度の見直しの議論において、本年8月より各所得区分ごとの自己負担額引き上げと、来年8月には外来特例の見直しが行われるものとなっています。本見直しが決定されると、医療費の負担増によって経済的な理由から、がん治療や高度先進医療など、本来受けられるべき受診の抑制や治療の中断せざるを得なくなります。本来救われるべき尊い生命を失いかねないものです。日本ソーシャルワーカー連盟においても「議論が不十分である」と、添付資料のとおり見直しに関する声明を発表しています。

本見直しは、国民一人一人が平等に医療を受けることができる医療提供体制や、社会保障体制の根幹を揺るがすものであり、到底許されるものではありません。高額療養費について、しっかりと医療現場の意見を伺い、実情に即した制度の見直しを政府に求めるべく、ここにお願いいたします。

請願事項、1、高額療養費制度の見直しにおける自己負担引き上げの凍結。

2、経済的負担を理由とした受診控えや、治療中断に至る事のない医療提供体制、社会保障制度の維持。

3、医療現場や当事者の実情を把握し、実情に即した制度見直しの再検討。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願5番については、会議規則第92条第1項の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託します。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時24分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

先ほど私のほうから付託先を総務文教常任委員会と言いましたけれども、この件は産業厚生常任委員会ですので、訂正をさせていただきます。



◎町長、教育長の令和7年度予算編成の概要説明

○議長（高谷 茂君） 日程第5、町長、教育長の令和7年度予算編成の概要説明を行います。

町長。

○町長（後藤正洋君） 令和7年第1回当別町議会定例会開会に当たり、新年度の「予算編成の概要」を申し上げます。

私の町長としての任期も、最後の年を迎えました。

私が町長に就任した3年半前は、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、収束の兆しが見えない状況でありましたが、町の課題の克服に向け6つの目標を定め、この目標を達成するための「4つのファースト」の実現に近づける様々な取組を職員をはじめ、町民の皆さんと一体となって進めてまいりました。

まず「チャイルド・ファースト」では、令和4年度に町産木材をはじめとする道産木材を使用し、木質チップボイラーの導入による脱炭素型の一体型義務教育学校である「とうべつ学園」が開校しました。

また、ふるさと当別を知り、未来を考え、発信する力を育てる教科等横断的な学習「とうべつ未来学」を新たに実施しているほか、「A Iドリル」の導入やI C T支援員の配置等によるデジタル教育を実現し、町の教育環境の充実に努めました。幼児教育・保育では、ニーズに対応するため、園舎を建て替え、入園希望者の受入れ態勢を整備するとともに、保育士確保に向けた支援策を実施し、求められる保育環境の向上に努めてまいりました。

さらに、子ども医療費の助成対象の拡充や妊婦歯科健診事業、産後健康診査事業など、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援の実施のほか、子育て世帯向け住宅の整備や住宅購入に対する支援金、高等学校等の通学費支援を実施いたしました。

このように、子どもたちを育む新たな価値を感じる教育の場や環境の提供、そして何よりも当別町らしい特色のある教育内容が評価に結びついた結果、子育て世帯の移住が増加し、令和3年度からは転入者数が転出者数を上回る社会増に転じるなど、着実な成果が現れました。

次に「ハートフル・ファースト」では、令和4年3月に道内で20年ぶりとなる在来線新駅「ロイズタウン駅」の開業と令和5年8月に体験型施設「ロイズカカオ&チョコレートタウン」がグランドオープンしました。ロイズタウン駅の駅前広場では、にぎわい創出事業として自動運転バスの実証運行やデジタル技術を活用したイベントを開催いたしました。このような取組により、町内を訪れた外国人観光客数の伸び率が2年連続で全国1位という成果に結びつき、「新しいまちの顔」となる人を呼び込むエリアとして、P R及び観光振興の促進が図られました。

長年の懸案事項でありました町内の医療提供体制においては、令和3年度に医療機関誘致条例を制定し、これまでに3つの医療機関の誘致が実現し、町内で不足していた診療科が新たに開業したことにより、専門分野の医師による診察や検査、治療を町内で受けることができ、医療提供体制の充実に図られました。このことは、子育て世帯をはじめ、多くの町民の安心感の醸成につながり、選ばれる町としての魅力を高める結果にもつながったと感じています。

次に「クオリティ・ファースト」では、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農業に

魅力を感じ、選ばれる職業となるよう柔軟に対応するため「第2期当別町農業10年ビジョン」として改定し、デジタル技術の活用や6次産業化の推進など、時代に即した施策として位置づけました。

また、地域おこし協力隊を積極的に活用し、農業従事者の新たな担い手の確保にも努め、これまでに延べ4名の隊員を採用し、任期が終了した隊員については、町内の農業法人への新規就農につながっております。

このほか、当別町のフィールドに着目し、地域の素材を見だし、町の新たな価値創造に挑戦する人材が現れ始めているとともに、その機運も高まってきております。

再生可能エネルギーの分野においては、各学校や認定こども園、ロイズタウン駅の駅前広場に地中熱や木質バイオマスを活用する再生可能エネルギー設備の導入を図り、また、計画的な森林整備と森林の循環利用を促進し、さらに、令和4年度にはカーボンニュートラルの実現に向けたロードマップとなる「当別町ゼロカーボン推進計画」を策定し、「サステナブル（持続可能）」な社会の実現に向けて推進してまいりました。

生活の質という点で、雪深い当別町においては、冬期間の除排雪が町民生活を左右します。降雪の状況は年々異なりますが、当別環境整備協同組合と協議を重ねシーズンごとに改善を加え今日の体制を築き、救急車両をはじめ、大型車両の走行にも支障のない道路状況の確保につながり、安全・安心に配慮した冬期間の生活環境を提供してまいりました。

最後に「デジタル・ファースト」では、令和4年度に「デジタル田園都市」の実現に向け、「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」を改訂し、「デジタル基盤の構築～デジタル田園都市「T o b e t s u “D I G I” t o w n」の創造～」を新たな戦略プランとして位置づけ、この戦略プランを基に住民票等の「コンビニ交付サービス」や身近な場所で行政手続等の質問や相談を行うことができる「リモート相談窓口」の整備のほか、先ほども申し上げました「デジタル教育」の推進などを実施してまいりました。特に自治体DXにおいては、「RPA」による業務の自動化、生成AIの活用による大幅な業務の効率化が図られたほか、インターネットで申請が可能な「電子申請システム」、電子マネー等に対応する「マルチ決済システム」の導入、ペーパーレス化やリモート接続環境の整備など、積極的な自治体DXを推進し、これらの環境を職員自らが最大限に活用することで、場所に制約されない多様な働き方などを実現してまいりました。

また、サツドラホールディングス株式会社との連携の下、西当別支所が併設する「サツドラ当別太美店」が開設されました。この新たな取組により、買物拠点と行政窓口が一体となり、行政手続の利便性の向上が図られ、コンバージェンスな時代にあって、デジタル技術による行政サービスの新たな提供の仕組みを構築する中で利用者の負担軽減を図り、併せて事務の効率化につなげることができました。

これまでの「4つのファースト」の実現に向けた取組により、町の魅力や生活環境、利便性の向上が図られ、選ばれる町としての体制整備につながり、自然動態においては残念ながら自然減となっているものの、人口のピークであった平成11年以降、減少が続いてい

た社会動態では、令和3年度から社会増に転じ、着実な成果に結びついているものと実感しております。

しかしながら、医療大学の移転問題に直面し、現在、医療大学の移転後を見据えた連携の在り方について協議しており、また、令和6年度には町内経済の影響緩和と活性化に資する経済対策にも着手するなど、町の将来を見据えた「持続可能なまちづくり」に向けて、取組を進めております。

以上、これまでの取組について、申し述べました。

これより、新年度における各分野の具体的な施策の展開について、総合戦略の各戦略プランに沿って、ご説明いたしますが、新年度の予算編成に当たっては、町を取り巻く状況、とりわけ地域が抱える課題の大きさに鑑み、課題解決へと導くために必要な予算の確保を念頭に行っております。

初めに『産業力の強化～しごとの創生～』に係る施策の展開についてです。

まず「企業誘致推進プロジェクト」及び「商工業活性化プロジェクト」ですが、企業立地に関する豊富な知識と実績、高い専門性を有する一般財団法人日本立地センターが実施する全国企業向けアンケート調査や企業立地関連団体へ情報提供を行う企業誘致サポート事業を活用し、医療大学跡地の利活用を含めたPR活動を行うとともに、関係機関が開催する企業誘致セミナーに積極的に参加し、新たな誘致対象となる企業の発掘に努めてまいります。

また、企業誘致に関する立地環境や優遇制度のほか、町内の居住環境や支援策等を新たに掲載するなど、企業誘致パンフレットをリニューアルし、併せて英語版パンフレットも作成し、情報発信力のより一層の強化を図ります。

さらに、医療大学の移転により、大学関係者の町内居住や消費が減少し、商工業者を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることから、町内の民間アパートやマンションへの転居に対するインセンティブとして、当別町共通商品券を進呈し、町内アパートやマンションの空室と町内消費の減少に対する対策を講じてまいります。

加えて、店主の高齢化等により、空き店舗が増え、にぎわいが失われつつある商店街の活性化を図るため、空き店舗等を活用し、店舗・事務所を開設する方に対し、開設資金の一部を支援するなど、本町経済への影響緩和や活性化に向け、町独自の経済対策を引き続き、実施いたします。

そのほか、物価高騰等の影響を受けている事業者や消費者への支援と町内消費の活性化を図るため、商工会が取り組む「とうべつEZOCA」やキャッシュレス決済サービスを活用した町内消費活性化事業を支援いたします。

次に「農業10年ビジョン推進プロジェクト」ですが、冒頭でも述べましたが、令和6年6月に策定した「第2期当別町農業10年ビジョン」では、『儲かる農業』を目指し、農業に魅力を感じながら営農する意欲的な農業者が新たな取組にチャレンジできるよう生産性の向上を図る「スマート農業」や付加価値を創出する「6次産業化」などを重点施策に位

置づけました。この重点施策を推進するため、花卉共選施設における自動選別機の導入実証や、生産、経営、流通のそれぞれのデータを蓄積し、A Iによる分析を行う経営改善手法の実証など、農業のD Xに取り組みます。

また、令和6年度に引き続き、地域おこし協力隊制度の活用や当別町農業総合支援センターと連携した担い手対策の一層の強化、6次産業化の研修会や商談会を開催し、農業者と飲食店や加工業者との連携を強化するとともに、新たに6次産業化に取り組む農業者に対し、施設や機械の導入支援を実施し、町の農産物を活用した新たなブランド品の創出に取り組みます。

次に「再生可能エネルギー利用プロジェクト」及び「林業振興によるエネルギーの地域循環プロジェクト」ですが、当別町地球温暖化対策実行計画の目標である「2050年カーボンニュートラルの実現」を目指し、令和5年度から環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、太陽光発電や木質バイオマス、地中熱利用などの再生可能エネルギー設備の導入支援を行ってまいりました。新年度においても、町民や事業者への設備導入の支援を継続して実施するとともに、公共施設への導入についても検討いたします。

また、令和6年度には「ごみの減量化」や「ごみの再資源化」を推進するため、「環境のために、一人ひとりができることを。」というテーマに「ゆるエコフェス」を開催いたしました。この取組は「知って・学んで・体験する」新しいエコイベントとして「リサイクル」、「リユース」などを楽しく学ぶことができる貴重な機会となったことから、引き続き、環境に取り組む町内外の企業との連携による当別町ならではの環境イベントを実施いたします。

林業の振興については、森林資源の循環利用を促進するため、林業事業者への林業機械の導入支援を継続するとともに、新規林道の作設、測量用ドローンとA Iによる画像解析システムを活用したスマート林業を推進いたします。

次に「道の駅プロジェクト」ですが、令和6年度に開業8年目を迎えた「道の駅とうべつ」は、株式会社t o b eとの連携により交流人口が増加し、来場者数が令和6年12月時点で開業以来最高の100万人を突破し、町の魅力を発信する拠点として、道内でも有数の集客を誇る道の駅に成長いたしました。

新年度は、新規来場者の呼び込みと来場者の滞在時間を延ばす取組として、ドッグランを新たに整備し、道の駅の売上げの向上を図ります。

また、施設建設から8年が経過し、施設の老朽化や各種設備の更新時期を迎えることから、計画的な修繕整備を実施いたします。

次に『人を呼び込むまちの再生～魅力の創生～』に係る施策の展開についてです。

まず「新しいまちの顔づくりプロジェクト」ですが、令和5年度からロイズタウン駅を中心に信号協調や路車協調といったシステム技術を取り入れた自動運転バスの実証運行をはじめ、にぎわい創出事業を実施し、町のP Rや周遊観光を推進してまいりました。

新年度では、社会実装に向けてより高度な自動運転レベルを目指し、ロイズタウン駅か

らロイズ工場間におけるレベル4での自動運転バスの実証運行を国土交通省の補助金等を活用し、実施いたします。

次に「駅周辺再開発プロジェクト」ですが、新庁舎建設については、医療大学の移転など社会情勢の変化を受け、令和5年度の新庁舎建設検討委員会の協議結果に基づき、現庁舎の耐震化調査を実施した結果、耐震補強工事や老朽化改修工事に想定を上回る多額の費用が必要となることが分かりました。この調査結果を踏まえ、新庁舎建設検討委員会から「現庁舎の耐震化や老朽化対策ではなく、早急に新庁舎建設の議論に移行すべき」との見解が示されたことから、新年度では、新庁舎建設に向けて、建設場所や建設手法などの検討を進めてまいります。

また、町営住宅については、引き続き、末広団地の移転補償及び解体を進めるほか、医療大学の移転により町内の民間アパートやマンションの空室の増加が予想されることから、建て替えを前提とした計画から民間アパート等の活用に向けた検討を進めてまいります。

次に「移住促進プロジェクト」ですが、「住宅購入支援金」の要件について令和6年度から「中古住宅」を新たに対象としたことにより、新築住宅から中古住宅の購入に変化するニーズに対応することができました。新年度においても住宅市場の変化を的確に把握し、さらなる移住促進を目指してまいります。

また、令和6年度に公共交通機関を利用して高等学校等へ通学する生徒を対象に「通学費助成制度」を新たに創設しました。この制度は子育て世帯の負担軽減を図る支援制度の一つでありますので、新年度も継続して実施いたします。

加えて、「当別町は魅力があり、住みやすいまち」であることを首都圏や札幌圏を中心に効果的なプロモーションを実施し、当別町の認知度や知名度の向上を図り、関係人口及び移住・定住人口の拡大につなげてまいります。

次に「公共交通活性化プロジェクト」ですが、「ふれあいバス」については、4月から「青山線」の一部デマンド化による便数の確保と移動手段の維持を図り、「西当別道の駅線」については、観光客の移動手段としての利用など効率的な運行を図るため、路線を再編し、利用者のさらなる利便性の向上を図ります。

また、全国で運転手不足を起因とする路線の廃止や減便が相次いで発生するなど、公共交通を維持するためには運転手の確保が必要不可欠であることから、交通事業者の運転手確保に対し支援を行い、持続可能な公共交通の実現に努めてまいります。

次に「観光資源の活用・創出プロジェクト」ですが、令和5年度には観光客入り込み客数が過去最高の162.5万人を記録したほか、訪日外国人観光客向け地図アプリ「ジャパントラベル・バイ・ナビタイム」のデータ分析では、前年同期と比較した町内を訪れた外国人数の伸び率は2年連続で全国1位となり、国内外を問わず多くの観光客が訪れるようになりました。この大きな流れを町内全域に波及させることが重要であることから、当別町観光協会と連携し、当別町の歴史の探求など当別町ならではの新たな観光コンテンツの造成や「当別町周遊観光バスツアー誘致助成制度」を活用したバスツアーの誘致、観光パン

フレットの多言語化によるインバウンド対策を実施するほか、北海道観光機構などとの連携による町外での観光プロモーションを実施し、さらなる誘客の強化につなげてまいります。

次に『未来を担う子どもの育成～ひとの創生～』に係る施策の展開についてです。

まず「小中一貫教育推進プロジェクト」ですが、新年度の当別町教育推進計画では「一人ひとりの学力向上と子どもの未来保障」を重点目標として位置づけ、これまで実践してきました「GIGAスクール構想」を踏まえ、さらに進化したICT教育環境を整備し、その環境を最大限に活用する「NEXT GIGA（ネクスト ギガ）」へ移行し、主体的・対話的で深い学びの授業改革を推進するとともに、不登校児童生徒への支援として、場所やスタイルを選ばない学習環境の充実を図ります。

また、学習環境の改善を図るため、令和6年度から着工しております「とうべつ学園のエアコン設置工事」をはじめ、西当別小学校及び西当別中学校のトイレの洋式化、西当別小学校の教室改修、とうべつ学園水泳プールのろ過装置の更新など、教育施設の環境改善も進めてまいります。

加えて、社会情勢等の影響により物価が高騰していることから、学校給食に対する物価高騰対策を行い、子どもたちに必要な量や栄養バランスを維持した給食の提供に努めます。

次に「子育て世帯応援プロジェクト」ですが、安心して出産・子育てができる環境整備に向けて、乳児の1か月児健診の支援を行うほか、産後ケア事業においては、従来の宿泊型と訪問型に加え、新たに通所型を導入し、サービスの拡充を図ります。

また、現在、策定中の「第3期子ども・子育て支援事業計画」等を包含する「当別町こども計画（とうべつこどもHIRARI計画）」では、「全てのこどもが未来を拓き、幸せを感じて豊かに暮らせるまち 当別」を基本理念とし、この基本理念を実現するため5つの基本目標を定めております。新年度では、基本目標に沿った主要施策を展開し、基本理念の実現を目指してまいります。

さらに、子どもをはじめとした住民のレクリエーションの場である公園遊具の整備・充実を目指し、町外からの来場者も多い「あいあい公園」の複合遊具を更新し、「憩いの場」としての公園機能の再生を図ります。

次に『住み続けたいまちの形成～まちの創生～』に係る施策の展開についてです。

まず雪対策ですが、これまでも、「新たな雪堆積場の開設」や「除雪情報管理システムの整備」など、除排雪作業の効率化を図ってまいりましたが、物価高騰による除雪機械の高騰、労働力不足など課題は山積しております。新年度では、除排雪事業者への貸与機械として、ロータリー除雪車を1台購入し、さらなる除排雪体制の強化を図ります。

また、道路及び河川の改修では、「治水橋」の長寿命化修繕工事、町道十六線の改修を行うほか、近年増加する集中豪雨や局所的な大雨による水害から住民を守るため、トヨベリ川のしゅんせつ工事を実施いたします。

次に、防災についてですが、当別町地域防災計画による防災体制を基盤として、災害時

に迅速かつ適切な救援活動や支援物資の供給ができるよう、国や北海道、警察、消防など関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害時に必要となる備蓄品を計画的に整備し、災害対策の強化に努めてまいります。

また、町民や自主防災組織に対し、親子防災キャンプをはじめとした各種訓練や出前講座、専門家による防災セミナーを実施し、災害時に必要な知識や技術の習得を支援します。

次に「地域・在宅医療確保対策プロジェクト」ですが、2025年は団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者となり、介護の需要が急増する「2025年問題」が懸念されており、これまで以上に介護人材の確保が急務となるため、令和6年度から町内介護事業者と人材確保について意見交換会を実施してまいりました。この意見交換会を踏まえ、新たに人材紹介料に関する経費や広告宣伝費に関する経費の一部の助成を行い、介護人材確保に向けた支援に取り組みます。

次に「地域福祉推進プロジェクト」ですが、医療大学、地域包括支援センター、町の3者が協働で実施している「フレイル予防教室」については、この4月で4年目を迎え、年々知名度が上がり参加者も増加しており、高齢者の身体活動や社会参加の機会づくりとしての成果が現れてきていることから、引き続き、高齢者の健康や生活支援に取り組み、「人生100年時代を支えるまち」の実現を目指してまいります。

また、新年度より带状疱疹ワクチンの予防接種が定期接種の対象となることから、ワクチン接種費用に対する助成を行い、接種者の負担軽減を図ります。

さらに、就労訓練を行っている障がいのある方に対して、事業所までの交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることで、継続した就労機会の確保による社会参加を促します。

なお、「総合保健福祉センターゆとろ」におきましては、快適な利用環境を整備するため、機械設備の更新を行います。

最後に、『デジタル基盤の構築～デジタル田園都市「T o b e t s u “D I G I” t o w n」の創造～』に係る施策の展開についてです。

「総合戦略を進めるデジタル基盤構築プロジェクト」として、庁内会議や議会などでの資料のペーパーレス化や「文書管理システム」、「RPA」、「チャットGPT」をはじめとする生成AI等の積極的な活用と「電子申請システム」や「施設予約サービス」といった住民との接点となる手続の両面においてDXを推進し、効率的な行政運営を図ります。特に生成AIについては、「マイクロソフト365C o p i l o t（コパイロット）」などの導入に当たり、生成AIの活用に優れた職員を「生成AIエバンジェリスト」として任命し、実際の業務での実践を基に、本格導入に向けた検証を進めてまいります。

また、令和6年度に開設いたしました西当別支所における「ワンストップ窓口」の効果等を検証し、さらなる住民サービスの向上につながる全庁的な「書かないワンストップ窓口」について検討を進めてまいります。

さらに、町公式ホームページの情報検索機能に生成AIを新たに活用し、自然言語によ

る質問や回答が可能となるほか、音声による照会や外国語による検索にも対応し、必要な情報の入手を容易にいたします。

以上、新年度に取り組む施策の概要について、それぞれご説明いたしました。

新年度は、医療大学の移転に伴う影響が生じる始まりの年と認識しており、この影響の緩和と経済活性化に向けた取組を柱に予算編成を行いました。

また、新年度には、平成27年に策定しました人口ビジョンの改訂を行い、令和9年度を始期とする新たな総合計画・総合戦略の策定に取り組んでまいります。

町内では、町の未来を創造し、新たな経済機会の創出や持続可能なまちの実現に向けたイベントの開催について、若い世代を中心とする団体よりご提案をいただいているところですが、冒頭、申しましたように、就任時は疫病の蔓延により、開拓150年の諸行事が中止に追い込まれ、大きな節目を共にすることができない時期でもありました。このたびの医療大学移転問題を契機に、町の将来に対する危機意識が、若者を中心に共通認識されるようになり、各団体の周年事業と重なることも関連し、町の未来に対する責任世代としての自覚の発露とした提案と受け止めております。

私の残された任期は僅かですが、町全体が一丸となり、この直面する課題に対し、真摯に取り組んでいく意気込みと合意を住民の間に造成することが重要と考え、若者を後押しして共に進むことが、持続可能な町の創造へとつながるものと考えております。

今、日本の地域社会は、少子高齢化・過疎化から抜け出せない状況が続いています。「適疎」という言葉が語られるようになり、「にぎやかな過疎」を目指す地域も出てきました。

これからの地域創造は、縮んでいく地域全体の変化を受け入れつつ、町の機能を維持して適度な（効率的な）地域につくり変えていく努力、新たな町の価値を認め合い、創造していく取組が求められるようになりつつあります。

つまり、これからの地域は、にぎやかな過疎創造を受け入れつつ、地域振興を図っていく「サステナブル」から「リジェネラティブ」へ、「防ぎ、持続させること」から「防ぎ、再生させること」への転換を果たしていくことが重要になると思慮いたします。

地域の状況や仕組みを改善してクオリティーを維持し、人々がWell-beingを感じ、より幸福になれるよう取り組んでいくための課題解決を進める、そういうまちづくりの方向が求められております。

当別町が抱える目の前の課題を見詰め、地域社会が進む方向を見極め、多角的に複眼対応の政策実現で、「都会とは違う豊かさ、Well-being」を感じることでできる「ふるさとづくり」が求められていると強く感じています。

最後になりますが、新年度につきましても、残された任期、町職員と共に正面から課題に向き合い、全力で町政執行に取り組むことをお約束するとともに、議会議員の皆様方には、今後とも各施策へのご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、令和7年度の予算編成の概要説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 令和7年第1回当別町議会定例会の開会に当たり、新年度の教育予算編成の概要について申し上げます。

当別町の教育は伊達直邦公とその家臣が当別に開墾のくわを振り下ろして間もなく、家臣団の一人である鮎田如牛が、私塾を開いて移住者の子どもたちの教育を担ったことに始まります。

生活すら困難な開拓当初にあっても「教育のことは一日もゆるがせにできない」として教育を重んじた精神は、現代まで脈々と引き継がれています。

この理念を礎として、新たに策定した「当別町教育基本計画」の下学校教育と社会教育の具現化に向け、限られた財源を効果的に活用し、実効性ある施策・事業を展開してまいります。

小中一貫教育においては、新年度の教育推進計画の中で「一人ひとりの学力向上と子どもの未来保障」を重点目標として掲げ取組を進めてまいります。

さらに、少子・高齢化の進展、グローバル化やA I技術の発展など社会の急激な変化に即応できる人材の育成にも力を注ぎ、これからの社会を人間らしく生き抜くための知性と感性を育てる教育を目指すとともに町民がより幸せを感じることのできる生涯学習の充実に努めてまいります。

これより、新年度における具体的な施策についてご説明いたします。

施策の展開、1、学習指導。

学習指導については、個別最適で協働的な学びの充実を図るため、児童生徒の1人1台端末を更新し、これまで実践してきた「G I G Aスクール構想」からI C T教育環境の効果を最大限に活用する「N E X T G I G A（ネクスト ギガ）」へ移行し、主体的・対話的で深い学びの充実に取り組んでまいります。

また、教育課程を通した資質・能力の確実な育成と定着に向け、学力向上推進講師や支援員・介助員を複数名配置する、当別型複数指導体制の充実を図り、子どもたちに寄り添った学習支援を行ってまいります。

次に、本町の独自教科である「とうべつ未来学」等を活用し、子どもたちが文化・芸術に触れる機会を増やし、感性を育てる教育の充実に努めてまいります。

2、生徒指導。

生徒指導については、いじめの未然防止、不登校支援等、多様化する児童生徒への指導において、道のスクールソーシャルワーカー派遣事業を活用しながら、学校・家庭・関係機関等をつなぐ「心のコーディネーター」を配置します。また、仮想空間（メタバース）を活用した道の事業と連携することで、子どもたちの多様な学び場や居場所づくりの拡充を図ります。

加えて、校内・外の教育支援センターや、WEBQU等の活用を進めながら、不登校等により「学びにアクセスできない児童生徒ゼロ」を目指し、取組を推進してまいります。

また、昨今の課題である外国人児童生徒の受入れにおいても体制を整備し、学校と連携した組織的な対応を進めてまいります。

3、地域と共にある学校。

地域と共にある学校については、家庭・地域との連携・協力による体力向上に向けた取組を進めることで、スポーツの楽しさや喜びを味わう機会を増やし、生涯にわたって心身の健康の保持増進、豊かなスポーツライフを実現する力を身につけることができるよう、引き続き、取組を進めてまいります。

次に中学校における部活動の地域展開に向けては、「『未来を拓く9年間』の地域クラブ活動」として、小学生から一貫した地域クラブ活動の運営体制整備に向け、地域おこし協力隊制度や国の実証事業を活用しながら進めてまいります。

また、コミュニティスクールの機能のさらなる充実を図り、学校や地域、関係機関との風通しのよい関係を基に、全ての子どもたちの健やかな成長と学びの充実のため、全力で取り組んでまいります。

学校給食では、社会情勢による物価高騰が米や野菜といった食材にも大きな影響を及ぼしているため、物価高騰対策を行い地元食材の活用促進や姉妹都市の食材を使った「とべっこランチ」を継続します。

当別の特色ある給食を積極的に発信し、おいしい給食を楽しみにしている子どもたちの健やかな成長を願いながら、食育を通じた楽しみや安心と笑顔をさらに広げていく1年になりたいと思っています。

4、生涯学習の推進。

生涯意欲を持って主体的に学べるよう、「ことぶき大学」の開催など生涯学習プログラムを継続して実施します。

読書活動推進の拠点である図書館では、本や図書館に親しむイベントを充実させるとともに、新たにエアコンを整備して利用者環境の改善を図り、町民の読書活動をさらに推進します。

5、文化・芸術・スポーツの推進。

文化・芸術活動においては、文化公演事業の開催や文化協会活動支援などを行い、文化・芸術に親しむ機会の創出を図ってまいります。スポーツ活動においては、指定管理施設

に西当別コミュニティーセンターの運営管理を加え、全ての町民が身近にスポーツに触れる環境づくりを推進してまいります。

6、歴史伝承と郷土愛の醸成。

当別の歴史について理解を深め、郷土のすばらしさを感じ、郷土を愛し誇りに思う気持ちを醸成できるよう、町全体を開かれた教室と捉え、子どもの学び場を創出します。古文書等の解析を進め、当別の歴史を未来に継承する取組を進めるとともに、歴史学習講座を開催し、町民の歴史学習の機会創出に努めます。

7、地域の教育力の向上。

地域学校協働本部のさらなる活用から、「放課後学習会」「土曜教室」「イングリッシュプロジェクト」などにおける地域ボランティアによる活躍の場を広げ、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」といった意識の下で、町の未来を担う子どもたちの成長を支えます。

8、施設整備等。

最後に施設の整備についてです。

既に暑さ対策済みの西地区の学校に続き「とうべつ学園のエアコン設置工事」をはじめ、西地区の学校の課題となっている「西当別小学校及び中学校のトイレの洋式化」や教室の狭さを解消するため現在進めている「西当別中学校の教室改修」に続き「西当別小学校の教室改修」を行うなど学校施設の環境改善を進めてまいります。

また社会教育施設については、「とうべつ学園プールろ過装置更新工事」を実施してまいります。

終わりに。

以上、新年度の教育予算編成の概要についてご説明申し上げました。

「『未来を拓く9年間』当別町小中一貫教育」の成果を着実に積み上げてまいりますので、町民の皆様、議員各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの町長、教育長の令和7年度予算編成の概要の説明に対する各会派による代表質問を3月7日に行いますので、質問予定者は本日、本会議終了後、午後5時までに議長に通告願います。



◎休会の議決

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、議案審査のため、3月5日、3月6日の2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 本日はこれにて散会します。

3月7日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時19分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回当別町議会定例会 第2日

令和7年3月7日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（上告の提起及び上告受理の申立てについて）

第 3 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償額の決定について）

第 4 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度当別町一般会計補正予算（第6号））

第 5 議案第 1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第7号）
議案第 2号 令和6年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 3号 令和6年度当別町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 4号 令和6年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 5号 令和6年度当別町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 6号 当別町職員の給与に関する条例及び当別町一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7号 当別町農業10年ビジョンプロジェクト基金条例制定について

議案第 8号 当別町再生可能エネルギー等導入推進基金条例制定について

第 6 議案第 9号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

第 7 町長、教育長の令和7年度予算編成の概要説明に対する代表質問

第 8 議案第10号 令和7年度当別町一般会計予算

議案第11号 当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例制定について

議案第12号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 当別町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議案第14号 当別町自転車等駐車場管理条例制定について

議案第15号 当別町社会体育施設等に係る指定管理者の指定について

議案第16号 令和7年度当別町国民健康保険特別会計予算

議案第17号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 令和7年度当別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 令和7年度当別町介護保険特別会計予算

議案第 20 号 令和 7 年度当別町介護サービス事業特別会計予算

議案第 21 号 令和 7 年度当別町水道事業会計予算

議案第 22 号 令和 7 年度当別町下水道事業会計予算

議案第 23 号 当別町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例制定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	4 番	櫻 井 紀 栄 君
5 番	佐々木 常 子 君	6 番	佐 藤 立 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
11 番	山 田 明 君	12 番	古 谷 陽 一 君
13 番	島 田 裕 司 君	14 番	稲 村 勝 俊 君
15 番	高 谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	岡 部 一 宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	乗 木 裕 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	森 淳 一 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
建設水道部参与	岩 城 正 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山 田 雅 俊 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 康 弘 君
次 長	玉 木 聡 美 君
係 長	中 鉢 将 太 君
主 任	角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

6 番 佐 藤 立 君

13 番 島 田 裕 司 君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第2、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年12月20日に札幌高等裁判所より言い渡された損害賠償請求控訴事件の判決に対し内容に不服があることから、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをすることについて地方自治法第179条第1項の規定により令和6年12月26日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいたごうとするものであります。

よろしくご審議をいただきましてご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、報告第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年10月30日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を15万円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月10日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきましてご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、報告第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第3号 専決処分の承認を求める

ことにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年度当別町一般会計補正予算（第6号）につきまして地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月27日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに1億343万9,000円を増額し、その総額を134億7,054万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、物価高騰対応重点支援給付金関連経費1億343万9,000円を増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金1億343万9,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきましてご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、
議案第6号、議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議案第1号から第8号は関連がありますので、一括上程します。

提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました議案第1号から議案第8号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに4億8,197万5,000円を増額し、その総額を139億5,252万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」を

お目通しいただきたいと存じます。

次に、繰越明許費の補正につきましては3ページに記載の第2表を、地方債の補正につきましては4ページに記載の第3表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、新しいまちの顔づくりプロジェクト基金への積立金3,050万円、保育施設等給付費1,889万5,000円、当別町農業10年ビジョンプロジェクト基金への積立金2,106万円、再生可能エネルギー等導入推進基金への積立金294万円、除排雪業務委託7,240万円、学校施設改修工事2億4,457万9,000円、一般職給料1,860万円などを増額し、市町村職員共組合負担金1,050万円などを減額するもので、この財源といたしましては国庫支出金3,825万2,000円、寄附金6,178万円、繰入金3,648万円、繰越金9,753万7,000円、町債2億2,070万円などを増額して措置いたしました。

次に、議案第2号 令和6年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに2,134万1,000円を増額し、その総額を21億6,602万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費2,000万円などを増額するもので、この財源といたしましては道支出金1,822万8,000円、繰入金708万7,000円、繰越金1,798万7,000円などを増額し、国民健康保険税2,198万6,000円を減額して措置いたしました。

次に、議案第3号 令和6年度当別町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに6,919万3,000円を増額し、その総額を18億2,697万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、保険給付費4,967万5,000円、基金積立金844万3,000円、地域支援事業費707万5,000円、諸支出金377万7,000円を増額するもので、この財源といたしましては支払基金交付金1,517万9,000円、繰入金734万9,000円、繰越金4,602万5,000円などを増額して措置いたしました。

次に、議案第4号 令和6年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は収益的収入においてその他営業収益6万6,000円を増額して、収入総額を6億5,556万1,000円といたしました。

次に、収益的支出において総係費147万8,000円を増額して、支出総額を6億4,719万6,000円といたしました。

次に、資本的収入において企業債1,270万円を減額して、収入総額を1億2,812万円といたしました。

次に、資本的支出において上水道設備費1,878万5,000円を減額して、支出総額を2億8,714万3,000円といたしました。

次に、議案第5号 令和6年度当別町下水道事業会計補正予算（第2号）についてありますが、本補正予算は収益的支出において管渠費28万9,000円、総係費15万4,000を増額して、支出総額を8億7,836万5,000円といたしました。

次に、資本的収入において企業債5,630万円、補助金4,054万5,000円を減額して、収入総額を2億164万5,000円といたしました。

次に、資本的支出において下水道設備費9,076万9,000円を減額して、支出総額を5億1,913万7,000円といたしました。

次に、議案第6号 当別町職員の給与に関する条例及び当別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院勧告に基づく令和6年度給料表の平均改定率2.76%の引上げ、令和6年12月期末手当及び勤勉手当の各0.05か月分の引上げ、令和7年度給料表の改定等を行うため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第7号 当別町農業10年ビジョンプロジェクト基金条例制定についてであります。当別町農業10年ビジョンの将来構想の実現に向けた取組を推進するべく新たに基金を設置するための条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第8号 当別町再生可能エネルギー等導入推進基金条例制定についてであります。町の再生可能エネルギーの利活用及び省エネルギーの推進による脱炭素に資する取組を促進するべく新たに基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案8件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号から第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号から第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議案第9号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第9号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに233万1,000円を減額し、その総額を1億938万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、サービス事業費233万1,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰入金296万7,000円を増額し、サービス収入545万6,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時25分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎町長、教育長の令和7年度予算編成の概要説明に対する代表質問

○議長（高谷 茂君） 日程第7、町長、教育長の令和7年度予算編成の概要説明に対する代表質問を行います。

なお、再質問は認められませんので、町長、教育長には答弁漏れのないようよろしくお願いいたします。

それでは最初に、会派清流、山田君の質問であります。持ち時間は40分です。

山田君。

○ 1 1 番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、会派清流を代表し、後藤町長に令和7年度予算編成の概要に対する質問を行います。

質問は、大きく5点であります。まず初めに、北海道医療大学移転に伴う町内のアパート事業者や商店街への影響と対策及び大学の跡地利用について伺います。令和5年9月の北海道医療大学の北広島市移転報道から1年半が経過し、この間大学移転に関連した様々な報道がなされました。その中でも大学移転に伴う町内の経済損失は約20億円という報道は、アパート業、飲食業、商店街など、町内事業者に大きな衝撃を与えました。当別町では、これらの影響を踏まえ、慰留に向け大学側と協議を重ねてきたものの大学側に変更する考えはなく、町長は昨年6月の議会定例会で慰留断念を表明されました。その決断については、評価をしております。その後大学移転後を見据えた連携の在り方について商工会やアパート組合などの関係機関と協議を行っているものと捉えております。昨年12月にはアパート・マンション引越応援事業や市街地空き店舗等活用促進事業、一般財団法人日本立地センターによる大学跡地を含めた企業誘致関連の情報発信の強化の補正予算がそれぞれ生まれ、大学移転に伴う影響緩和に向けた対策が講じられており、3年後の医療大移転を見据えた様々な検討が必要になるものと捉えております。

そこで、町長に伺います。医療大学の北広島市への移転により町内のアパート等に住む学生がいなくなるなどの直接的な影響のほか、様々な影響が生じると考えられますが、町としてどのような影響が生じると想定されているのか伺います。

また、大学の移転の影響緩和対策についてですが、昨年12月に医療大学の移転を見据え各種対策を講じていますが、2028年4月の移転を見据え、どのような対策を講じていく必要があると考えているのか、併せて伺います。

次に、大学の跡地利用について伺います。以前町長が話していたと記憶していますが、千歳市に進出している次世代半導体の製造を目指すラピダスを中心とした産業集積地の北海道バレー構想で当別町として担える役割はないのかと想像する中で、医療大キャンパス跡地に人材の育成拠点となる施設の誘致等は検討されないのか伺います。

先進事例であります。熊本県の菊陽町への企業進出が隣の大分県まで拡大したと聞いております。札幌市、千歳市などを含めた道央圏においても同様の動きが見込めると考えますし、大学の跡地利用として検討できないか、併せて伺います。

次に、駅周辺再開発プロジェクトの役場新庁舎の建設について伺います。令和3年度に作成された庁舎建設基本構想素案を基に令和4年2月に新庁舎建設検討委員会が設置され、これまで計15回委員会が開催され、新庁舎の機能や規模や既存施設の活用等を協議されてきたと捉えています。本来であれば令和6年度中に建設候補地や事業手法を決定する予定であったと思いますが、建設費や資材費の高騰に加え、医療大の移転表明で将来的なまちづくり計画の見直しが必要となり、新庁舎の建設は時期尚早と判断されたと捉えています。北海道医療大学の移転問題など社会情勢の大きな変化を受けて、昨年の町政執行方針では新庁舎建設を一旦延期し、その間の対応として現庁舎の耐震化改修を行うことについて検

討することとし、事業費の試算や改修手法など必要な事項の調査を実施の上、庁舎整備の方向性を整理することとされていたと捉えています。昨年末までに一定の調査が終了して、年明けに調査結果がまとまったと伺っており、先日の町長からの予算編成の概要では想定を上回る多額の改修費用が必要になることが述べられました。また、先日行われた新庁舎建設検討委員会ではこれらの結果を踏まえて協議が行われたようで、現庁舎の耐震化や老朽化対策ではなく、早急に新庁舎建設の議論に移行すべきとの意見が取りまとめられたと伺いました。

先日の総務文教常任委員会で耐震化の調査結果や検討委員会の協議内容についての詳細な報告も伺いましたが、約38億円との高額な改修費用であり、補強工事を行ったとしても柱などのコンクリートの老朽化は進行し、延命したとしても改修後おおむね10年間の使用しかできないと聞いております。費用対効果を考えますと改修がベストな方法とは思えない状況と認識しましたし、検討委員会がまとめた意見も理解できると思われれます。我が会派としまでも庁舎建設については、今後数十年を左右する大きな問題であると捉えており、医療大の移転問題という社会情勢の変化を踏まえても町民の行政サービスを担う、そして防災拠点としての役場庁舎は必須の存在として維持、確保されるべきものと認識しております。全国各地における近年の大規模災害の発生状況を鑑みても早急に対応しなくてはならないと思います。

そこで、町長に伺います。現庁舎の耐震化に関する調査の結果やそれを受けた検討委員会の意見を踏まえて、今後の検討の在り方について町長の考えを伺います。

また、新庁舎の建設は早急に行われるべきものと考えますが、令和7年度中に建設する決断をされることになるのか、併せて伺います。

次に、商工業活性化プロジェクトの中の商店街の空き店舗及びアパートの空き室対策について伺います。医療大学の移転表明後1年半が経過しました。先ほどからの繰り返しのようになりますが、医療大移転により町内の商工業者を取り巻く経済環境は日々厳しさが増えています。最近では、空き店舗等が解体されたり、大雪により空き店舗等の破損が目立つようになってきましたし、金融機関が今月中頃に江別市に移転するなど、商店街は歯抜け状態となり、にぎわいが失われつつあります。また、先日アパート組合に確認したところ、昨年に比べ新入生の入居者の引き合いが少なく、大学移転の影響が徐々に始まっています。3年後の移転を見据え、商店街の活性化に向け、にぎわいを取り戻すために商工会やアパート組合と連携し、空き店舗及びアパートの空き室対策は早急な対策が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

また、予算編成の概要の中で町営住宅については建て替えを前提とした計画から民間アパート等の活用に向けた検討を進めていくとありますが、具体的に、そして早急に対応してほしいと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、観光資源の活用・創出プロジェクトにおけるインバウンド対策について伺います。昨年4月に経済部内に観光振興課を創設され、今後交流人口の増加を図るために様々な観

光振興策を展開し、町の活性化を目指していくものとして大きく期待を寄せております。本日の新聞でも報道されておりましたが、近年の町の観光入り込み客数の推移を見ますとロイズタウンや道の駅などを中心に増加傾向にあり、またジャパン・トラベル・バイ・ナビタイムのデータ分析では、町内を訪れた外国人の人数の伸び率は2年連続で全国1位となるなど、新たな人の流れが生まれております。これらを踏まえ、今後の町の活性化を図る上では、日本人のみならずインバウンドも視野に入れた観光振興策を講じることが非常に重要な要素となると考えております。

昨年環境省の補助メニューであります地域観光新発見事業に対して伊達家の開拓の歴史をテーマに掲げて申請し、採択を受けたと聞いております。当別町の開拓の歴史を語る上で、伊達家の当主自らが移住し、家臣団と共に開拓したということは全国的にもまれな歴史であると思われますし、観光客の本町地区への誘導事業として伊達家の歴史に着目することは有効であると考えます。

そこで、町長にお伺いします。観光客のターゲットとして今後インバウンド観光客に焦点を当てる場合、インバウンド客を町に引き込む観光コンテンツとしてどのような場所や事業が有効であると考えているのか伺います。

また、インバウンド観光客に対して有効と考えられるコンテンツについてどのように情報発信を行い、誘客につなげていくのか、その対策について町長の考えを伺います。

最後に、町長の2期目に向けた出馬について伺います。令和3年8月、町長に就任されてから早いもので3年半が経過しました。人生100年時代、アフターコロナを生き抜き、笑顔あふれるデジタル田園都市をスローガンの下、4つのファーストであるチャイルドファースト、ハートフルファースト、クオリティーファースト、デジタルファーストの実現に向けて当別町の課題克服に取り組んでこられたと捉えています。会派清流としても笑顔あふれる当別町の実現に向け、日々健闘していると評価しております。先日行われた町政報告会において町長は、これまでの3年半の歩みをパワーポイントで紹介されておりました。移住促進、とうべつ学園の開校、通学援助、子ども医療費の助成、教育の充実、教育環境のDX化、各企業との包括連携協定、ロイズタウン駅の開業、医療機関の誘致、農業10年ビジョンの見直し、ゼロカーボンの推進、企業誘致の取組、西当別支所の開設、姉妹都市交流など、数え上げれば切りがありません。当別町の課題克服に向けて日々奮闘していると捉えています。

しかしながら、一昨年9月に医療大が北広島市に移転すると報道されて以来、町の状況は大きく変化しております。町長も予算編成の概要で、新年度は医療大の移転に伴う影響が生じる始まりの年と認識し、この影響の緩和と経済活性化に向けた取組を柱とした予算編成を行ったと述べておられます。医療大の移転問題、新庁舎の建設、少子高齢化、人口減少、まちづくり計画の見直しなど、克服しなければならない課題はまだ残されています。そして、これらの難題に取り組み、克服できるのは、当別町議会議員として28年、当別町長として1期4年の豊富な経験と実績、そして若い人からお年寄りまで含めた人脈

の広さなど、当別町のことを一番知り尽くしている後藤町長しかいないと私は考えます。これからの当別町の未来を創造し、持続可能な当別町の実現のため、そしてこれらの課題解決には、繰り返しになりますが、後藤町長しかできないと会派清流としては考えますし、多くの町会議員、そして多くの町民も２期目への出馬を望んでいます。その意味で、今年の７月に予定されています当別町長選挙にぜひとも出馬していただきたいと考えますが、町長の考えを最後にお伺いし、会派清流の代表質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 会派清流、山田君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。
町長。

○町長（後藤正洋君） 会派清流、山田議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、北海道医療大学の移転に伴う影響についてのご質問であります。山田議員ご指摘のとおり、アパートの空室の発生だけではなく、今後様々な影響があるものと考えており、経済的に影響が大きなものとして飲食店や食料品店を中心に利用客の減少やアルバイトなど働き手の確保が難しくなるのではないかと懸念をいたしております。

また、大学の移転を見据え、どのような対策を講じていくのかですが、予算編成の概要でも述べましたが、少子高齢化、過疎化が進む中、にぎやかな過疎を目指す地域が出てきております。当別町でも人口減少、そして医療大学の移転といった様々な事象を踏まえ、当面は町の機能を維持しながら新しく入ってこられる人材を増加させ、町の再生を目指すべく新たな人流を生み出す対策が必要と考えております。具体的には観光振興による交流人口の増、企業誘致、町外企業との連携、起業などによる関係人口の増であり、これらの対策は将来の移住につながる可能性も秘めております。こうした取組により人材を増加させ、町の再生を促しつつ将来の定住人口増加へとつなげるべく必要な対策を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、人材育成拠点としての誘致や熊本県菊陽町での事例と同様な企業進出について跡地利用として検討できないかのご質問であります。私も昨年夏に石狩地方開発促進期成会が主催した菊陽町での現地視察に参加いたしました。良質で豊富な水資源をはじめ、企業進出に当たっては様々な条件が整っていることを改めて認識をいたしました。ラピダスの千歳進出や再生可能エネルギーのポテンシャルは国内随一であるなど、北海道はDX、GX産業の集積地として期待されている一方、専門的な技術を有する人材が不足することが懸念されており、これからの当別町の役割として国内外を問わず教育研究機関等を集め、今後求められる人材の育成を担っていくことが将来に向けたまちづくりの一つの在り方であると捉えておりますし、北海道バレー構想にも符合するものと考えております。建設コストや地価の高騰が続く中、使える既存施設があることはもちろん、鉄道駅があることは教育研究機関のみならず進出を検討する企業にとって大きなメリットであることを踏まえ、跡地利用に向けて企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても土地、施設の所有者は医療大学となりますので、引き続き協議を進めてまいりま

す。

次に、駅周辺再開発プロジェクトの新庁舎建設に対するご質問にお答えいたします。検討委員会の意見を踏まえた今後の検討の在り方についてのご質問であります。先日の総務文教常任委員会での報告のとおり、新庁舎建設検討委員会から今後の検討の方向性として、現庁舎の耐震改修ではなく建て替えへの議論に移行すべきとの見解が示されました。その後検討委員会の協議においては、これまでの4つの建設候補地についてそれぞれの課題点を整理し、候補地選定に向けた検討を行っております。また、その検討過程におきまして新たに旧公民館用地を建設候補地として検討できないかとの意見に加え、現状の町有地部分だけでは面積が狭いことから、隣接する民有地の活用についても調査をすべきとの意見が示されましたので、今後隣接地や近隣の土地について調査を実施し、協議いただくことと伺っております。新年度に入りましても検討委員会においては候補地の選定、さらには建設手法の検討を行い、その検討結果に基づきまして町として最終的に新庁舎建設の判断をしていきたいと考えております。

令和7年度中に建設する決断をするのかとのご質問であります。新年度以降の検討委員会での検討状況を踏まえまして、町として早期に新庁舎建設の判断ができるよう取り進めてまいりたいと考えております。

次に、商工業活性化プロジェクト、空き店舗、アパートの空室対策についてのご質問であります。私も山田議員と同様早急な対策が必要と考え、新年度に先立ちアパート・マンション引越応援事業と空き店舗等活用促進事業をスタートさせたところであります。これらの事業は、制度開始から日が浅く、特に町外への周知、PRといった点におきましてはまだ十分ではないと考えておりますので、今後商工会やアパート組合のほか、不動産会社とも連携し、より一層の周知、PRに努めてまいります。

次に、町営住宅の民間アパート等の活用についてのご質問であります。現在の町営住宅長寿命化計画においても町営住宅の建て替えは民間活力の導入も含めた検討を進めることとなっており、令和5年度には当別町アパート組合と町による民間アパートの借り上げ制度に関する勉強会を開催し、令和6年度には町営住宅に入居されている単身者と2人世帯の方を対象に町の借り上げ住宅への入居希望に関するアンケート調査を実施いたしました。この調査には対象世帯74世帯のうち41世帯から回答があり、31世帯、約8割の方が入居を希望する結果となりました。また、アパートオーナーを対象に実施したアンケート調査では対象者のほぼ全員に当たる88名から回答があり、43名、約5割の方から町営住宅としての借り上げ希望があったところであります。これまで民間アパートの借り上げ実績がある自治体を視察し、これらを参考として民間アパートの活用に向け、研究を重ねてまいりました。令和7年度には町による借り上げ住宅の制度設計に向け、関係者、関係団体との協議を行い、運用開始につなげていけるよう進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、私もアパート対策は重要な課題と認識しており、アパートの空室状況をはじめ、近隣市町村、特に札幌市の人流や民間アパート、マンションの建設等の動向

を注視し、町営住宅としての借り上げなど次なる対策に向け、検討を進めてまいります。

次に、観光資源の活用・創出プロジェクトに対するご質問にお答えをいたします。初めに、インバウンド観光客を町に引き込むための観光コンテンツについてであります。山田議員ご指摘のとおり、令和6年度より観光協会においてインバウンド観光客の本町地区への誘客に向け、伊達家の開拓の歴史に焦点を当てた観光ツアーを造成し、旅行商品化への取組が進められております。議員ご指摘の地域の歴史、そして風土を生かすなど、ストーリー性を持った内容や場所であることがインバウンド観光客の誘客に向けた観光コンテンツとして有効であると私も考えております。加えて、開拓の歴史以外にも町には魅力ある食をはじめ、雪や森林を活用した体験、亜麻栽培の歴史など、インバウンド観光客が好む多数の観光コンテンツがあり、このような要素を組み合わせることも有効でありますので、町といたしましては観光協会や旅行会社などとの連携により当別町ならではの観光ツアーを造成し、早期の旅行商品化を促してまいりたいと考えております。

次に、インバウンド観光客に対する情報発信についてであります。現在観光協会ではインバウンド観光客の誘客に向け、町の魅力を伝えるための環境整備として協会のホームページ内にインバウンド観光客向けの特集ページを作成するほか、観光パンフレットの多言語化を予定しているとお聞きしております。加えて、町を訪れているインバウンド観光客の大部分を占める台湾、香港など東南アジアからの観光客にターゲットを絞り、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会の事業である台湾での現地プロモーションへの参加や海外に向けた町の観光情報発信を推進するため、北海道観光機構、旅行会社と連携し、台湾、香港市場向けの日本観光情報サイトへの掲載に向けたPR活動も予定されております。町といたしましてもこれら観光協会などとの動きと連携するとともに、当別町魅力発信事業により政策する観光PRツールの活用を予定しておりますので、さらなるインバウンド観光客の誘客に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町長選に対する考えについてのご質問であります。私は町長就任以来、山田議員が先ほど述べられた人生100年時代、アフターコロナを生き抜き、笑顔あふれるデジタル田園都市のスローガンの下、4つのファーストを実現することがこの町の課題克服につながるものとの信念で町政を進めてまいりました。特に町が抱える課題解決のための具体的な取組として、少子化対策と子育て支援の充実、小中一貫教育環境と学習内容の充実、さらに医療機関誘致による医療環境の拡充や移住促進のための様々な施策の展開などにより3年連続で社会人口が増加するなど効果も出始めてきております。

しかしながら、今後も続く少子高齢化、過疎化、人口減少に対する問題、さらには医療大学移転など、持続可能なまちづくりを目指すためにはこれまで以上に新たな発想や工夫が必要となってまいります。新年度予算編成に当たって目の前の課題を克服するための具体的事業を職員と共に積み上げ、予算化いたしました。昨年暮れ、私を支えていただいている後援会の皆様から2期目に向けての出馬要請を受けましたが、住民の中にも危機意識を持ち、責任世代と感じて町の行く末を案じて立ち上がった多くの若者たちが行政と共に

課題に挑戦し、歩もうとしてくれています。このたび改めて清流、山田議員をはじめ、多くの議員の方々の要請を重く受け止め、それに応じて皆さんと共に今町が抱える課題解決に向け挑戦する決意を固めたことを最後にお伝えをし、会派清流、山田議員の代表質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で山田君の質問を終わります。

次に、会派緑風会、島田君の質問であります。持ち時間は25分です。

島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、議長の許可をいただきましたので、会派緑風会を代表して令和7年度町長の予算編成の概要に対する代表質問を行います。なお、教育長の教育予算編成の概要に対する質問は行いません。

まず、戦略プラン2、人を呼び込むまちの再生に関わる施策の展開で駅周辺再開発プロジェクト、新庁舎建設についてお伺いをいたします。さきの清流の代表質問にもあったわけですが、改めて重ねて質問を行います。新庁舎建設についてこのたびの新庁舎建設検討委員会における現庁舎の耐震化や老朽化対策でなく、早急に新庁舎建設の議論に移行すべきとの協議結果を踏まえ、町長はどのように判断され、新年度から執行していくのかお伺いをいたします。

これまで町長は、医療大学の移転計画が浮上したことにより町内経済への影響を考慮すると、これまで進めていた庁舎建設の議論よりまずは学生向けアパートや飲食店などへの対応策、大学跡地の活用などに集中して、町の活性化策やまちづくりの総合戦略の見直しの着手などを優先的課題としてこの1年半取り組んでこられました。そこで、お伺いしたいと思いますが、まず予算編成の概要の中で新年度では新庁舎建設に向けて建設場所や建設手法などの検討を進めてまいりますとありましたが、新庁舎建設に向けて大きくかじを切ったという判断を町長自身がしたというふうに受け止められますが、そういうことなのかお伺いをいたします。

次に、新庁舎の完成目標年度をどの時期としているのか、併せて着工予定年度がいつ頃を想定できるのか伺います。さらに、これらの内容についていつ頃公表できると考えるのか、併せてお伺いをいたします。

次に、庁舎建設予定地候補についてですが、末広にある旧公民館跡地が加わった経緯についてお伺いします。さきの総務常任委員会で一定の報告があったわけですが、これまで予定地候補に現庁舎跡、旧小学校跡地、白樺公園の一画、当別駅前にあるJAいしかり本所付近、各敷地の広さが不十分という課題がそれぞれあると聞いておりますが、今後どのような選定過程を経て最終的予定地を決定するのかお伺いいたします。また、執行方針とも取れる予算編成の今回の説明では令和7年度中に予定地は選定することになるのかお伺いいたします。

次に、関連して、民間の複合ビル建設が中断をしており、図書館の移築が頓挫している状況であります。今度の新庁舎建設の検討の中で改めて複合化を含めた再検討をするのか、

それともほかの方法での整備を検討するのかお伺いいたします。

同じく駅周辺再開発プロジェクト、町営住宅についてお伺いいたします。この件につきましてもさきの清流さんの質問で一定の答弁があったわけですが、重なる点がかなりありますけれども、質問をさせていただきます。町営住宅について末広団地の整備計画はどうなるのか、計画どおりに進むのかお伺いをいたします。

民間アパート、マンションの空室を町営住宅として活用する検討は、町営住宅整備計画の方針を転換するということなのかお伺いをしていきたいと思います。まず、末広団地は最終的に何戸解体し、何戸残して整備することになるのか。また、これはいつまでに完了する予定となっているのかお伺いをいたします。

次に、これまで末広団地は新しく建て替える計画だったと思いますが、その計画は本来に予定どおり進むのかお伺いいたします。また、その計画を変更して、民間アパート、マンションの空室を町営住宅として活用するという事なのか、改めてお伺いいたします。

次に、町はこれまで町営住宅の整備戸数や廃止について検討し、併せて町営住宅の再生マスタープランや長寿命化計画を策定しているところであります。民間アパートの空室活用との整合性は図られるのか、それとも方針転換をするということなのかお伺いをいたします。民間アパート等を町営住宅として活用していくとなれば、入居する立場の人たちの声にも十分配慮する必要があります。関係者、関係機関と十分協議を進めていただきたいと考えますが、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、戦略プラン4、住み続けたいまちの形成に関わる施策の中で災害に強いまちづくりプロジェクト、道路及び河川の改修についてお伺いをいたします。1月末に発生いたしました埼玉県八潮市の県道陥没事故に見られるように、今全国の自治体では道路、橋梁、水道管、下水道管など、特に地下埋設された公共施設の老朽化の問題が表面化しております。施設規模の大小はあるにせよ、本町においても同様の課題があると考えます。まずは、新年度の道路や河川整備の取組についてお伺いをいたします。また、さきに述べたような町の老朽化した施設全体の方針や整備方法など、基本的な考えがあればお伺いをいたします。

あわせて、町道の維持管理に対する考えと町道認定のされていない生活道路の支援についてお伺いしたいと思います。まず、新年度は治水橋の長寿命化修繕工事、町道16線の改修、町道文京通2号線の道路改良事業、そしてトヨベリ川のしゅんせつ工事が予定されておりますが、その事業内容の概要についてお伺いをいたします。また、40年、50年と経過したような老朽化した町道、橋梁、そして地下に埋設されている水道管、下水道管などのような公共施設の更新方法や整備について基本的な考えと現状の取組があればお伺いいたします。

国土交通省は、7都道府県に緊急点検を要請したとあります。施設規模の小さな市町村は対象とはなっていませんが、道内の市町村でも独自の調査や点検を行う自治体もあると聞いております。本町についてはどうなのかお伺いをいたします。

次に、生活道路を含む町道の改修、維持管理について。ここ数年道路の凸凹をはじめ、舗装の損傷など、さらには行き止まり路線の件など、町道の老朽化問題をはじめとする道路、町道、道路全般に対する町民の要望が特に目立ってきていると感じております。このようなことから、町道の維持管理については重要な近々の課題として町の重点施策の一つに加えて取り組むべきと考えますが、これについて町長の考えをお伺いいたします。既に他市町村においても道路維持管理に重点を置き出したところも出てきております。町長はどのように考えているか改めてお伺いいたします。

次に、地域の多くの住民が共に利用している町道認定のされていない生活道路については、町は何らかの維持補修の支援をしてはどうかと思いますが、この点についてお伺いをいたします。その対策として、例えば地域の人々が生活道路の草刈りや道路側溝の清掃ボランティアなどを行い、町は舗装などで維持補修を行うような解決策をその地域で生活している住民と町が知恵を出し合い、高齢者になっても安心して満足できる生活環境を共に検討してはどうかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、トヨベリ川の河川改修についてお伺いいたします。トヨベリ川は、町道17線北欧の風通りのすぐ横を流れている箇所と南3号交差点付近で17線を横断している箇所があります。これら一帯は、近年の異常気象とも言える短時間の集中豪雨で度々トヨベリ川の水位が危険水位とも言えるほどの状態になることもあり、氾濫の危険にさらされる地帯の一つでもあります。新年度は、これら地域流域の住民の不安を少しでも解消できるトヨベリ川のしゅんせつ工事が行われることに期待しております。しかし、トヨベリ川の護岸は擁壁部分が弱くなっている箇所も数多くあり、これまでも補強工事を行っているとはいえ、町道17線道路沿いのトヨベリ川部分については補強工事が行われていない状況です。17線道路がトヨベリ川の水害で決壊することがないように、この箇所については特に河川と道路の一体的な整備計画を持つべきではないかと思いますが、町長は、どのように考えているかお伺いをいたします。

また、17線道路、近年歩行者が急増しており、歩道がないことから、事故などの危険性が増していると感じております。これらの状況を踏まえた中で、北欧の風道の駅とうべつとJR太美駅南口間の歩道の整備についても河川の改修と併せて一体化した検討をしてはどうかと思いますが、町長の見解を求めたいと思います。

以上で私の会派緑風会の質問は終わりますが、先ほど町長の2期目への出馬に対する挑戦する決意表明がありまして、我々会派緑風会といたしましても今後この重い決意を重く受け止め、我々会派の中でも再検証するとともに大いに期待するところであります。後藤町長にとっては、1期目の最終年度の予算編成となりました。町長自身が予算編成の概要の説明の中の後書きで述べられているところがあります。当別町が抱えている目の前の課題に対して多角的な政策を実現してのふるさとづくりが強く求められていると、そのように町長が今強く感じているというくだりがございました。まさにその決意で、残された数か月の任期ではありますが、全力で取り組んでいただきまして、引き続きふるさとづくり

に全力で取り組んでいただけることを期待いたしまして、会派緑風会の代表質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 会派緑風会、島田君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。
町長。

○町長（後藤正洋君） 会派緑風会、島田議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、駅周辺再開発プロジェクトの新庁舎建設に対するご質問にお答えをいたします。新庁舎建設に向けて大きくかじを切ったという判断を町長自身がしたということなのかとのご質問であります。今年度実施した現庁舎の耐震化調査結果を踏まえ、新庁舎建設検討委員会の総意として建て替えの議論へ移行すべきとの見解が示されたことに対しまして私自身も同様の判断をしておりますので、新庁舎建設に向けた検討を進めていきたいと考えております。

次に、新庁舎の完成目標年度及び着工予定年度の時期についていつ頃発表できると考えるのかとのご質問でありますけれども、今後検討委員会での検討内容を基に町として新庁舎建設の判断をしてみたいと思いますが、現状として建設候補地が未定であることや建設手法によりまして設計業務や工事期間など大きく変わる要素がありますので、現時点では具体的な時期についてお答えすることはできません。

次に、新庁舎建設予定地に旧公民館用地が加わった経緯についてのご質問であります。会派清流、山田議員の代表質問でお答えしたとおり、旧公民館用地につきましては検討委員会において建設候補地として検討できないかとの意見が示され、その後の協議経過から近隣の土地の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、検討委員会において建設候補地の可否について検討がされるものと考えております。

次に、今後どのような選定過程を経て最終的に予定地を決定するのかとのご質問であります。検討委員会での候補地選定の検討につきましては、コスト面を含めそれぞれの候補地の課題点を整理した中で比較、検討を行っております。その検討結果に基づきまして、町として最終的に建設候補地の判断をしてみたいと思います。

次に、令和7年度中に予定地は選定することになるのかとのご質問であります。会派清流、山田議員の代表質問でお答えしたとおり、新年度の検討委員会での検討状況を踏まえて、町として早期に新庁舎建設の判断ができるよう取り進めてまいりたいと思います。

次に、新庁舎建設の検討の中で複合化を再検討するのかとのご質問であります。JR当別駅南側に建設予定の民間ビルにつきましては、社会情勢の変化を受け、建設事業者より設計の見直しを行っていると同様でございます。現在も建設事業者とは継続的に協議を行っておりますが、当該ビルの設計の見直しにおいても町から提案している図書館機能を有する建物として再設計していく旨の意向を伺っております。したがって、町といたしましては、時期は未定ながら当該ビルに図書館を移転させていく考えを継続しているところでありますので、現時点においては新庁舎建設の協議の中で図書館移転を含めた複合化の検討を行う予定はありません。

次に、駅周辺再開発プロジェクトについてのご質問ですが、初めに末広団地についてであります。現在令和10年度までの現計画を2年前倒しし、令和8年度までに全74戸の解体及び用途廃止を行うこととしております。令和7年度は、移転補償の完了と一部解体工事を実施し、令和8年度には引き続き解体工事を行い、完了予定としております。

なお、末広団地を新しく建て替える計画に関するご質問ですが、現計画では解体後その場所に建て替えるのではなく、他の団地の解体も踏まえ、住宅を統合し、本町地域内で建て替える計画となっております。

次に、民間アパート等の活用についてであります。さきの予算編成の概要でも述べたとおり、建て替えを前提とした計画から民間アパート等の活用も含め、検討を進めてまいります。また、議員ご指摘の民間アパート等の空室活用との整合性につきましては、先ほどの会派清流、山田議員への代表質問でも答弁したとおり、現町営住宅長寿命化計画の中でも民間活力の導入も含めた検討を進めることとなっておりますので、整合性は図られているものと考えております。

次に、民間アパート等の町営住宅として活用する場合の配慮についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、関係者、関係団体のご意見も伺いながら進めてまいります。

次に、災害に強いまちづくりプロジェクトについてのご質問ですが、初めに老朽化した公共施設全般における更新や整備方法の基本的な考え方ですが、緊急性、費用対効果などを総合的に判断し、計画的に整備、更新を行っていくこととなります。こうした基本的な考えを基に治水橋橋梁長寿命化修繕工事については、点検結果を基に主桁の塗装、伸縮装置の取替え、防護柵の取替えを実施するものであります。町道16線道路改修工事及び町道文京通2号線道路改良工事につきましては、経年劣化による路面の凹凸の解消や損傷箇所の改修工事を実施するものであります。トヨベリ川河川しゅんせつ工事につきましては、大雨時の氾濫防止をはじめとし、適切な河川環境の維持を図るため川底の土砂を除去するものであります。

なお、下水道管の調査点検についてのご質問ですが、5年に1度の下水道法に基づく点検をはじめ、町独自の点検としては下水道施設の長寿命化計画にあるストックマネジメント計画に基づきカメラ調査などを実施しており、議員ご指摘の国の動向も注視しながら適正な下水道管の管理に努めてまいります。

次に、道路維持につきましては、職員や道路管理の受託事業者が定期的なパトロールを行い、修繕が必要な場合には適宜修繕を実施してきており、今後も引き続き安全な通行の確保に努めてまいります。

また、生活道路についてであります。生活道路とは個人で管理している私道を指しているという認識で答弁をさせていただきますが、私道はいくまでも土地の所有者や管理者またはその道路利用者が管理するものでありますので、町が管理する認識はありません。なお、一部地域において私道の除雪を町が行っている場合がありますが、これは町民の生活環境維持を図るため、町ができる範囲で行っている行政サービスと理解していただき

いと考えております。

次に、トヨベリ川と道路の一体的な整備についてであります。これまでも一体的な整備に努めてきており、今後の河川、道路の改修においても引き続き一体的な整備を進めることとしており、現時点において改めて整備計画を作成する予定はありません。

次に、道の駅と太美駅までの歩道整備についてであります。令和6年第1回定例会、会派緑風会の代表質問でも答弁したとおり、駅周辺を含めた整備については周辺道路、民間敷地を含めた面的整備が必要であり、多額の事業費が見込まれることから、宅地需要の高まりや民間事業者の動向等を注視しながら検討を進めてまいります。

以上、会派緑風会、島田議員の代表質問に対する答弁といたしますが、最後に島田議員から2期目に向けての決意についてのお話がありました。私といたしましても、予算の概要説明で申し上げましたとおり、今当別町が直面している危機感を議員の皆さんとも共有し、そしてまた町民の皆さんとも共有する中で持続可能な町をいかにして構築をしていくか、そのことを皆さんと共に前のめりで進めていきたいというふうに考えて先ほどの決意を述べさせていただきました。どうぞ皆様のご理解をいただく中で取り進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げさせていただきます、答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 以上で島田君の質問を終わります。

次に、会派公明、佐々木君の質問であります。持ち時間は20分です。

佐々木君。

○5番（佐々木常子君） 議長の許可をいただきましたので、会派公明を代表いたしまして、令和7年度の予算編成の概要についてと教育長の教育予算編成の概要についての代表質問をさせていただきます。

初めに、町長の予算編成の概要について質問させていただきます。戦略プラン2、人を呼び込むまちの再生に関わる施策の展開について、移住促進プロジェクトについてです。これまで町は、様々なプロモーション活動に精力的に取り組まれており、このことは大変評価しております。特に昨年放送されたテレビ番組では、冬の除雪が行き届いていることもしっかりと取り上げられており、町の特徴的な取組やちょうどよいところがコンパクトに紹介されていて、多くの視聴者に町の住みやすさが伝わったのではないかと思います。また、住宅購入支援金や高校生通学補助など、次々と新しい施策を進められた結果、人口が社会増に転じるといった成果も得られており、引き続き取組を強化されていくことと捉えております。

一方、建築費の高騰が続く中、新築棟数も伸び悩んでいると聞いており、言うまでもなく最大の懸案は北海道医療大学の移転による影響であります。地方創生をうたい、日本各地で様々な取組が行われておりますが、結果さらに都市部への一極集中が進んでいるとの報道を目にしました。そのような地方には大変厳しい状況下の中ですので、その地域の特色がその地域の魅力として伝わるような情報発信がますます求められているのではないかと

と思いますし、定住人口といった人数で測ることよりも、どんなことに魅力を感じ、この町を訪れてくるのか、暮らしてみたいと思うのかといったことを深掘りし、町全体のPRをプロデュースするような取組ができると、より効果的なプロモーションにつながるのではないかと考えます。また、テレビ番組でも取り上げられていたように大学移転の理由の一つとされていた雪のことも行き届いた除雪をむしろ町のよいところとしてより強くPRするような、外部の知見をうまく取り入れ、弱みを強みに変えて発信するといった取組を継続的に行うべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

戦略プラン4、住み続けたいまちの形成に関わる施策の展開、災害に強いまちづくりプロジェクトですが、雪対策については自然相手なので、もちろん大変なときもありますが、しっかりと対策していただいていると評価しております。また、防災についてもこれまでに女性用や乳児用などの防災備蓄品もそろえていただいたこと、さらに冬の防災訓練について親子防災キャンプの実施やセミナーの実施など、積極的に取り組んでいただいていると評価しております。しかしながら、これらのセミナーや訓練等に参加する方が少ないなど思うように進んではいないと実感しております。

一方、国内では毎年大災害が発生しており、本年は防災庁が設置されます。幸いなことに当別町は、これまでに大きな災害には見舞われておりませんが、いつどこで起きてもおかしくはありません。防災の基本原則である公助、共助、自助、この3つが連携しなければ町を守り、町民の大事な命、財産を守るのは大変厳しいと考えます。災害が発生したら避難所に行けばよいと考えている人は多いかもしれません。しかし、全員が避難所に収容し切れるとは限らず、備蓄品も十分対応できる数量が備わっているかは微妙です。災害に対する備えは、どれほど準備してもこれで十分という答えは分かりません。そのような難しい状況下で町は多種にわたる様々な事業者と連携協定を結び、災害時の備えを進めてまいりましたが、やはりまずは自分の命は自分で守るとの自助が大事であるという意識変革に取り組んでいくことが重要であると考えます。災害報道などを通して防災に対する意識は年々高まっており、備蓄品で水を用意している方も増えております。また、災害時にはトイレの問題も深刻な問題です。立派な簡易トイレでなくとも、ビニール袋と固めるものがあれば応急的にトイレの役割を果たしていきます。一方、最近の災害が発生した地域ではトイレトレーラーの活躍も報道されておりますが、このような電源カーなどの導入について、さらなる防災対策の強化を図る観点から町長はどのようにお考えでしょうか。

また、共助である自主防災組織の活動についても地域、町内会によって格差が広がっているように思います。とりわけ要支援避難者に対する取組は、様々な課題があり、その対応には各自主防災組織も大変苦慮しているものと思われます。自主防災組織のそれぞれの自主性を大事にしなければならないことは十分承知しておりますが、その上で各自主防災組織が抱えている課題に寄り添いながら一步でも前に進めるような対策や後押しが公助である町の立場からも必要であると考えます。防災対策強化を図る上で大事な共助を担う自主防災組織の活動を推進することに対して、町長のお考えをお聞きいたします。

次に、教育長の教育予算編成の概要について質問させていただきます。初めに、1番、学習指導についてですが、1人1台端末を更新し、ICT教育環境の効果を最大限に活用するネクストGIGAへ移行し、主体的、対話的で深い学びの充実に取り組んでまいりますとありました。また、2の生徒指導のところでも学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指していくとありました。今後教育においてもICTの利用が進み、子どもたちは情報化社会を生きていくことになりますが、情報の取扱いや取捨選択の判断などについての教育はどのように行われているのでしょうか。子どもたちがICTを活用する様々な学びが進んでいくことに対して教育長のお考えをお聞きいたします。

次に、図書館についてですが、以前からの図書館移転リニューアルの計画はこれまで進んでいない状況であると認識しております。先日開催されたイベント、ゆるエコマルシェでは古本市が行われ、盛況だったようで、書籍も電子化が進む中でも本の人気はまだまだ根強いと感じました。今後の移転またはリニューアルについてのお考えをお聞かせください。

以上で会派公明の代表質問といたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 会派公明、佐々木君の代表質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 会派公明、佐々木議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、移住促進プロジェクトに関するご質問ですが、令和6年度は北海道医療大学移転に伴う報道の影響も踏まえ、当別町魅力発信事業として移住、定住を促進することを目的に民間事業者の知見を取り入れ、テレビ番組やSNSを活用したプロモーションを行っております。テレビ番組では、住んでみたらちょうどよい町をテーマに、移住者の声や冬期間の除雪状況、支援制度の情報など、SNSの発信と併せて行うことで多くの方に視聴いただきました。建設費の高騰により新築住宅の着工数が減少しておりますが、住宅購入支援金に昨年度並みの申込みがあったことは、新たに中古住宅を対象とした制度の情報発信が効果的であったものと考えております。

また、今回の業務で制作した動画につきましては、イベントでの活用を図るなど積極的なPRに努めてまいりましたが、他自治体でもPRや移住促進に取り組む中、改めて当別町の特色や魅力を伝えるために創意工夫による有効な情報発信の方法が必要であると認識したところでもあります。新年度におきましても魅力発信事業を継続して取り組んでまいりますが、都会にない自然環境の豊かさや行き届いた除雪状況などの住みやすい町であることのほか、観光資源やふるさと納税の情報を新たに加えて当別町全体の魅力を発信していきたいと考えております。

また、町のPRには首都圏などで移住を検討している方が何を求めているのかといった視点を持つことが重要と考えますが、既に町内では若い移住者を中心に新規就農や起業により活躍をしている事例もあり、町内で起きている動きやそれを支援するといった動きに

もスポットライトを当て、町のさらなる魅力として新たな挑戦ができる町であることを外部の知見を取り入れながら、効果的に発信していきたいと考えております。

次に、防災についてであります。最近の災害現場の実例を踏まえての電源カーやトイレトレーラーなどの導入に関するご質問であります。これらの設備については災害時における相互協定を締結している民間事業者から発災時には電源カーや発電機、移動式トイレなどを借り受ける体制を整備しており、加えて町においても計画的に備蓄している発電機や簡易トイレのほか、プラグインハイブリッド車も保有しております。このようなことから、ご提案のあった設備については現時点で新年度に導入する予定はございません。

次に、自主防災組織の活動推進についてのご質問であります。共助の中心を担う自主防災組織の活動を推進していくべきとの考えは、私も議員と全く同じ認識であります。その考えから昨年11月には専門家を招き、自主防災組織向けのセミナーを開催し、参加者の意識を高めることができたと感じております。今後においても各地域の関係団体と積極的に連携し、自主防災組織の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、会派公明、佐々木議員の代表質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 会派公明、佐々木議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、ＩＣＴ化による子どもたちの情報の取扱いや取捨選択の判断、これからの学びについてのご質問であります。情報化社会を生きる子どもたちには情報の取捨選択や適切な活用能力が求められます。教育現場では、メディアリテラシー教育で情報の真偽を見極め、情報モラル教育でネットマナーや個人情報保護を学びます。さらに、プログラミング教育でＩＣＴの仕組みを理解し、探求学習を通じて情報収集、分析の力を養います。ＩＣＴの活用により個別最適な学びや協働的な学習が進み、探求的な学びやオンライン授業によって柔軟な学習環境が実現します。しかし、デジタル依存や対面によるコミュニケーションの低下といった課題もあるため、ＩＣＴを学びを支える手段として適切に活用し、子どもたちの主体的な学びを促すよう教育活動を進めてまいります。

次に、図書館の今後についてですが、会派緑風会、島田議員の代表質問に対して町長から答弁がありましたとおり、時期は未定ながらＪＲ当別駅南側に建設予定の民間ビルに図書館を移転させていく考えを継続しているところであります。教育委員会としても引き続き町長部局と連携した取組を進めていきたいと考えております。

なお、新年度では当別町図書館の閲覧室にエアコンを設置し、利用環境の改善に努めてまいります。

以上、会派公明、佐々木議員の代表質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐々木君の質問を終わります。

ここで午後１時まで休憩とし、再開後、日程第８より審議を続けます。

休憩 午前１１時５４分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の上程、説明、付託

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議案第10号から第23号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました議案第10号から議案第23号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第10号 令和7年度当別町一般会計予算についてであります。令和7年度の一般会計予算は、歳入歳出の総額を139億1,358万9,000円とし、対前年度比では13億6,304万3,000円、10.9%の増となっております。歳出を款別に申しますと、議会費は対前年度比8.6%減の8,192万6,000円、総務費は12%増の33億4,982万8,000円、民生費は13.6%増の28億2,027万1,000円、衛生費は17.3%減の5億5,398万9,000円、農林水産費は10.7%減の5億3,564万8,000円、商工労働費は6.2%減の1億2,980万9,000円、土木費は21.4%増の23億1,295万9,000円、消防費は7%増の5億8,048万円、教育費は5.7%増の7億7,666万4,000円、災害復旧費は前年度同額の5,000円、公債費は7.1%増の9億1,894万8,000円、職員費は20.6%増の18億4,806万2,000円、予備費は前年度同額の500万円であります。この財源といたしましては、町税は対前年度比7.1%増の21億1,084万7,000円、地方交付税は1.3%増の38億2,494万5,000円、国庫支出金は64%増の18億2,060万2,000円、寄附金は前年度比で増減なしの23億90万3,000円、繰入金は14.4%増の13億651万1,000円、町債は60.6%増の6億7,060万円などで措置いたしました。

次に、議案第11号 当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、当別町職員の育児休業等に関する条例等において所要の改正を行うため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号 当別町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。総合保健福祉センターの設備の老朽化により入浴施設を閉鎖するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号 当別町自転車等駐車場管理条例制定についてであります。鉄道駅周辺の自転車等駐車場における環境保全及び長期駐車対策を図るため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第15号 当別町社会体育施設等に係る指定管理者の指定についてであります。当別町総合体育館、白樺コミュニティーセンター、とうべつ学園水泳プール及び西当別コミュニティーセンターの4施設の指定管理を令和7年4月1日から令和12年3月31日までふれスポ with AMBに指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第16号 令和7年度当別町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億867万2,000円といたしました。歳出の主なものは、保険給付費15億8,672万円、国民健康保険事業費納付金5億3,329万4,000円、保健事業費5,090万7,000円であり、この財源といたしましては国民健康保険税3億8,855万6,000円、道支出金16億5,148万1,000円、繰入金1億6,626万3,000円などで措置いたしました。

次に、議案第17号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。保険税率等の改定に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号 令和7年度当別町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,306万7,000円といたしました。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,260万1,000円であり、この財源といたしましては後期高齢者医療保険料2億2,756万1,000円、繰入金9,423万円などで措置いたしました。

次に、議案第19号 令和7年度当別町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,351万4,000円といたしました。歳出の主なものは、総務費1,587万1,000円、保険給付費16億1,420万円、地域支援事業費1億1,028万円であり、この財源といたしましては保険料3億4,850万円、国庫支出金3億9,565万3,000円、支払基金交付金4億5,103万4,000円、道支出金2億5,454万8,000円、繰入金2億9,343万4,000円などで措置いたしました。

次に、議案第20号 令和7年度当別町介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,870万9,000円といたしました。歳出の主なものは、総務費284万8,000円、サービス事業費6,566万1,000円であり、この財源といたしましてはサービス収入5,798万2,000円、繰入金1,071万8,000円などで措置いたしました。

次に、議案第21号 令和7年度当別町水道事業会計予算についてであります。初めに

収益的収入及び支出予算について、収入予定総額を 6 億1,898万8,000円といたしました。その主なものは、営業収益 4 億4,621万8,000円、営業外収益 1 億7,277万円であります。また、支出予定総額を 5 億9,502万3,000円といたしました。その主なものは、営業費用 5 億7,038万3,000円、営業外費用2,429万円などであります。次に、資本的収入及び支出予算について、収入予定総額を 1 億4,055万5,000円といたしました。その主なものは、企業債 1 億3,990万円、補助金65万5,000円であります。また、支出予定総額を 3 億991万6,000円といたしました。その主なものは、建設改良費 2 億2,937万6,000円、企業債償還金 8,054万円であります。

次に、議案第22号 令和 7 年度当別町下水道事業会計予算についてであります。初めに収益的収入及び支出予算について、収入予定総額を 9 億1,614万4,000円といたしました。その主なものは、営業収益 2 億7,543万7,000円、営業外収益 6 億4,070万7,000円です。また、支出予定総額を 9 億607万7,000円といたしました。その主なものは、営業費用 8 億4,055万1,000円、営業外費用6,507万6,000円などあります。次に、資本的収入及び支出予算について、収入予定総額を 3 億6,290万2,000円といたしました。その主なものは、企業債 2 億3,680万円、補助金 1 億2,424万円などあります。また、支出予定総額を 6 億7,542万4,000円といたしました。その主なものは、建設改良費 3 億2,014万3,000円、企業債償還金 3 億5,528万1,000円あります。

次に、議案第23号 当別町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院勧告に基づく当別町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案14件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） お諮りします。

本案については、議長を除く全議員をもって構成する令和 7 年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議長を除く全議員をもって構成する令和 7 年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 1 時 1 6 分

再開 午後 1 時 2 2 分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。委員長、西村良伸君、副委員長、芳形幸夫君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

西村君。

○令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（西村良伸君） 委員長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました西村でございます。また、副委員長は芳形委員であります。本委員会に付託されました予算は、当別町の諸課題に取り組み、そしてその将来に反映させる重要なものであります。委員の皆様にはその意を酌んで、建設的なご意見により審査に臨んでいただくことを切にお願いいたします。芳形副委員長共々微力ではありますが、その重責を果たしていきたいと考えております。委員の皆様、そして町長、それから参与の皆様には本委員会を円滑に運営できますようご協力いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） ただいま設置されました令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものといたします。

お諮りします。議案審査のため、明日から3月11日までの4日間、3月13日、3月15日から18日までの4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、明日から3月11日までの4日間、3月13日、3月15日から18日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

3月12日に会議を開き、一般質問行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 1時24分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回当別町議会定例会 第3日

令和7年3月12日（水曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	4 番	櫻 井 紀 栄 君
5 番	佐々木 常 子 君	6 番	佐 藤 立 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
12 番	古 谷 陽 一 君	13 番	島 田 裕 司 君
14 番	稲 村 勝 俊 君	15 番	高 谷 茂 君

欠席議員（1名）

11 番	山 田 明 君
------	---------

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	岡 部 一 宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	乗 木 裕 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	森 淳 一 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
建設水道部参与	岩 城 正 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山 田 雅 俊 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
次 長	玉木 聡美 君
係 長	中鉢 将太 君
主 任	角谷 光彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

6番 佐 藤 立 君

13番 島 田 裕 司 君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告1番、佐藤君の質問であります。

佐藤君。

○6番（佐藤 立君） おはようございます。質問を始めさせていただく前に、昨日3月11日、2011年の東日本大震災から14年を迎えました。改めまして被害を受けられました皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。また、当別町は直接の被害はありませんでしたが、今後も災害対策ですとか被災者の支援等はしっかりと取り組んでいく必要があるなということを改めて感じましたので、冒頭に一言申し上げさせていただきました。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。今日は、町民の移動ニーズの持続的な確保について町長にお尋ねをいたします。

当別町では、これまで公民連携によるふれあいバスを中心とした公共交通網を形成してきました。しかし、2028年4月に予定されている北海道医療大学の移転後は、この体制を

維持することは困難です。ふれあいバスの令和５年度の総利用者数は14万7,280人、運行経費が6,965万円で、運行収入は1,098万円、不足分については当別町が2,671万円、スウェーデンハウスが880万円、そして北海道医療大学が1,400万円を分担しています。大学の移転後は、大学生の利用がほぼなくなり、大学の負担金もゼロ円となることが見込まれます。つまり現在の体制での運行を続けることは不可能です。さらに、令和７年度から学校部活動の地域展開が始まることも踏まえ、部活便を含むスクールバスの運行体制についても今後検討が必要となるでしょう。スクールバスの運行経費は、令和７年度当初予算案で8,700万円余り計上されています。スクールバスは、ふれあいバスの運行経費よりも多く、安定的に利用者がある町内の主要交通機関とも言えます。

この状況は、危機であると同時に町内の交通体系を見直す契機でもあります。全国的な課題となっている運転手の高齢化や運転手不足問題を踏まえれば、交通体系はいずれかの時期に見直さなければならないからです。ニーズはあるのに運転手不足によって交通網を維持できないという事態は避けなければなりません。だからこそ今このタイミングでふれあいバスなどの公共交通機関、スクールバス、タクシー、ライドシェア、自動運転等を含め、町民の移動の足となる全ての手段を含め町民の移動ニーズを持続的に確保する新しい交通体系を一体的に構築する必要があります。2023年12月定例会での櫻井議員の一般質問で、ふれあいバスとスクールバスなどの統合について将来的には検討が必要となる提案とのご答弁がありました。これまでに話した状況を踏まえれば、この将来的な検討ではなく、まさに今検討を始める時期ではないかと考えております。

そこでまず、４点お伺いいたします。１点目、今後町民の移動ニーズを持続的に確保するに当たって、どのような課題があるとお考えでしょうか。

２点目、ふれあいバスなどの公共交通機関、スクールバス、タクシー、ライドシェアなど、町民の移動の足となる全ての手段を含め、町民の移動ニーズを持続的に確保する新しい交通体系を一体的に構築する必要があるのではないのでしょうか。

３点目、北海道医療大学の移転を一つの機会と捉えて、2028年４月に新しい交通体系へ移行できるよう具体的な準備を始める必要があるのではないのでしょうか。

４点目、新しい交通体系の検討に当たっては、バス、タクシーなどの運行事業者、町、教育委員会、町民などが参加した検討の場を設けてはいかがでしょうか。

なお、スクールバスを含めた検討については、曜日や学年、学校行事、長期休業などに対応した運行時間、運行体制など柔軟な対応が求められるとスクールバスの特性についてのご答弁が以前にありました。現行のスクールバスを基準とすればそのとおりではありますが、今求められているのはこの枠を超えた抜本的な検討です。スクールバスを基軸に一般混乗という形で地域交通を維持しているある地域では、保護者や学校、教育委員会と協議の結果、スクールバスの着席前提というルールを取りやめた例があります。また、スクールバスの運行時間についても学校到着時間に30分の時間差を設けることで従来５台のスクールバスで運行していたところを２台で運行することができるようになった地域もあり

ます。これらは、現在の充実した当別のスクールバスから比べればサービス水準の低下と言えなくもありません。しかし、移動の足を持続的に確保することが究極の目的であり、そのために利用者、運行事業者、税金として運行経費を分担する町民が人口減少、運行経費や運転手不足などの現実を直視して、現実的な解決策を見いださなければなりません。

そこで、最後に2点お尋ねをいたします。新しい交通体系の検討に当たっては、スクールバスを含め現在の運行体制や利用方法を当然の前提とはせず、聖域を設けない抜本的な検討が必要ではないでしょうか。

6点目、新しい交通体系の検討に当たっては、検討状況を逐次公表し、町民の理解増進に努めることが必要ではないでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐藤君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、今後の町民の移動ニーズを持続的に確保するための課題についてであります。直面する大きな課題といたしましては、多くのバス事業者の共通の課題でもあります運転手の確保ということであり、道内では多くの路線で運転手不足を要因とした減便、廃止が余儀なくされている状況となっております。こうした課題を克服するために当別町におきましては、バス運行事業者に対し大型2種免許取得に対する支援を行い、運転手確保に努め、路線を維持してきているところであります。

次に、新しい交通体系を一体的に構築する必要性についてでありますけれども、将来を見据えた持続的な地域公共交通体制を確立させるためには、路線やダイヤの見直し、デマンド運行エリアの拡充のみならず、議員ご提案のスクールバスとの統合、タクシー、ライドシェアなどの活用を含めあらゆる可能性について検討が必要と考えており、既に当別町地域公共交通活性化協議会においてライドシェアなどの情報収集を行っております。

次に、新しい交通体系へ移行するため具体的な準備を始める必要性についてであります。現在の町、医療大学、スウェーデンハウスの3者による官民連携の運行体制の在り方をはじめ、利用状況、住民ニーズを踏まえた路線の再構築、運賃の見直しなどについて当該協議会において継続して協議を行っているところであり、当然医療大学の移転に向けた準備も含まれているものと考えております。

次に、新しい交通体系の検討の場の設置についてであります。法に基づき設置された当該協議会の中で協議されるものと考えておりますが、必要に応じて教育委員会やタクシー等の運行事業者がオブザーバーとして参加し、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、新しい交通体系に向けた抜本的な検討の必要性についてであります。現在のふれあいバスは全国的にも評価される官民連携による運行体制であることから、今後もこの体制を基軸に町内の公共交通を維持しつつ、他自治体での先進的な公共交通の取組も参考

にしながら、持続的な地域公共交通体制を確立してまいります。

最後に、新しい交通体系の検討状況を逐次公表し、町民の理解増進に努めることの必要性ではありますが、これまでも当該協議会の協議内容につきましては町ホームページで公表してきております。今後も当該協議会の中で持続的な地域公共交通体制に向けた協議を行った際には速やかにその内容を公表し、広く町民に周知してまいります。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、一番最初にどのような課題があるのかというところで、ここは再質問ではありませんけれども、ご答弁の中で運転手の確保のところが大きいというご答弁ありました。実際に町でも運転手確保のための事業を進められていますけれども、この運転手の確保が非常に大きいというのは私も特に重要な点だと思っております。運転手の確保が大事というのは、世の中に非常に多くのドライバーの候補者の方がいらっしゃって、なかなか当別を選んでいただけないというよりは、もう全国的にそもそも成り手の方が少なくなってきたところだと思います。そういたしますと、今町で進めている運転手の確保、ここは必要であると同時に、いかに町内で少ない人数でといいますか、限られた人数で町内の町民の移動の足をどう確保していくのかというのが非常に大きな視点になってくるかと思っております。そこをちょっと前提と……一応認識の確認だけしておいたほうがいいと思うので、一回質問挟ませていただきます。すみません。

運転手の確保のところ、非常に大きいところですが、そこについては今の運転手不足の現状を考えますと、いかに少ない人数で町内の交通機関を、交通網を維持していくかという視点が今後重要になってくるかなというふうに私は思っておりますけれども、その点について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの再質問にお答えをしますけれども、協議会の中で共有している課題についてどうあるべきかということも検討しておりまして、そういう点では将来のというか、現状の運転手の確保についてどうあるべきかとか、あるいは将来の体系、バスの運行体系をどうするかによってどれだけの運転手が必要ですか、そういったことも含めて、業者の方の意見ですとかも含めていろいろと協議をしているということでございますので、その中から具体的な対応策が出てくる中でどうあるべきかという議論はされるというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 全体的に言えば、どうしても日本の人口減少ですとかを考えていく中で、これはどの業界でも働き手不足というのは出てまいりますし、当然交通の問題でも出てくるのかなと思っています。恐らくそういったことが念頭にあるから、町としても今自動運転バス等も含めて、いかに私たちが利用できる資源の中で町民の方の移動の足を

確保しようというところに取り組まれているのかなというふうに思っております。具体的な課題をどういうふうに捉えていくかは、もちろん今町長おっしゃったとおり協議会の中で具体的な議論がされていくところなので、その方向性を狭めるようなご答弁はなかなか難しいかと思えますけれども、冒頭でありましたとおり、運転手の確保というのは非常に大きなところであるというふうに思っております。

なぜ今そこを私強調したのかというふうに申し上げますと、2点目の一体的な構築をしていく必要があるのではないかと、ここは本当に同じ方向を向いていると思いますし、今まさに具体的な議論をしていただいているかと思えます。そして、3点目の中でそのような検討、具体的な準備を始める必要があるのではないかと、このところについても協議会の中で議論が既に始まっているというようにご説明をいただきました。その中、そことその次の部分にちょっと重なってまいりますけれども、この中で、冒頭の質問の中でも申し上げましたけれども、私はやはり特に今の当別の交通体系の中だとスクールバスとふれあいバスというのをいかに効率的に組み合わせていくのかというのが大きな柱になるのではないかなというふうに思っております。冒頭に申し上げたとおり、運行経費のところもございまして、これから町内で同じ定時、同じ時間帯、同じ期間に安定して利用される方一番多く見込まれるのは、これはスクールバスになってくるかと思えます。そういたしますと、スクールバスの運行というのは、これは決してスクールバスを減らせとかいう議論ではなくて、しっかりと運行していかなければいけない。そのときにふれあいバス地域のコミュニティバスとふれあいバスのどこが利用者の基盤になっていくかということを見ると、私だんだん当別の人口の状況等も考えていけば、スクールバスを基盤にしつつ、そこをいかに地域の方により広く利用していただけるかという体制にしていくことが必要になってくるのではないかなと思っております。と同時にそういうふうになるべく合わせられるところを合わせていくことによって、限られた運転手、資格を持たれている運転手の方で地域の体制をしっかりと回していけることができるようになるかもしれない。そういうふうに考えていきますと、やはり運転手不足の問題を解消していくためにも町内の中でのなるべく重ねられる交通機関というのはしっかりと重ねていく必要があるだろうと。そこで一番基盤になるのが今既にしっかりと動いているふれあいバスと、それとそれ以上の予算を使って動いているスクールバスと、この2つというのが検討の基軸になるのではないかなというふうに考えております。

そういたしますと、今協議会の中でご議論は進んではいるかと思えますけれども、ここはやはりまだふれあいバスの運行のための協議会という形になっておりますので、オブザーバーという形で必要に応じてタクシー事業者や教育委員会もということでありましたが、むしろ、形はオブザーバーかもしれないですけれども、毎回の議論にしっかりと入っていただいて、これからスクールバス、コミュニティバス、もちろんそれ以外にライドシェアですとか自動運転等も含めて、2028年4月までにどうやって体系をつくっていくのかという議論を具体的にしっかりと進めていくことが重要だというふうに考えております。

そこで、再質問としては、これ3番目のところ、具体的な準備を始める必要があるのではないかとこのところ、協議会の中で議論が進まっているというところですが、ここはぜひ、町は協議会の事務局でしかないかもしれないのですが、事務局からしっかりと議論の方向性に対してリードをするというぐらいの意気込みで、来年度、2027年度からはコミュニティバス、スクールバス、ライドシェア、その他全てを含めて2028年4月までにどう体系をつくるかの議論をしっかりと進めていくということが具体的に必要になってくると思いますけれども、令和7年度の中でそういった協議を教育委員会の方にもがっちりと入っていただいて、場合によっては地域部活動を担当されるような受託の事業者の方にも入っていただいて、どうやって動かしていくのかというところを具体的な議論を令和7年度で始める必要あるかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君に申し上げますが、今の質問は（2）なのか、（5）なのか非常に……

○6番（佐藤 立君） 3点目の……

○議長（高谷 茂君） 3点目ですか。

○6番（佐藤 立君） 具体的な準備を始める必要があるのではないかとこのことに協議会で行いますというところの答弁……。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたしますけれども、先ほど申しましたように、医療大学の移転を見据えて今後の在り方あるいは体系をどうつくっていくかということも含めて、もう既に協議は一定程度進めているという前提なのではございますけれども、来年度という限定とかということではなくて、基本的にはふれあいバスを基本にしながら、そしてスクールバスを同時に運行していますので、その運行体系も含めて同次元で混在できるかどうかということも検討しなければならないと思いますので、そういったことも含めて協議会の中で前向きに検討していくということを先ほど答弁させていただいておりますので、そのような方向で進めていきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今の点についてですけれども、コミュニティバスを、ふれあいバスを基軸にしながらという今の方向性は、町のお考えは了解をしました。と同時に、同時に動いているスクールバスなので、同次元の中で議論をしていくというところで、ここで私今少しスクールバスのところにこだわっているのはなぜかと申しますと、冒頭の質問でも申し上げましたけれども、今の当別町のスクールバスって非常に充実した体制で運行していただいています、私の住んでいるところもスクールバスのエリアなのではございますけれども、基本的にはもともと運行をしていたエリアについてはかなり細かく1軒1軒寄っていただくような形で運行しておりますし、もちろん必ず着席をして通えるという形で、一保護者としては非常に安心をして利用をさせていただいております。と同時に、最初の質問でも

申し上げましたけれども、では必ず座るのが本当に大事なのか、大原則になるのかといえ
ば、スクールバスがないエリアのお子さんというのは当然歩いて通っているわけですし、
全国では通学のときに必ず座れる保証があるというわけではないと思います。また、これ
もいろんな意見あるかもしれないですけども、地区の中で本当に1軒1軒家の前に止ま
る必要があるのだろうか。例えばもともとその地域に学校があったときにはそこまでは
皆さん歩いていっていたわけで、これも吹雪だとか何かあったときのことを考えたらとい
う懸念ももちろんありますけれども、でもそれであればもともとバスがないエリアであれ
ば、普通に学校まで長い方で恐らく30分ぐらいかけて歩いている方もいらっしゃるかも
しれない。そういうふうに考えていくと今の状態が、例えば今のコミュニティバスがこうだ
から、今のデマンドがこうだから、今のスクールバスがこうだからで、その中でここだ
ったら組み合いますよねというような議論ではなく、むしろ町長今同次元とおっしゃって
いただけましたけれども、今の現状はちょっとそれはそれとして一回置いておきつつ、本
当に必要なことは町内で子どもから高齢者の方まで全ての方が必要な移動ニーズを町として
いかに持続的に確保し続けていくかということなので、目先ではもしかしたら若干そう
いう水準落ちるかもしれないなど。だけれども、それをやることによってこれだけの体制
ずっと維持できるのですよというのを多くの方にご議論、ご理解をいただきながら、今ス
クールバスと言っていて、何か狙い撃ち的な表現になったら申し訳ないのですけれども、
これは特にやっぱりご理解をいただかなければいけない対象でもあるので、繰り返し申し
上げていきますけれども、もしかしたら一定下がるかもしれない、だけれども地域みんな
でバスつくっていく、公共交通維持していくためには、こういうことの理解も必要だよね
というレベルで考えていくことというのがこれからの当別の公共交通をつくっていく上で大
事なのではないかなと。

契機にというふうに最初申し上げたのも、大学が移転をしてお金がなくなってしまうか
ら、ここ何とかしなければいけないよねという議論ではなくて、これを一つのチャンスと
してこれから、当別って住んだら、ちょっと不便あるかもしれないけれども、行きたいと
ころにこういう形で移動できるのだよ。それは子どもでも、部活終わりかもしれない、地
域部活終わりかもしれない、習い事の終わりかもしれないし、あと高齢者の方だとか、小
さいお子さんがいらっしゃる方とか、障がいをお持ちの方とか、どんな方でもこういう交
通体系だから安心できるよねというような新しいメッセージを出していくために非常に大
きなチャンスであるとも思っておりますので、そのためにはあえてちょっと下がる場所
もあるかもしれないけれども、一緒につくっていきましょうという議論こそが必要である
と思っていますし、またそれを理解していただくためにはどうしても時間もかかる場所
なので、7年度からはってこだわったのはそこでして、なるべく早くそういった議論をし
ていって協議会の中でも、これは例えば今の協議会の中で協議会のほうからスクールバス
ここをこういうふうに減らしてくださいというような議論をすることってなかなか難しい
ところだと思います。むしろ学校教育委員会側もしっかりとその協議の中に入って、逆に

私たちのスクールバスはこのラインは守らなければいけないけれども、ここって協力できるのではないですかというのを一緒に議論をしていくと、そういう場をつくるのが大事ではないかと思っております。その場が今の活性化協議会であっても全く問題はないと思いますけれども、今申し上げたような形でスクールバス、コミュニティバス、それぞれ今のところを前提と置かないで、お互いに調整できるところは調整して、長期的に見たときに全ての町民の方に最適な交通をどう確保していくのかと、その議論が必要かなというふうに思ってこの質問をさせていただいていましたので、今同じ次元でというような表現もありましたけれども、その町長のお言葉の中には今私が申し上げたような思いというか、方向性が含まれているのかというところをもう一回確認をさせてください。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再々質問にお答えをします。

先ほど同じ次元でと申しましたのは、いわゆる議員が提案していただいているように町の中の交通体系としてどう整備するかという点ではそういう視点で議論が必要だというふうには思っております。ただ、もともとのスクールバスと、それからふれあいバスというのは設置の目的が違いますので、そういった点で同じ次元で議論ができるかどうかということも含めて検討しなければならないというふうに思っています。特にスクールバスの場合は、先ほどご質問の中にもありましたけれども、座席に座る、座らないということもありますが、やはり子どもたちの安全性をいかに担保するかということが私たち行政にとっては大事なことだと思っておりますので、その部分を協議会の中でどう判断をし、どう理解をし、一体化することができるのかどうかということも含めて協議はされるというふうには思っております。ただ単純にバスが同じ系列で走っているからといって、それを統合できるという状況では私はないというふうに思っておりますので、それぞれの特性を協議会の中で理解ができた暁にはそういった形があるのかもしれませんが、その辺を協議をいただくということでありまして、なおかつそれに必要な人については、法定の協議会がありますから、そこに多様な意見を入れていくためにアドバイザーとしていろいろな人たちが入っていただくということを想定しているということを先ほど申し上げた次第であります。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 最終的にどういう形になるのかというのは、これはしっかり議論をしていかなければいけないところですので、私もコミュニティバスとかスクールバスの状況を幾つかほかのところを調べたり、見にも行ってまいりましたけれども、一緒にしたけれども、やっぱりうまくいかなかったから分けたという地域もありますし、検討したけれども、やめましたというところもあれば、車だけ共用していますという部分だったりとか、本当にもう千差万別で、1つの地域の中でもこの部分と一緒にしたけれども、ここは一緒にできなかったですよねとかということも発生をしています。ですので、何も全てをあるから一緒にしなければいけないという話ではなく、ただやはりこの機会の議論です

ので、前提としてこの部分は私たちのエリアはこうです、この部分はこうですというところを最初に立ててしまうと議論って進んでいかなのかなと思いますので、その前提を外した形での議論が必要かなというふうな思いで今回質問をさせていただきました。

今町長のほうからも、結論のところはどうあるかはそれはまた別の問題として、可能性といいますか、検討の候補としてはしっかりとご協議をいただくということでしたので、その方向が確認をできましたので、まずは協議会の場でしっかりとした協議が、議論がこれから進んでいくことを期待をしたいと思いますし、恐らくこの議論の流れでいけば、本当は私令和7年度中にはそういう場をぜひ目にしたいのですけれども、協議会の中でスクールバスの運行に関して教育委員会の方等も入って一緒に議論をしていく、そういう協議会が開かれることを、令和7年度のどこかで開かれることも期待をして一般質問を終わらせていただきたいと思いますけれども、言いつ放しになってしまっていて終わって、何かそれだけで記録に残ったら申し訳ないので、もし私の今の発言の中に誤解とか訂正しておかなければいけないところがあれば、最後町長からお答えいただいて終わりにしたいと思います。特になければ大丈夫です。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の質問につきましては、将来のバスの運行ですとか当別が今持とうとしている課題について解決策を求めようとして質問していただいているというふうに理解をしていますので、そういった点では重要な質問だというふうに認識しております。

その中で、医療大の跡地の利活用ですとか、そういったことについても今協議をさせていただいていまして、その結果によってもいろいろと状況は変わってくるということを含んでいるかなというふうに思っています。ですから、全く医療大が移転をした後、すぐにそれを引き継ぐような団体があれば継続できるという形になりますけれども、そうでない場合、あるいは何年か空白の期間ができるというようなことも想定もしながら、多角的に検討をしなければならないかなというふうに思っていますので、そういった点では今その法定協議会の中でしっかりと多様な意見を取り入れる中で将来の、まだ不確定ではありますが、いろいろなことを予想しながら、どうできるかということも検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ期待していただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、櫻井君の質問であります。

櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を始めます。

今回は、国で整備の遅れている養育費の確実な保証と大雪や強風、昨今の猛暑日の環境下にある中でも小さい子どもから高齢者までが過ごせる自宅以外の居場所づくりの整備について喫緊の課題であることから、2テーマをお伺いいたします。

まず初めに、養育費の確実な保証についてお伺いいたします。日本は、養育費への法の整備が遅れており、子どもへ確実に養育費が届いていない家庭がいまだに多い現状が続いています。昨年3月の一般質問での答弁では、養育費の立替制度の導入については今後国の政策動向や予算を注視し、本町のこども施策の優先順位を見定めながら総合的に判断していく必要があると答弁をいただきました。こども家庭庁では、子どもの養育費に関して少しずつ施策を進めているところであり、補助事業の内容も拡充している状態です。

当別のこどもH I R A R I計画案の中において配慮を必要とする子どもへの支援の充実の具体的施策に、ひとり親家庭への支援の充実のための子どもの貧困対策として主な事業に養育費に関する記載がありませんでした。この項目において養育費の保証は、まさに軸となる対応施策だと思います。そこで、ひとり親家庭等養育費確保事業支援事業についてお伺いいたします。近隣の札幌市では、確実に養育費を保証するために、裁判外紛争解決の手続の利用、公正証書の作成、養育費保証契約の締結、強制執行申立ての4つの費用について国の補助金を利用し、費用の一部補助を行っています。公正証書の作成では3万円の相場で上限2万4,000円を補助し、養育費の未払い回収のための強制執行の申立て費用の場合は、回収予定の金額に応じて変動するケースも多いですが、10万円から40万円程度の相場で上限15万円の補助になります。当別でも国の補助金を利用し、実施すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

(2)、養育費の立替制度について、明石市で実施している立替制度について国の整備を待たず早急に当別でも実施すべきと考えます。昨年3月にもお伺いしましたが、お考えを再度お伺いいたします。

令和6年6月に実施した子ども・子育て支援事業等に関するニーズ調査、子どもの生活に関する実態調査、子ども・若者の意識や生活等に関する調査の結果がまとまりました。とうべつこどもH I R A R I計画、第3期当別町子ども・子育て支援事業計画、当別町こども計画のパブリックコメントも先日終了したところであります。ニーズ調査の自由記述欄にも多数の要望、意見がありました。その中でも自宅や学校以外の屋内の居場所、勉強や遊びの要望が高いことがうかがえました。

(1)、H I R A R I計画案の中にも子どもの居場所や遊び場の在り方を検討事項として盛り込まれましたが、子どもの居場所に児童館や屋内遊戯施設は含まれるのか。

(2)、子どもの居場所や遊びの在り方について今後どのような検討を行っていくのか。

(3)、児童館や屋内遊戯施設を造ることにどんな課題があると捉えているのか。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの櫻井君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の一般質問にお答えをいたします。

ひとり親家庭への養育費を確保するための支援に関するご質問でありますけれども、昨年3月の一般質問においても同様の質問をいただき答弁をしておりますので、櫻井議員既

にご存じとは思いますが、その後の国の動向について最初にご説明をいたしたいと思っております。令和6年5月に民法の一部を改正する法律が国会において成立をし、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、この養育に関する父母の責務を明確化させる見直しが行われ、公布日から2年以内に施行されることになっております。その中で養育費の支払いの履行確保に向けた見直しとして、父母の協議による養育費の取決めがない場合においても養育費請求が可能となる法定養育費制度の導入ですとか、債務名義がなくても差押えが可能となる養育費債権に優先権を付与することなどが盛り込まれ、現在国では施行に向けて有識者検討会を設置し、具体的な議論が進められていると伺っております。

このような国の動向を踏まえまして答弁をいたしますけれども、札幌市が実施しているひとり親家庭等養育費確保支援事業につきましては、本町は福祉事務所設置町村ではないため国の補助対象とはなっていないことから、財源の確保を含めて同様の支援を町単独で行うことは現時点では非常に難しいと考えております。

次に、養育費の立替制度について町単独で実施すべきではとのご質問でありますけれども、先行事例があることは承知しておりますが、債権の回収ができない場合の損失を公費で賄うことへの住民理解や制度を悪用するモラルハザードの問題のほか、債権回収のための制度設計や行政執行体制の整備などが必要なため、町単独での実施につきましては今後も本町の子ども政策の優先順位を見定めながら、総合的に判断をしていく必要があると考えております。

いずれのご質問につきましても国において議論が進んでおりますので、町といたしましてはその進捗状況など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの居場所に児童館や屋内遊戯施設は含まれるのかとのご質問であります。これまでも一般質問で教育長から行った答弁と同様、児童館や屋内遊戯施設についても子どもの居場所づくりを検討する際には対象として含めるべきと考えております。

次に、子どもの居場所や遊び場の在り方について今後どのような検討を行っていくのかとのご質問であります。まずは令和6年度においてチャレンジ児童館という形で旧当別小学校体育館を活用し、短期間の試験的事業を実施しており、新年度においても西当別地区での実施を検討しているところであります。こうした施行によりまして利用状況やニーズの把握などデータ収集を行い、今後の具体的検討につなげてまいりたいと考えております。

次に、児童館や屋内遊戯施設設置の課題についてのご質問であります。施設の新たな設置となると財源の確保が課題であり、総合的な判断が必要となります。しかしながら、こども計画策定に係るパブリックコメントにおいて多くの子どもたちから居場所や遊び場が必要との意見をいただいております。このことから町といたしましては、先ほどお答えしましたとおり、まずは既存施設を活用した試験的な事業を展開しつつ、以前にもお答えしておりますとおり、児童館や屋内遊戯施設という形にとらわれることなく多様化しているニーズに沿った子どもの居場所づくりを幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上、櫻井議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○４番（櫻井紀栄君） ご答弁ありがとうございました。では、再質問なのですが、まず初めに（１）の①のところ、札幌市では福祉施設のその補助要件があるから使えるということで、実際には当別では使えないということは、また国の動向を見定めて制度が下りてくるまで待つということになるかなと思うのですが、当別の今の子どもたちの現状のお話をすると、当別における寡婦世帯の割合というちゃんとした数字がないので、およそ概算の目安となる児童扶養手当を受給をしている世帯の人数でちょっとお話しさせていただいたかたのですが、児童数が158名になります。当別の19歳以下の人数が1,672名なので、およそ１割が寡婦世帯である可能性が高いということになります。そういった人数がいる中で、国の動向を待ってこの整備を動向を見極めながらつくっていくというのは、その間にももしかしたら養育費が受け取れなく生活に困窮している家庭が増えてくるのかなというところでちょっと私は危機感を覚えているところではあります。札幌市で使っている補助があったのに、当別にもし転入してきてそれが使えないということがあったときには悲しい気持ちになる親御さんもいるのかなとは思っているのですが、寡婦世帯になるというのは、今当別町が転入してきている世帯も増えてきていますし、いつどの家庭がそういう家庭になるかも分からない事態なので、もし何かあったときのための保証という、そういう養育費の保証というのはとても大事な施策だなと私は感じております。養育費の保証について優先順位見極めながらとおっしゃっていただけたのですが、取り組む姿勢があるのかどうか町長の率直なお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時４６分

再開 午前１０時５０分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただいていますように現在国のほうで進行中の事項でありますので、国のその判断を待ちたいというふうには思っております。ただ、一方で核家族化が進み、議員ご指摘をいただいたように寡婦家族の世帯が増えているという認識は町としても持っていますので、そういった中で子どもたちが養育費を払っていただけないような状況が出ているというのも子どもたちにとっては不幸なことだというふうに思っております。ただ、今の時点で町がそれだけの体制と費用を負担をして支援をするということに踏み切れるかという、なかなかそのことについては難しいかなというふうに思っていますので、

国の動向を注視をしながらということを先ほど申し上げさせていただきました。

寡婦家庭のことですとか具体的な数字が出てまいりましたので、今担当部長のほうから補足につきましては答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） ただいま扶養費の確保に関する再質問でございますけれども、今櫻井議員のほうから児童扶養手当の件数158件というお話ありましたけれども、必ずしもこの扶養費の確保が必要な方かどうかという実態の把握とはちょっと数字がマッチしない部分があるかと思っておりますので、その点をご留意いただきたいと思います。

町長のほうからも答弁ありましたとおり、国のほうでもこの扶養費の確実な確保というのは必要だと、養育費です。養育費に関しては、確実な確保というのはこれは国のほうでも非常に重要だという認識の下、民法改正とか、そういった法的な改正も行われているところでございます。その認識の下、今後実施していく当別町としては、様々な子育て施策の一つとして検討していく価値というのは十分にあるかとは思いますが、町長が先ほども答弁してありますとおり、重ね重ねにはなりますけれども、他の子育て施策との優先順位等を見極めながら、総合的に判断されるべきものというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） ありがとうございます。あくまでも私も児童扶養手当の人数でしか寡婦世帯の目安になる数字がなかなか出てこないかなというところで、大体寡婦世帯の方は児童扶養手当をもらっている方が多いという前提でお話しさせていただきました。ちょっと混同させてしまって申し訳なかったのですけれども。

そして、（2）のほうの再質問に移らせていただきたいと思います。その児童扶養手当なのですけれども、離婚して戻ってくると大体は実家に戻るというパターンが多くなるかなと思うのですけれども、所得のあるおじいちゃん、おばあちゃんがいると児童扶養手当自体がまたもらえなくなってしまうという事態があります。保護者の自立生活、お母さんが実家から出ようとしたときにも児童扶養手当ももらえない、かつ養育費の支援もない場合、なかなかそこから自立するというのが難しいところで、自助、公助、扶助のうち、その自助である養育費の確実な保証というのは自助を支えていくというところでもとても大切な視点かなと思っております。また、特に大変なときに生活環境を変えなければならないというのは、保護者やお子さんにとっても大変なストレスだと思っております。子どもや親にとっても住み慣れた場所を変えずに、この当別で生活をしていくということがとても安心感がありますし、その土台を支える制度をつくっていくのは大事なことだと思っております。

先ほどおっしゃってございました養育費の立て替えたときに未払いになって、当別町が財政負担が増えるという考えをさっきご答弁でおっしゃっていただいたのですけれども、言い換えてしまえばですけれども、養育費をその当事者であるお母さんとお父さんの間でそ

こで払ってもらえないものが当別町からその相手の方に対して請求してもらえないぐらい、そこぐらいまで養育費って認識がすごく低いものだという制度、制度というか、法の裁きもないですし、町が取り立てたとしても払ってくれないほどの問題であるという認識がちょっと国全体で足りていないのかなと思っております。

また、明石市でも代わりに債権、債権というか、立替えの申請をして、回収率がおおよそ7割、3割程度は継続して回収を行っていくということで、いずれは必ず回収していくものだという認識でいますので、当別町にとって必ずしも負債になるものではないというふうな考えになります、必ず回収していくという考えですので。また、明石市の場合、明石市でもできたことはほかの自治体でもできるようなモデルケースであるというふうにおっしゃっております。なので、いろんなやり方を公開してもありますし、国でできないことは自治体がやるべきことだと私もすごく考えておりますので、当別町でも養育費の保証についてきちんと整備をすべきものだと思うので、ちょっと改めてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の再質問にお答えをします。

養育費の立替制度についての再質問でありましたけれども、先ほども申しましたが、明石市の先行事例があることは承知もしておりますし、実際に私もホームページ等で明石市の状況を自分で確認をさせていただいたこともありました。ただ、町村の場合にそれを実施をするということについては、なかなか人的にも財源的にも今の制度の中では難しさを感じていまして、それで先ほど答弁したように債権の回収ができない場合の損失を公費で行うことに対してほかの町民の皆さんが理解を示していただけるかどうかというようなことですか、あるいは制度を悪用するような事例も、皆さんそうではないとは思いたいのですけれども、なかなか公の制度についてはいろんな部分で、当別ばかりではありませんけれども、そういったことも指摘もされてきていますので、そういった債権回収のための制度設計ですとか行政執行体制の整備が必要だということで、今の段階では町としては実施は難しいというふうに判断しておりまして、今国のほうで議論されていること、そこを注視をする中で、今後町として国の方針があって取り組むですとか、そういったことがあるのであればそこは考えなければならないなというふうには思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） ご答弁ありがとうございます。承知いたしました。

では、次の再質問に移りたいと思います。児童館と屋内遊戯施設のところです。チャレンジ児童館のお話がありました。チャレンジ児童館が今後の見通しとして西当別地区でも実施予定ということでお伺いいたしました。当別のチャレンジ児童館がちょっと時期が悪くて、10月だったのですけれども、風が強かったり、あと時間割の都合が悪かったりで、そこまで人数の利用がなかったという実績値が出てしまっています。もし西当別地区でこ

れからも開催していくのであれば、当別も今後もやっていくかもしれないのですけれども、当別の子どもが本当に必要としている遊びと学びをつくっていくためにいろんなパターンで実施して、またおもちゃ美術館の貸出しを行っている団体や子育てサークルなど、特に太美地区は多いですので、町内の各団体と協力しながら複数回重ねていくことやチャレンジ児童館を続けていくことが第一歩なのですけれども、今後西当別、また当別でもチャレンジ児童館があるのかどうかをお伺いいたします。これは（２）の再質問になります。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の再質問にお答えをします。

チャレンジ児童館につきましての再質問でありましたけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、西当別地区で来年度は行っていきたいというふうに思っております。特に去年の反省点がいろいろとありますので、その反省点を踏まえる形で実施をしたいと思います。また、民間の中でも親子に対するいろいろな取組も昨年もしていただいていたので、そういった人たちとの連携ですとか、そういったことも踏まえてしたいというふうには思っています。

今当別地区でというお話ありましたので、そこにつきましては担当のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 参与。

○福祉部参与（江口 昇君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議員のほうからご質問ありまして、本年度のチャレンジ児童館につきましては、日数というより天候も多少影響があったかなと思うのですけれども、実際の実施後のアンケート取っております。学校に協力していただいた結果、回答率69%だったのですけれども、そのうち70%以上の生徒児童がこの取組を知らない方がやっぱりいたというところがありまして、利用者の少なさに繋がっていたかなという部分がございます。学校でのチラシ配布、それからホームページ、それからライン等でも周知は行っていたのですけれども、いま一つ子どもたちに届いていなかったなという反省点がございますので、次年度につきましては、先ほどご質問の中にもありましたけれども、当別町での開催に加えて西当別地区での開催も予定しておりまして、子どもたちにももう少し届く周知の仕方というのを工夫してまいりたいなというのを考えているところでございます。

それと、ご指摘のありました遊びの内容につきましてもご協力いただける関係団体等に声かけなどできる限りしてみ、子どもたちが興味を持てたり、楽しく遊べたりということも工夫してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○４番（櫻井紀栄君） 答弁ありがとうございます。承知いたしました。

続いてなのですが、（３）の再質問に移らせていただきたいと思います。屋内遊戯施設に当たってどんな課題があるかというところでご答弁いただきましたけれども、屋内遊戯

場は町内にあるだけで関係人口の増加や魅力あるPR発信の拠点、また移住促進の起爆剤でもあり、施設の利用料や、また付随する飲食店で必ず利用したお子さん方食べたり、飲んだりして、なかなかお金を落としてくれるかなと思っております。そういった点では、屋内遊戯施設というのはお金を生み出す施設であると考えてもいいかなと思っております。当別町のPR事業として位置づけられてもいいものくらいかなと考えておりますが、改めて町にどういう状況になったらそういった屋内遊戯施設を建てる判断の基準になるのかな、判断の基準はどこにあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の児童館や屋内遊戯施設を造ることの課題ということの再質問ということで承りました。子どもの居場所については、大変必要なことだというふうに思っておりますし、議員がご指摘いただいたように町外から親子で来ていただく方たちが、昨年も民間の事業については本当に町を知っていただくという点でも親子で当別を知っていただけたかなと、あの一日を通して。そういったことにもつながっていきますので、大変必要なものだというふうにも考えております。

まず、そういった意味では試験的に先ほど実施をするということでお伝えをしましたけれども、利用状況ですとかニーズの把握などをデータ収集を行って、具体的検討につなげてまいりたいというふうに思っております。例えば大規模なものですとか、あるいは小規模であってもできることというのは多分あると思いますので、そういったことも含めながら総合的に判断をして、できるだけ子どもさん、親御さんのニーズに沿うような形を整えていく努力はしたいというふうに思っています。といいますのも、アンケートを取ったときに、これ以前のときですけれども、例えば小児科ですとか子どもたちを診ていただく医療機関が必要だということと、2番目に室内で子どもたちと安全に遊べる場所というのが必要だというニーズがあるということも十分理解をしていますので、そういった点では規模の大小はありますけれども、引き続きそういったことは検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 以上で櫻井君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告3番、五十嵐君の質問です。

五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

町長は、就任以来チャイルドファーストを掲げて、子育ての不安を払拭するためには成長に応じたきめ細やかな対応策が重要であるとし、この間様々な事業を展開されてきたことに対して評価しております。この間、令和5年、国においてはこども家庭庁を設置し、基本姿勢の中に子どもの視点、子育て当事者の視点とあり、子育て当事者の意見を政策に反映すると掲げております。当別町においても、令和6年度をもって第2期当別町子ども・子育て支援計画が終了するため、7年度こども施策を総合的に推進するためのとうべつ

こどもH I R A R I 計画が策定されます。このアンケートの取り方もタブレットやラインからも回答できるようになり、工夫が見られ、とてもよかったようです。

初めに、病児病後児保育事業についてお伺いいたします。以前からも子育て世帯において育児と仕事の両立に苦勞されている方がおりましたが、現在においてもなお不安を抱えられている家庭が増えております。小さな子どもには免疫力がしっかりとついていないため、様々な病気にかかります。元気なときは保育園や幼稚園に預けられても体調不良時は預けられません。昨日元気だったのに急な発熱や体調不良を訴えてくることなど子育て中の中では経験されている方も多いのではないかと思います。サポートしてくれる人が身近にいる場合はよいのですが、サポートが望めない場合は子どもの体調の心配に加え、仕事への影響を考えたり、様々な不安がよぎります。保護者が安心して仕事に専念できるよう、さらに環境を整備していくことが重要と考えます。

1つ目の質問ですが、現在ファミリーサポートセンター事業として病児病後児預かりがあります。現時点においてファミサポ登録数、利用会員数、協力会員数、そのうち病児病後児の受入れ可能と登録されている方など、現状と実施状況をお伺いいたします。

2つ目の質問ですが、病児病後児預かりの利用件数をお聞きいたします。以前利用を希望したところかなわず、大変困られたとのお話を聞いたことがありました。現在病児病後児預かりの運営において課題や問題点などはあるのでしょうか。また、会員が利用しやすいよう改善に向けた具体的な対策は検討されているのかお伺いいたします。

3つ目の質問ですが、病児病後児保育事業の導入を望む声がありますが、実現には人材の配置、また施設整備等に関しても課題はあると思いますが、この事業に対して町長はどのようにお考えか、町の方針をお伺いいたします。

次に、在宅医療と介護連携推進事業についてお伺いいたします。国は、在宅医療、介護連携の推進に当たり2014年に介護保険法を改正し、在宅医療・介護連携推進事業は市町村が中心となって地域における関係機関の連携体制の構築を推進し、2015年、平成27年度から市町村が行う事業として位置づけられました。数年前より超高齢化社会を迎えると問題視されてきましたが、2025年問題ですが、とうとう本年になりました。当別町においても、当別町版地域包括ケアシステムを構築することを目指して、日々努力されておられることと思います。この地域包括ケアシステムの中では、医療と介護だけでなく、福祉や生活支援も含めた包括的な支援が行われるように支援体制を整え、提供されるよう努められていると承知しております。医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし、誰もが希望の人生の最期を迎えることができること、その中でもみとりの支援は大切な要素であり、とても重要と考えます。そのためには、本人が尊厳を持って最期を迎えられるよう家族や地域のサポートも必要であるため、環境も一つ一つ整えていくことが重要と考えます。

1つ目の質問ですが、在宅医療と介護連携推進事業において町の在宅医療と在宅みとりの状況と支援体制、また課題についてお伺いいたします。

2つ目の質問ですが、町において終活についての講座やみとりに関しての講座など開催しておりますが、講座内容の関心度が参加者の皆さんを通して深まってきているのではないかと思います。終了後はアンケートなども行っているようですが、町民のニーズをどのように捉え、取り入れていくのかお伺いいたします。

最後に、3つ目の質問ですが、在宅医療支援や在宅のみとり支援について、さらに今後どのような取組を進めていくのか町長の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、ファミリーサポートセンター事業の病児病後児預かりの現状と実施状況、利用者数についてのご質問でありますけれども、令和7年2月末現在におけるファミリーサポートセンターの協力会員数は127人で、そのうち病児病後児を預かることができる会員は23人となっております。病児病後児預かりにつきましては、医師の診断を受け、当面症状の急変がないと判断された児童及びいわゆる回復期にある児童をファミリーサポートセンター事業の受入れ要件としております。令和6年度中におきましては、5件の相談があったものの、医療機関の未受診である等と協力会員の日程が合わないなどの理由により利用実績は現在のところありません。

次に、運営における課題や問題点、その改善に向けた具体的な対策についてのご質問であります。病児病後児預かりにつきましては医師の診断が必要なため急な依頼には対応しづらい状況のほか、新型コロナウイルスの感染が流行して以降協力会員の自己防衛意識が高くなっており、医師の診断等があっても協力を避けてしまう会員がいるなどといった課題があります。その改善対策といたしまして、多様なニーズに対応するため協力会員を増やす努力を行っていますが、相互ボランティアで成り立っているファミリーサポートセンター事業では対応が難しいところもあると感じております。

次に、病児病後児保育事業導入の町の方針についてのご質問であります。町内事業者の現状を踏まえますと、対応することが困難であることやファミリーサポートセンター事業での対応も難しいところもあると認識しております。しかしながら、こども計画策定に係るパブリックコメントにおいて病児保育事業の導入を求める声があったことから、他自治体での事例を参考に今後調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、町の在宅医療及び在宅みとりの状況、支援体制、課題についてのご質問であります。町における在宅医療及び在宅みとり状況、支援体制につきましては町内2か所の訪問看護ステーションに加え、町内医療機関、当別あんしんクリニックによる訪問診療が令和5年6月より開始されたことにより、在宅医療を利用する方や在宅みとりを選択する方が増えていることを事業者からお聞きをいたしております。当別町版地域包括ケアシステムに掲げる在宅医療、在宅介護を含めた総合的な支援体制が少しずつ整ってきていると認

識しているところでもございます。課題については、限られた人員による運営のため、利用者が集中した場合対応が難しくなることが想定されますが、現時点においては利用者のニーズに対応できているとお聞きいたしております。

次に、終活やみとりに関する町民ニーズをどのように捉えて取り入れていくのかとのご質問ですが、終活やみとりに関する町民ニーズにつきましては、地域ケア会議や認知症カフェ、Ｄカフェなどの機会を通じて参加者の声を聞いており、少しずつではありますが、町民のニーズの高まりを感じていますので、町といたしましてはどのような関わりができるのかも含め、今後医療介護事業者とその取組について検討してまいります。

次に、在宅医療支援や在宅でのみとり支援についてどのような取組を進めていくのかとのご質問ですが、令和６年４月より医療介護連携の取組として医療介護事業者間、多職種間でありますけれども、でのリアルタイムに情報共有ができるＩＣＴツール、バイタルリンクを活用した利用者支援を本格稼働いたしました。このことによりまして、スマートフォンやパソコンで利用者の健康状態や服薬状況、写真による状態把握、家族の希望などをケースごとに事業者間で共有することができることで従前よりもきめ細やかな在宅支援が可能となっております。町といたしましては、これまでも地域包括支援センター、ケアマネジャーを中心に入退院の調整や介護施設からの在宅復帰支援など本人や家族のニーズに対応し、可能な範囲で支援を行っており、今後も引き続き医療介護事業者と連携を図り、本人や家族に寄り添った支援を進めてまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君） ご答弁ありがとうございます。まず、最初の病児病後児預かりの件ですが、３つ目の項目の再質問なのですが、１個目、２個目も全部まとめているようなご答弁でしたので、３個目としてしていきたいと思います。冒頭にもお話ししましたが、本当に働く保護者においてフルタイム、パート問わずに、特にお母さんにとって子どもの体調不良時というのは本当に社会と家庭のはざまで不安しかありません。当別の子育ての環境の一つ一つをやっぱり充実させていくということが大切ではないかと思います。

あと、町長の答弁の中では調査研究これから進めるということではありますけれども、本当にファミリーサポートを今もっと充実させていくということが私はとても必要なのではないかなというところと、これだけ、23名ですか、協力会員がいる中で、今回はコロナだとか様々な感染症で、やっぱり協力会員も自分の家庭に連れてくるわけですから、そういう部分で本当に大変で、見れないというのも現状もそれもあったと思います。例えばお宅で見るだとか、そういうのが可能だったのかなとか、そのお子さんの家庭です、のところで見るのも可能だったのかなとか、様々なことって考えられることもあったのではないかなと思いますけれども、実際にこの23名がいるといっても本当に活動できるのかどうかという把握とかも、そういうのもできているのかなという心配もあります。

あと、今コーディネートをされている部分でも、急なことなので、やっぱり連絡とか取る部分とかでも大変なご苦勞をコーディネートさんもされているのではないかなって思うのですけれども、調査研究をするということで町長もおっしゃってくださいましたけれども、現実というのはもう昨日元気で走り回っていた子どもが今朝起きたらばたっと38度も出してとかいうのも本当にありますので、ここをもう少し充実させていかなくてはいけないのではないかなって私は思うのですけれども、その件に対してその体制というのは十分なのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどボランティアのお話もさせていただきましたけれども、相互扶助の精神でボランティアは成り立っていますので、それぞれのボランティアをしていただく方の理解がないとできないという状況があります。一方で働く女性が多くなっている中で、子育て中の女性が働いているという状況の中で、子どもたちがそういった状況に追い込まれたときにしっかりとそれを地域でサポートするという必要性は私もあるというふうに思っていますので、その辺の取組がどうできるかという努力は、会員を増やすですとか、そういったことで努力はしてきていますけれども、それが全てかと、十分かというところではないという認識もしております。

そういった中で、例えばボランティアの方に依存をするということも制度的には必要だというふうに思っていますが、多分そういったお子さんが病気を出してしまった場合に、親御さんが社会的に企業がそのことに理解を示して休暇が取りやすくできるようにするですとかいろいろな、行政ばかりが何かをするということではなくて、社会全体でどうできいくかというような取組も必要だというふうに思っていて、そういった意味では研究を続けていきたいということを申し上げさせていただきました。

そういった点で行政として、あるいはボランティアの方を通じてできることと、それから社会全体として体制を皆さんが理解するような、そういう企業努力をしていただくですとか、そういった地域づくりをしていくということも必要ではないかなというふうに思っていますので、そういう努力を今後も重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ご答弁ありがとうございます。今の町長のおっしゃっていただいたことと本当に私も同感です。やはり働くお母さんにとって社会と家庭のはざまですごく困っている方というのは一定程度いらっしゃると思いますので、本当に企業にも応援していただきたいと思いますし、また地域で支えていく仕組みというか、ボランティアも相互扶助ということで、その思いもとっても分かるのですけれども、やっぱりそこがしっかりとかみ合っていくような仕組みをつくっていただければなというのは本当に強く願っています。一つでも子育て世代のお母さん、働くお母さんに安心材料を与えていけるような町であってほしいなと思って思いましてこの質問をさせていただきました。

あと次、大項目の2つ目、在宅医療と介護連携推進の事業についてということで、これもちょっと1番……どういうふうにしていったらいいかなと思うのですが、まず（1）、体制的には町長もおっしゃったように在宅医療に関して昔よりはすごく進んでいるなという認識があって、とても心強い気持ちであります。

まず、すみません、間違っていましたらちょっと止めていただきながら、（1）の再質問からさせていただきたいと思います。調べたのですが、令和元年、内閣府における調査において60歳以上の人に現在地域に住み続ける予定がありますかということで聞いたところ、93.1%の人があるということで答えていらっしゃるそうです。あと、年齢別に見ると、年齢が高くなるほど住み続ける予定がある割合が増えるという傾向にあったようです。

また、高齢期の生活に関する意識調査においては、60歳以上の方が万が一治る見込みがない病気になった場合に最期を迎えたい場所はどこかということ聞いたところ、約半数の51%の人が自宅ということで答えているそうです。次いで、病院、介護療養型医療施設が31.4%、性別で見ると自宅とする回答は男性は59.2%に対して、女性は43.8%とちょっと低くなっているそうです。さらに、年齢別で見ると、男性は年齢による差はないようなのですが、女性は年齢が高くなるほど自宅と答える割合が増えているようにあったようです。

当別は、地域の医療機関とか介護施設との連携というのもされていると思いますけれども、それを本当にまた強化しながら、情報共有というか、ケアマネジャーさんとか、そういうところでももっと情報共有を進める必要があるのではないかと私は考えております。医療従事者が高齢者の状況を把握して適切な支援を行うことで、在宅のみとりというのが可能となってくるのではないかなと思ひまして、今現在みとりが行われているということも承知しております。個別に連絡をしたりとか、そういう部分で体制があるということも承知しておりますけれども、この支援というか、2つ目の再質問とちょっとかぶっていつてしまうので、ちょっとあれなのですが、この支援体制の充実ということで、連携に対してこれからどのように充実させていくかという部分で町長のお考えを伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員のただいまの再質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど子育ての関係で子育て中のお母さんというお話をされましたので、子育て中の女性というお話をしましたが、当然今男性育休を取得するですとか、庁舎内でも男性、女性を問わず育休を取っていただいて、しっかり子育てをしていただくということを申し上げていますので、そういった意味では働く女性というだけではなくて、家庭の中で男性も女性もという意味で言わせていただいたことは理解をいただければというふうに思います。

なお、ただいまの支援体制の充実と、それから連携につきましては具体性がありますの

で、部長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、いろいろアンケートの結果、在宅での医療、終末期を希望する方というようなお話もありましたけれども、患者様ご本人が在宅を希望しても受け入れる家族の体制であったり、状況、こういったものによりかなわない場合があったり、逆に患者さん本人が家族に迷惑をかけたくないから施設や病院でというお話はよく耳にするところでございます。地域包括支援センターを中心に各事業所のケアマネジャーさんなど、本人の希望ですとか家族の希望などを聞き取りまして総合的にその状況を判断しまして、よりご本人にとってモアベターなプランを提案し、支援を行っているといったような状況でございますので、横の連携等も十分になされた上でこの辺のプランの作成といった形を実施しているというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。2項目の再質問に入らせてもらいます。

ニーズとしての話もありますので、町長の見解も3番目にお伺いしましたけれども、一括してというか、2項目めの中で質問させていただきたいと思います。先ほど部長もお話ししましたように、受入れに対して家族の思いとご本人の思いと、本当に様々なことでやっぱり死についてというか、そういう部分にはシビアな部分というのはとつてもあると思います。本人が例えば在宅でいきたい、最期を迎えたいと思っても、やはり家族の理解がないと突然救急車で運ばれて、最期は病院で亡くなるというケースもたくさんございます。また、みとりという部分で地域できちっとこういう体制があるよというのを分かっているじゃないと、やはり家族もとつても不安になって、病院にいたとしても最期は数日間だけでも家庭で、自分の家でという思いもかなえてあげられるという、そういうケースもあります。なので、これというのは、私も様々な講演とか聞いてまいりましたが、やはり当事者が思いをしっかりと家族に伝えて家族も、家族といつても自分も年数を重ねると、そういう当事者になっていくわけですので、そういうところをしっかりと周知、周知といたしますか、理解をしていけるような体制になっていったらいいのかなということを本当に感じるのです。これにはやっぱり地域住民の理解と協力というの、本当に推進することも大事なのではないかと考えております。

先ほども質問の中にもありましたけれども、かなり前から当別ではいろいろな場所でこういうみとりに関して、終活に関しての講演をしていただいている先生たちもいらっしゃると思います。その中で少しずつ意識が変わってきているのかなというのは、私引越してきて25年ぐらい、二十五、六年になりますけれども、その当時とは本当何か違ってきているなというのはすごく感じると思います。また、ボランティアでそういうみとりをして、お手伝いしていきたいって、最期を一緒に寄り添いたいって思っているボランテ

ィアさんも一定程度いらっしゃるというのもお聞きいたしました。ですので、行政的には地域のニーズというのに応じたサービスをやっぱり柔軟的に提供して、必要な人材の育成という確保にも、最初の子育て世代の質問にも重なりますけれども、そういうのを努めるのがやっぱり重要ではないかなって思っていて、埼玉県の所沢市とか福岡市、まだまだたくさん地域があると思いますけれども、みとりに関するガイドラインを策定したりですとか、その中で地域のニーズの中にもそういう声があったのですけれども、例えば、セミナーや講演会というのは今されていますけれども、パンフレットの配布だとか地域のネットワークづくりだとか、今はもうエンディングノートというのも皆さんご存じだと思いますけれども、そういう部分でそういう機会を、書く機会を設けたりだとか、あとそういうのを周知したりだとか、あとみとりに携わるボランティアチームとか、そんなにたくさん的人数を集める必要はないと思うのですけれども、そういうことなどは町長お考えの中にあるかどうかお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、終活についてですけれども、これはちょっとみとりの部分と切り離して考えるべきかなという部分で、今までも町民講座などでテーマにしたこともございますし、今後も終活に関しては自らの最期をどのような形で迎えるかというような人生の最期の設計という部分では重要なことであるというふうに認識しておりますので、町民講座も引き続きテーマとして取り上げてまいりたいと思いますし、広報などでの掲載といったことも検討していきたいなというふうなことで意識啓発を行っていきたいなというふうに思っております。

最後、みとりの部分ですけれども、まずみとりのボランティアということに関しましては、ある程度一定の知識ですとか経験が必要であるというふうな認識がございます。とある自治体の取組としては、看護師資格を持った方がOGとして、みとりの経験を重ねた方が中心となって人材養成講座などを開催して人材育成をして、ボランティア団体を発足したといったような事例も見たことがございます。そういった点では、一定の知識や経験というのは、みとりのピンポイントでのボランティアということになるとそこは必要なのかなというふうな認識でございます。行政といたしまして、人生の最期に対しますご本人やご家族の多様な価値観、考え方、ニーズに行政としてどのように支援できるのか、サポートできるのかというのは今後の課題というふうな捉え方でございます。他の自治体の事例などを参考にして、私どもとしても研究していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。今部長のお話を聞いて、本当に心強く思いました。地域でみとりを支えて、住民が安心して在宅医療を受けれるということと、自ら最期をどのようにして迎えていけるかというそのきっかけづくり、死って忌み嫌うと

うか、お話しするのちょっとタブーなところがある方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、やはり自分の最期をしっかりと自分なりに考えて、それでどう生きていくかって、今を楽しくどう生きていくかという考えというのもすごく大切なことなのかなというふうに思います。私も実家も両親おりませんけれども、最期という部分では伝えられていたことで、とっても残された者がスムーズにちゃんと最期までできたということもあったことがあったなというふうに思いました。なので、ちょっと言葉足らずですけれども、そういう一つ一つ住民に寄り添った体制を整えていていただきたいと思ひまして今回質問させていただきましたので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。

◇

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日13日は休会とし、3月14日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時43分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回当別町議会定例会 第4日

令和7年3月14日（金曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	4 番	櫻 井 紀 栄 君
5 番	佐々木 常 子 君	6 番	佐 藤 立 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
12 番	古 谷 陽 一 君	13 番	島 田 裕 司 君
14 番	稲 村 勝 俊 君	15 番	高 谷 茂 君

欠席議員（1名）

11 番	山 田 明 君
------	---------

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	岡 部 一 宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	乗 木 裕 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	森 淳 一 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
建設水道部参与	岩 城 正 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山 田 雅 俊 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 康 弘 君
次 長	玉 木 聡 美 君
係 長	中 鉢 将 太 君
主 任	角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しております。本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

6番 佐 藤 立 君

13番 島 田 裕 司 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告4番、稲村君の質問であります。

稲村君。

○14番（稲村勝俊君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして進めていきたいと思っております。当別町の将来の課題は多岐にわたりますが、3項目について質問をいたします。

1項めの転入増大が予測される在留外国人の共生と課題についてでございます。昨年6月定例会、山崎議員の一般質問において町内外国人の状況等についての一般質問があり、答弁がありました。役場窓口業務の対応、今定例会の外国人児童生徒支援員報酬補正予算など、またとうべつ学園の対応など一定の理解をしています。また、教育委員会参事による講演会においても教育現場等の理解を深めることができました。

日本においての在留外国人は、人口急減時代にあつて外国人人材依存度が高まっていますが、当別町では留学生が多く、期待される外国人材の割合はあまり高くないと考えられ

ます。国別では、パキスタン人事業者が多い特徴となっています。日本に2万7,000人いるパキスタン人のうち、過半が中古車販売業に関わっているとされ、近隣の江別、当別のパキスタン人の大半も中古車ビジネス関連に携わっています。24年6月で江別220人、当別69人と報道されています。25年の2月では、当別町では77名と徐々に増えています。同族親族がイスラエル教徒で、絆、仲間意識が強く、国民性もありますが、自国の生活様式を日本風に合わせることは、町民との接点も少なく、時間がかかりそうです。関わりのある方のお話では、一様にごみ処理の対応に驚き、近所付き合いも特徴的で、日本人の経験値では理解し難いこともあったようですが、徐々に双方の理解が進んでいるようです。当別町で増加傾向のパキスタン人の多文化共生を受け入れ、パキスタン人を理解すると同時に日本を理解し、地域のルールも理解する交流イベントの取組など、同化活動も必要と考えます。そのための手法、担い手は様々な人材が想定される中で、江別市での取組を新聞やテレビ特集で紹介がありました。当別町においても、パキスタン人など外国人との共生をさらに促進することについて伺います。

日本では、中古車輸出事業ビジネスは30年以上前から続いており、特に富山県射水市、高岡市、埼玉県八潮市など巨大な輸出港があり、中古車オークションが大規模に開催される立地からイミズスタンとも呼ばれる一大コミュニティを形成している地域もあると聞いています。江別、当別には本州での中古車ビジネスの競争激化で江別、当別に拠点を移すことによる影響がパキスタン人増加の理由と言われており、輸出港や中古車集積環境も近くにあり、集積場の地価も安く、広い場所も確保しやすい条件や同郷の仲間も近くにいるということで人が人を呼ぶ状況と説明されています。当別町にもパキスタン人による集積場が増えていますし、地域にも空き家住宅の買取り話もあり、ますます身近な存在になります。当別町の外国人割合は1.75%で、全国平均値と比較し高くはありませんが、今後在留資格要件がますます緩和され、全国平均値で40年には5.2%、60年には8.8%と推計され、当別町も急増が想定されます。

パキスタン人の居住者割合が高い地域のパキスタン人コミュニティが直面する問題についてのツイートのまとめの紹介をしたいと思います。パキスタン人住民の子弟や日本人、日本生まれの2世等の就職難など、日本での生活に困難を感じているようだ。また、日本人からの外国人扱いに不快感を持っており、選挙権がないことも問題視している。一方で日本の文化や慣習を理解せず、自国の生活様式を押しつけようとする姿勢に対して日本人からは強い批判の声が上がっている。この問題には外国人住民の社会的包摂と日本の国内秩序の維持という相反する要求が存在しており、単純な解決策はないと考えられる。多様性を尊重しつつ、既存の法制度や価値観にも一定の理解を求めるバランスが重要だと思われるとまとめています。

当別町にとっては、現時点では課題になっていない点もありますが、数十年前からパキスタン人を多く受け入れてきた地域の事例等も参考に当別町の将来を見据えた共生の方向性の検討を進めるべきと思いますが、見解を伺います。

次に、2項目めの西当別風力発電所建設計画の現状について伺います。2021年臨時議会において、風力発電を考える町民の会等からの提出の事業中止を求める意見書を全会一致で採択され、22年9月定例議会においては芳形議員より風力発電建設問題について一般質問があり、町の意見として地域の合意形成が極めて不十分であり、次の段階に進むことは容認できないとの答弁、また町長、議長の尽力により国会質疑として衆議院予算委員会で取り上げられたことにより、事業の継続、実施の可能性は低いと考えています。今後は準備書の作成に入り、北海道知事に送付され、知事から当別町長に照会があり、意見を伝え、知事意見として送付されるようですが、準備書作成後の事業中止は珍しいとも聞いています。

小樽余市風力発電所計画が中止になっています。また、新聞報道ですが、厚真町風力発電事業に対し、北海道環境影響評価審議会で準備書の答申案の中で不備を指摘し、事業の抜本的な見直しを求めるとの案が報道されました。この事業をめぐっては、道が開いた公聴会で反対の声が相次ぎ、厚真町が撤回を求める意見書を鈴木知事に提出をしました。答申案では、計画では住民の理解が得られるとは考えにくいとし、住民の情報提供や意見聴取の機会を求めるよう求めた。以上、北海道新聞の概要でございます。

西当別風力発電所建設事業中止を決断させる最終段階と言われるが、進捗状況と中止決定がされていなければ改めて意識啓発を促し、町民、関係機関、団体と連携し、国、道、事業者などに届けることが必要と考えますが、今後の見解について伺います。

西当別風力発電所の用地買収は、既に終わっていますが、西当別変電所周辺地も大規模に買収が進んでいると聞いています。道民の50%の送電に関わる電力供給拠点です。隣接地には防衛施設、当別ダム、浄水場、水源林もあり、当別町だけでなく公共の重要なインフラ地帯と言えます。以前泉亭元町長時代に当別ダム荒廃林についての外資系の取得状況について一般質問をしましたが、現在当別町での外資系等の土地取引は把握されているのか伺います。

自然環境や景観への影響、騒音及び低周波音による健康被害等の懸念とともに、現在国際情勢は緊迫状態の中にあり、安全を守る意識の醸成が必要な時代と考えます。今後は、合法でも高額買収であっても外国資本への土地取引は慎重であるべきと考えます。当別町の考え方について伺います。

次、3点目の水田政策の見直しによる対応について伺います。27年度からの水田政策の方向性が変わり、不評だった水田活用直接支払交付金の5年に1度の水張り要件を条件としないと農水省が示しました。一部歓迎でも既に水張り年次計画や畑地化を進めており、経営形態の変更、経営継続の判断にも影響があり、農家にとり混乱があったと考えます。持続性のある当別町農業の方向性確立の模索の観点から提案、質問をいたします。

27年度からの交付金見直しについては、農水省が5年水張りルールの撤回と併せて、畑と水田を分けて考えるこれまでの政策の転換で水田の転作を政策の軸としない農政の見直しとなり、水田、畑にかかわらず作物ごとの生産性向上などを支援する政策転換は水田に

対する転作助成交付水準が大きく下がる場合も想定され、転作率が高く、交付金依存率の特に高い当別町では影響を受けやすいと考えます。50年をかけて縮小してきた米生産、日本人のカロリーの4分の1は米で取っており、人口の減少率より農家の減少がはるかに大きく、25年以降生産量が需要を下回るようになり、ピークの40年には156万トンの米が足りなくなるとの予測もあります。令和の米騒動から増産による米価の一時的な暴落も予想されますが、食料安全保障を担い、持続可能な安定した当別農業のため、過度に交付金に頼らないことが大切です。現在水田耕作率24%から北海道平均的耕作率50%程度を目標に段階的に引き上げることの検討を提案します。

また、長年の休耕による水田インフラ維持の負担の増加、農地乾燥化による不等沈下の防止、畑作連作障害防止効果など、また水田インフラの維持を地域で公平に負担することを継続するため、当別町の米産地としての産地形成をより確かに確立し、安定供給を図りブランド力を高めること、水田耕作率を安定的に底上げするため、全面転作解消を段階的に進める検討を提案します。

当別町の農地に水田用水設備がほぼ完成した頃、米余りによる転作を奨励する生産抑制策が開始され、50年をかけて米作りを縮小してきました。転作率の高さから交付金基準変更の影響を受けやすく、現在は水田活用支払交付金がなければ経営が成り立たないのが大半の現状で、賃貸料、農地価格にも影響があります。農業者の高齢化が進み、農家の半減、担い手の減少は全国的で、農業は厳しい状況になると予測されています。当別町の水田面積をどう守っていくのか、当別町農業を持続可能とするための2項目の提案の対応について伺います。

1 回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの稲村君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 稲村議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、外国人との共生をさらに促進することについてという点と、2点目の当別町の将来を見据えた共生の方向性の検討についてという質問を併せて答弁をさせていただきます。町では、パキスタン人をはじめ、日本語や英語が話せない外国人への対応として既に役場内に担当部署を設け、可能な対応を行ってきたほか、ごみの分別ガイドブックやごみカレンダーなどの多言語翻訳の準備を現在進めております。しかしながら、一方で町内会など地域の中では言語や文化の違いなどから外国人とコミュニケーションがなかなか取れないといった課題があるとも伺っております。このことから今後は近隣自治体での取組などを参考にしながら、外国人の方々に町内での生活に必要な情報が正しく伝わり、相互理解の下、町民全てが安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、西当別風力発電事業の進捗状況と今後の見解についてのご質問であります。西当別風力発電事業の現在の状況は、方法書についての経済産業大臣勧告が発出され、事業

者が準備書の前の環境影響に係る調査を実施する段階と承知をいたしております。これまでも議会での一般質問で答弁をしまいましたが、令和4年2月に方法書の町の意見として地域住民の合意形成が極めて不十分であることから、本事業が環境アセスメントの次の段階に進むことは容認できないとはっきりと申し上げております。しかしながら、現行の法律では町は建設を中止させる権限は持ち合わせていませんので、本事業が次の段階の準備書に進むことがあれば、準備書でも国、道に町の意見を伝える機会がありますので、地域の声、議会の意向をしっかりと届けてまいりたいと考えております。

次に、町内における外国資本等が関わる土地取引の把握状況についてであります。国土利用計画法において市街化区域は2,000平方メートル、都市計画区域は5,000平方メートル、都市計画区域外は1万平方メートル以上の土地の取引は、国または地方公共団体への届出が必要となるため、届出があった案件については町で把握をいたしております。

次に、外国資本の土地取引についてであります。外国資本による土地取引に対する規制強化、特に国の重要施設周辺や水資源に係る土地を保護していくことは、国防上、安全保障上大変重要であると認識しております。しかし、現行の法律では町は外国資本による土地の取引を中止させる権限は持ち合わせていませんので、引き続き法整備の必要性を国に対して求めてまいりたいと考えております。

次に、当別町の水稲耕作率を増やすことを検討できないかというご質問であります。第2期当別町農業10年ビジョンでは交付金を含まない農業算出額を目標値に設定し、水稲については加工米や輸出用米などの非主食用米の作付拡大を図るべく需要に応じた用途の米生産を推進しております。また、主食用米については、稲村議員ご指摘のとおり、交付金の対象とならないため、需要と供給のバランスが米価に直接影響を与えますので、農業経営の安定化を図る上で主食用米の作付面積拡大は慎重な判断が求められます。このことから町の水稲耕作率については水田面積の維持を基本としつつ、米の需給バランスを注視し、需要に応じた用途の米生産が重要と考えております。

次に、水田を持つ農業者全員が水稲を作付することを検討できないかというご質問であります。水稲をはじめとする農作物の作付につきましては、農業者個々の経営状況や労働力、施設、機械の保有状況、土地の条件等に合った作物を農業者自らの判断で選択し、多種多様な農業生産が行われております。なお、議員ご指摘の整備された用排水インフラの維持に向けては第2期農業10年ビジョンにおいて加工用米や輸出用米の取組のほか、減農薬や有機農法など国内外の多様なニーズに応じた付加価値の高い生産を推進し、ブランド化を図ることとしており、このことが将来の用排水の維持につながっていくものと考えております。いずれにいたしましても、令和9年度からの水田政策を根本的に見直すための検討を開始することとしておりますので、今後の米の需給バランスや農業情勢を見極めつつ、それぞれの農業者が農業経営の安定化に向け、柔軟な対応ができるよう農業関係団体との連携をより密にし、必要な施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、稲村議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 稲村君。

○14番（稲村勝俊君） 答弁ありがとうございました。1つ自分の認識と違っているところがあったので、再質問させていただきたいと思いますが、風力発電の反対のところなのですけれども、現在の進捗状況が私は準備書の作成に入っているというか、準備に入っているのかなというふうに思っていますけれども、今の答弁でしたらそこまではいないという理解をさせていただいたのですけれども、それでよかったでしょうか。すみません。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの再質問につきましては、先ほど答弁したとおりでありますけれども、より具体的に説明をするために担当部のほうから答弁させていただきます。

○議長（高谷 茂君） 経済部参与。

○経済部参与（吉野裕宜君） ただいまの質問にお答えします。

役場の認識としましては、方法書の経産大臣の勧告が終わった段階で、その段階で次のステップ、ちょうど方法書と準備書の間にある環境影響に関わる調査、予測、評価を実施することになっています。そのアセスメント制度の中で私たちが認識しているのは、まだ準備書が出てきていない段階なので、現在調査をしている段階ではないかということでお答えしています。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 稲村君。

○14番（稲村勝俊君） すみません。調査をしている段階ということについては、確認が取れているということなののでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 経済部参与。

○経済部参与（吉野裕宜君） 事業者から役場に調査を実施したいとか、そういう相談というのは一切まだ現在の段階ではないので、未確認というのが正直なところなのですけれども、予測するところ調査をしているのではないかということで考えているところです。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 稲村君。

○14番（稲村勝俊君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問、再質問させていただきたいと思います。先ほどの答弁の中で政策変更によっての水田農業政策のところの再質問です。今答弁いただきましたけれども、従来どおり転作率の判断は、自己選択というか、自己責任ということで進めていくということなのでございますけれども、あまりこういうことを言われてはいないと思うのですけれども、私が考えるにはこれから規模拡大といいますか、集積されていくということは皆さんご理解していると思うのですけれども、ただどうしても集積をしますと水田を作るという施設もなかなか対応できないので、集積したときにますます水田をそのまま引き継ぐということではなくて転作で対応するというケースが多いという一般的なことがあります。そ

れで、自己選択ということになりますと、どうしても徐々に耕作率が下がっていくという実情かなというふうに自分としては思っています。そのこともあって今回、これまでもこのことについては提案をしてきたところなのですけれども、ますます耕作率が下がって、当別は北海道の中でも水田地帯としてはトップクラスというか、長沼に次ぐぐらいの耕作率になっていますけれども、そういう方向でいいのかという、解決策といったらそれほど多くはないと思うのですけれども、そういった意味でこのことについては質問をいたしましたので、改めて答弁をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 稲村議員の再質問にお答えをいたします。

水田耕作面積の拡大というご質問かというふうに捉えていますけれども、先ほども申し上げましたように、政府のいろいろなこれまでの取組がありまして、それに応じてそれぞれの農家の皆さんが作付を考えていただいているという状況の中で、先ほど申しましたように、水田面積の維持というのは当別のこれまでの農業がたどってきた経過からしてもそこは私個人としては大事にしていきたいというふうに思いはありますが、ただ農協さんですとか、あるいは農家の皆さんがそれぞれ個々の場合もそうですけれども、その選択で当別全体の農業生産を進めていただいているということでもありますので、そういった点からしますと町が例えば、先ほど質問にもありましたが、全面転作解消を段階的に進める検討をというようなお話もありましたが、なかなかその辺は難しいというふうに判断をしています。

先ほど具体的なお話をされましたので、その具体例も踏まえて、担当部のほうから現在の状況を踏まえて今後の考え方につきましても答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 経済部長。

○経済部長（三上 晶君） 稲村議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

一部町長のご答弁とかぶる部分があるかと思いますが、そもそも、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、まず水田農業ビジョン、これ第2期今走っておりますけれども、こちらの米の部分につきましては米の水張りの面積、これを基本維持をしますということでも明確にしております。そのほか実際に、町長の答弁にもありましたけれども、米に限らず需要と供給のバランスでそれぞれの作物の価格が決まります。それぞれ米以外の畑作物

についても同じ考え方になります。町としては、この水田農業ビジョン、もちろん農地を守るということもありますが、その農地を守るためにはそこを耕作する人、担い手というものがようになります。その担い手の方々が農業経営が安定をしていくということが農業経営の継続的な推進につながるということがベースかなというふうに考えております。また、先ほど水稻の作付の面積の維持という部分では主食用に限らず、こちら町長お話ししましたけれども、加工用米、輸出用米など非主食用米、こういったものの作付の拡大を図るということで、農業10年ビジョンのほうでもその部分を推進しております。そのほか農協さんのほうでも新規就農者の支援ということで、担い手の総合支援センターというものもつくりながら進めております。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、やはり全体的にまずは米の需給バランス、それから全体的な農業情勢がどういうふうに動いていくか、こういった部分を見極めていき、基本はそれぞれの当別町の農家の皆さんが農業経営が安定化につながるどういった作物を推進していくかということが重要になってくるのかなというふうに考えております。町長の答弁の最後に令和9年度に向けて抜本的に政策を見直すという部分がございますので、この細かい議論についてはまだ明確に示されたものはございませんので、先ほどの答弁のとおり、農業関係団体、これらの方と連携を密にしながら、稲村議員さんからお話のあった水田面積の基本を維持する、こういった部分も含めて今後必要な施策の検討を進めていくということが当別町の農業の推進に重要なことかなというふうに認識をしております。

最後になりますけれども、繰り返しですが、今の段階で基本計画の今のこの水田と畑の関係どういった方向でいくかというのが明確にまだ示されていないという状況ですので、この辺を見極めながら農業関係団体といろいろと協議、必要な施策について検討を進めていきたいと担当としても考えております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 稲村君。

○14番（稲村勝俊君） 答弁ありがとうございます。今の現状については、今の答弁でそういうことだろうということは理解しています。ただ、これからの当別町の先の農業方針といえますか、考えますと、水稻地帯では恐らく、隣の新篠津もそうなのですけども、一定の耕作率というのを目標にしてやっています。ですから、例えば集積しても一定の増えた分の中の耕作率というのは守るということが、これが一般的な自治体の在り方であるというふうに思います。それを自由選択にしているという市町村は、そんなに多くはないと思います。そういうことからしても、これからの当別町農業、何回も言いますが、将来的な姿を描いたときに限りなく水田耕作はなくなっていくというか、下がっていくという現状がいいのかどうかという、今だから政策の転換といえますか、それができるタイミングではないかというふうに思います。それで、当別町がどういうふうにこれから生きていくのか、農業は大切なものだというふうに思いますし、それに付随して安定的な農業

生産できる水稻はある程度のシェアを持つことが必要だという趣旨で質問させていただきました。これについては、質問の形で終わらないといけないので、その点についての答弁があればお願いしたいというふうに思います。

ただ、先ほどの風力発電の関係につきましても、これは注意深くこの推移に関心を持って見るということが大切なことだというふうに思います。農業政策も同じかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 稲村議員の再々質問にお答えをしますけれども、基本的に農家がそれぞれの役割を、役割といいますか、生産性を上げていただいて、持続していただくとこの政策は町としては続けたいというふうに思っています。ただ、国のほうの政策が一定程度で変わっていくという中でどういう選択をするかというのは、町としても方向性は農家の皆さんと協議をさせていただきますけれども、その総意でもってどうするかということを決めていきたいというふうに思っています。といいますのは、稲村議員もご指摘をされていますように、農家の大半の現状ということでお話しされましたけれども、交付金がなければ経営が成り立っていない状況が一方であるということがあります。そういった中で、当別は水田地帯ですから、できれば水田でもって生計を立てていただくということをしていただきたいのですが、そのことがでは農家の経営自体にどう影響するかということ、それと転作がずっと続いてきましたので、水稻を耕作できるような設備ですとか機械ですとか人員ですとか、そういったものがそろっているかどうか、いろんな要素があると思います。そういった意味で個々の農家がどういう作物を作るかということについては、それぞれの農家の状況に合わせてご検討いただいているというふうに思っていますので、そこは町として一方的に、こうしなさい、ああしなさいということとはなかなか言いづらいのではないかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたが、それぞれの農家の経営を一定程度支える、そういった政策を国と共に取りながら、持続可能な農業、あるいは生産性の上がる農業というものを当別としては目指していきたいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 稲村君。

○14番（稲村勝俊君） 答弁ありがとうございました。確かにこの方向性といいますか、政策については、町が関わる部分というのは必ずしも進めていくということにはならないというふうに思っていますけれども、町長の農政に関わる部分の立場でそういったことも考えながら進めていければありがたいのかなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で稲村君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、角田君の質問であります。

角田君。

○1番（角田広佑君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

その前に、東日本大震災から14年が経過をいたしました。それ以降北海道でも胆振東部地震であったり、おとしには能登半島地震が発生しており、災害と隣り合わせというのが本当に日常にあるのだなというふうに感じるころでもありますし、今年には岩手県の大船渡、大規模な山林火災、山火事がありました。大半を森林で囲われている当別町も、これはまさに言葉どおり対岸の火事ではないわけで、そういったところについてもしっかりと災害対策行っていく必要があるのかなというふうに認識をしております。今日は、災害対策の質問はございませんが、改めてその部分冒頭述べさせていただきました。

それでは、通告に従いまして2項目3点、まず一般質問1つ目を始めさせていただきたいと思います。まず、1項目め、四季の魅力を発信する観光振興策の推進について質問をさせていただきます。今年度より観光振興課が新設され、当別町観光協会において四季折々の魅力をインターネットやSNS、さらには情報誌などで情報発信を行っている状況です。また、最近ではフリーペーパー「JPゼロワンエリア」が発刊され、当別町の食、観光スポット、アクティビティーに加え、当別を開拓した伊達氏、仙台藩の魅力も詳しく紹介されており、今までこれまであまり知られていない当別町の歴史的な見地を広める機会ともなっています。ちょっと今日は持参はしておりませんが、私のSNSでも紹介をさせているところであります。初夏の夏至祭、亜麻まつり、夏の神社祭りと花火大会、あそ雪の広場と冬の花火大会など、季節ごとに魅力的なイベントがありますが、どうしても冬場の観光客は暴風雪というネガティブイメージがネックとなり、来客数が少なくなる状況にあります。コロナウイルス蔓延後のインバウンド回復は、ジャパン・トラベル・バイ・ナビタイムにおいて町内に訪れた外国人客数が2年連続1位を記録するなど、観光客増加の取組による成果があったことを証明しているところであります。実際ロイズの店舗やロイズタウン駅に伺うとインバウンドを含め、たくさんの観光客が来訪されています。しかしながら、国内、特に道内の来客数は冬場にはどうしても下がってしまうのが現状です。当然大々的、大規模なスキーリゾートが展開されてはいないため、スキヤー、スノーボーダーが来訪されない状況もそこにはありますが、例えばそれによらない冬場のアクティビティーの発信が必要ではないかと考えています。先ほど述べたあそ雪の広場での冬の花火大会のほか、道の駅ではここ数年スノーフェスティバルを開催し、スノーモービルを使ったスノーラフティングが行われ、多くのお子様連れの方が来訪され、楽しまれているところも拝見しているところであります。

ここで町長に質問いたします。冬場の当別町に観光客が来訪するために、暴風雪のネガティブイメージを払拭するような魅力発信についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、初夏から晩秋にかけての魅力発信について質問いたします。当別町北部青山地区から本町地区へと続く道道28号線は、石狩市浜益区より続く国道451号線を経由して当別町に入るドライブルートとして、夏場には多くのライダーやサイクリスト並びにドライバ

一、以下ライダー等と略称しますが、ツーリングやドライブコースとして訪れています。沿線には道民の森をはじめ、ダム湖であるふくろう湖、当別ダム、歴史的建造物の弁華別小学校など見どころが複数あります。ライダー等は、随所に車両を止め、景色を撮影するなどしており、まさに映えるフォトをSNSにアップされている投稿をうかがうことができます。また、最近では乳牛としての価値がなくなり、行き場を失い、殺処分される予定だった牛を引き取って育てる牛たちのかくれ家が青山に誕生しました。私も先日お伺いをいたしました。牛たちも大変かわいらしくて、こういったところも観光スポットとしての魅力や可能性を十分に備えた施設であると考えます。このように浜益側から本町地区に入り込むルートについてドライブコースとして認知し、近隣市町村在住のライダー等が青山を通ることで本町地区への流入も見込まれるものと考えます。

ここで町長にお伺いをいたします。道道28号線、青山ルートをツーリング、サイクリング、ドライブのルートとして、見どころやフォトスポットの紹介、啓発などを行い、他自治体などと連携したドライブコースの形成並びに共同でのホームページ掲載など広域的なPRが必要かと考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

続いて、大項目の2番目、消費者被害への取組について質問いたします。昨今特殊詐欺被害は、コロナ禍を明けて以降増加傾向にあります。警察庁の統計によると、令和5年の特殊詐欺の認知件数は1万9,038件、前年比1,468件、8.4%の増となっております。被害額は452億6,000万円、前年比の81億8,000万円、22%の増と令和4年度に比べて総認知件数及び被害額はともに増加をしています。また、被害は大都市圏に集中しており、東京の認知件数は2,918件、大阪2,656件、神奈川2,025件を皮切りに、愛知、埼玉、千葉及び兵庫を加えた7都府県の合計認知件数の割合は全体の67.4%に上ります。なお、北海道は認知件数、これは令和5年ですが、160件、5億7,000万円の被害となっております。

昨今は、SNSを使って闇バイトを募集し、匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウに結びついて犯罪行為を広域的に行うことが報道等で指摘をされています。詐欺の内容は、架空請求や国際ロマンス詐欺といったSNSを主体としたものが増加しています。ただ、一方で還付金詐欺や投資詐欺、オレオレ詐欺、金融商品詐欺等といった電話もしくは訪問のものも残存しており、まさに犯罪行為と隣り合わせの昨今と言える状況となっています。当別町においても、注意喚起をホームページや広報等で行うほか、老人クラブ等への出前講座などで啓発を行い、詐欺被害の防止に鋭意取り組まれていることと思います。しかしながら、残念なことに昨年28日、町の職員をかたる者による特殊詐欺被害事件が複数件発生しました。内容としては、町職員を名取る者が自宅に訪れ、キャッシュカードを受け取り、暗証番号を聞き出す行為が発生したと伺っております。ここまでメディア等に取り上げられ、絶え間なく啓発活動等を行っていたにもかかわらず事件による被害が発生してしまったことに大変驚きを感じているとともに、昨今はメディアが偏向報道とは言わないまでもSNS主体の詐欺行為を重点的に取り上げたことから、昔から行われていた訪問型の詐欺行為に対する認識が薄まっていたことも要因ではないかと感じております。ま

た、まさかうちには来ないだろうという油断が内在していたことも感じており、私も高齢の親を持つ身としても油断できない、そして許すことのできない事件であります。

そこで、町長にお伺いをいたします。本件を踏まえ、今後の詐欺被害の防止、撲滅について、町としての効果的で実効力のある対策の強化を早急に講じる必要があると考えます。これまでの対策のご説明と併せて現段階で考えられる取組の強化策についてお考えがあるかお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの角田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、冬場の観光振興策、発信方法についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、当別町の冬は雪が少ない地域の人々にとって大きな魅力になり得ると考えています。このことから、町への誘客には当別町ならではの風土や特色を生かした体験型の観光コンテンツが必要だと考えております。その一環として、観光協会において町民が冬場に日常的に行っている雪遊びや除雪作業などが体験できる当別雪生活体験ツアーを造成し、主に道外の旅行会社に向け、旅行商品化を目指したPR活動を行っているほか、観光協会と森林組合との連携により冬の森林を活用した新たな体験メニューの開発も進めていると聞いております。加えて、団体客の誘致も念頭に置き、当別町周遊観光バスツアー誘致助成制度により、スキーを目的とした道外からの修学旅行など団体旅行誘致活動も行われております。町といたしましてもこれら取組を通じ、冬場の観光客の増加につながるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、冬場の魅力発信方法についてであります。町内のスキー場、温泉施設などの観光情報やあそ雪の広場などのイベント情報に加え、雪景色など町の風物詩といった情報発信も有効と認識しておりますので、観光協会に対し、SNSやホームページ、旅行会社への働きかけなど様々な形で冬場の情報発信に取り組むよう促してまいります。

次に、道道28号線のドライブルートとしてのPRについてのご質問であります。サイクリストに向けた取組として石狩市、新篠津村、増毛町及び当別町で構成する石狩北部・増毛サイクルツーリズム推進協議会において広域的なサイクリングマップの制作や専門家による試走会の開催などを通じ、新たなサイクリスト獲得のための情報発信を行っております。加えて、観光協会と町が連携し、町内の観光施設や飲食店などを掲載した町独自のサイクリングマップを制作し、サイクリストの増加に向けたPR活動を推進しています。今後は、石狩北部・増毛サイクルツーリズム推進協議会並びに観光協会のSNSやホームページを通じ、フォトスポットの紹介など情報発信を強化し、サイクリストのみならずライダーやドライバーが求めるニーズにも応えられるよう各種取組を促してまいりたいと考えております。

次に、消費者被害対策の強化についてであります。初めに当別町内で特殊詐欺の被害

が発生しましたことは誠に遺憾であり、町としても深刻に受け止めております。町といたしましては、事件発覚後被害の拡大を防止するため、速やかに各町内会長やホームページ、SNS等で情報を発信いたしました。一部の町内会におきましては、地域の高齢者の方々と個別に訪問していただき、注意喚起を行っていただいたと伺っております。また、町では専門の相談員を2名配置し、消費トラブルに加えて詐欺に関する相談への対応や高齢者対象の出前講座を開催するとともに、町民への情報提供として注意すべき詐欺手法や相談事例などを記載した見守り情報を配布し、特殊詐欺防止に取り組んでまいりました。加えて、当別町防犯協会をはじめ、福祉、金融、郵便関係団体と消費者被害防止ネットワーク協議会を通じて定期的に情報交換を行い、街頭啓発を実施するなどの対策を講じているところでもあります。

今後の対策につきましては、町民への広報内容の工夫を図るとともに町内会や高齢者クラブなどを対象とした出前講座の回数を増加させることで啓発活動の強化を図ることと、町のホームページやSNSによりリアルタイムで詐欺の手口や最新情報を発信する体制も強化してまいりたいと考えております。また、当別交番との情報共有体制を強化し、警察官による定期的な巡回や町内での防犯活動を積極的に行うよう要請してまいります。町といたしましては、こうした取組を通じまして町民の皆様が安全、安心に暮らせるよう引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上、角田議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、1項目めから再質問させていただきたいと思います。

冬場の魅力発信ということで体験型のアクティビティーであるとか、そういったものであるとかをツアーを形成して展開していくことを今進めていくということでお話を伺いました。ありがとうございます。冬場のアクティビティーについてですが、例えば当別産のメープルシロップの収穫体験を冬場にスノーシューを履いて山林に入っていくって収穫するという、なされているところもあったり、あとはふくろう湖も冬場すぐ結氷する、つまり氷が張るわけですから、その中でのいろんな観光振興策もいろいろできるものではないかなというふうに、本当に様々可能性を秘めている部分がいっぱいあるかなと、冬場のアクティビティー、私はとても感じているところであります。さらに申し上げますと、インバウンドや道外観光客にとっても田畑に雪が積もって、畑に雪が積もって足跡が全くない状態、あの景色自体がもう既にアメージングと感銘を受ける方というのが大分いらっしゃると思います。私も道外の友人をお連れしてそれを見せたときには、なかなかこんな景色は見るのができないというふうに非常に感動して、しかもこれを札幌の隣町という本当に近いところで見れるというところが、それを非常に喜ばれていたということを記憶しております。そういった部分も含めて当別の冬は、魅力と可能性がいっぱい詰まっていると私は認識をしています。

町長に再質問ですが、次期の冬場に向けてアクティビティーや魅力を盛り込んだ、例えば冬こそ当別みたいなキャッチーなコピーをイメージさせるようなこと、想起させるようなキャンペーンを施してみてもいいでしょうか。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再質問にお答えをいたします。

冬季シーズンに向けての今、冬こそ当別というお話がありましたけれども、キャンペーンの実施についてのご質問かというふうに思いますが、ご指摘いただきましたように当別の冬の魅力というのは、例えばふくろう湖ですとか雪景色そのものがいわゆる角田議員がご質問の中でも言われているように映えるという、そういった状況があるというふうにも思っております。また、質問にもありましたけれども、当別町内では冬場の森林でイタヤカエデの樹液を採取するというメープルシロップの収穫体験が新たに設定をされて執り行われるようになっておりますので、そういった意味では今まで町になかった新たな魅力が、あるいは観光コンテンツというものができてきているのかなというふうに思います。そういったものを私としても有効に活用すべく、観光協会と町が連携してSNSですとかホームページを通じて冬の魅力の発信につなげて、それが誘客につながるような取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。メープルシロップの部分については、先日NHKワールドという世界向けの番組でもその部分紹介をされていました。私もちらっと写っていたのですけれども、そういった部分ありますので、ぜひ推進していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、項目の2つ目について再質問させていただきます。まず、ご答弁ありがとうございます。石狩北部・増毛サイクルツーリズム推進協議会というところも含めて、サイクリングコースのそういった展開であったりというところをやっていきたいというところでご答弁いただきました。ありがとうございます。町内のサイクルマップというところでも、山あいの町でありますけれども、中心部は平地ですので、自転車でも動きやすいところかなと思っております。私自身もいろんなサイトを見てみたのですが、いわゆる旅行サイトやレンタカー会社の紹介においては、石狩、当別エリアとして併せて紹介されていましたけれども、ただ青山を通るドライブコースを紹介したものは個人のブログで紹介されているものしか検索をすることができませんでした。とはいえ、チェックされているということで、そういった情報を知ることが可能だとなっているわけです。

また、質問に取り上げましたフォトスポットについてですが、町でも昨年年まらとうべつ2024を開催して、当別町のフォトスポットを来訪者、観光客目線から応募いただくフォトコンテストを開催されていました。また、亜麻まつりではフォトスポットに、一時的ではありますが、看板を掲出するほか、フォトコンテストを開催するなどして来訪者の参加

型イベントを行っています。そういった情報を集約してフォトスポットを観光協会ホームページ等で示すことはできると思いますが、例えばライダー等はその情報を頭に入れながら走るというのはなかなか難しいところだったり、あとはそれに伴って一々見たりしたら事故のおそれも当然リスクもあるわけです。

そこで、町長に再質問をしたいと思います。さきに示した青山のルートについてライダー等が分かるように、いわゆる映えるフォトスポットに看板を設置、掲出してはいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 経済部長。

○経済部長（三上 晶君） 個別具体のお話でございましたので、私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

ご質問の青山ルートでの観光案内看板の掲出のご質問でございますけれども、議員ご指摘の観光の案内看板、こういったものをはじめとしましてSNS、それからホームページですとかテレビ、新聞などによる情報発信も含め、議員さんがおっしゃるそのライダーなどに対しましてどのような手法が一番効果的なのか、こういった視点に立ちまして今後観光協会と共に検討を、調査研究をまず進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。この点については質問は以上ですが、今ご提案の範疇でお伝えしますといわゆるデジタルスタンプみたいなものも今ありまして、私も鉄道150周年記念のデジタル駅スタンプみたいなものもありまして、集めたりしたこともありました。例えば映画のロケ地であるとか、テレビアニメとかのそういうスポットも札幌市の中で紹介して、その近くに行くとデジタルスタンプをもらえて、全部集めたらいわゆる商品、景品とかがもらえんとかいう事業もありますので、そういったものも実際にできるものもあると思いますので、ちょっとご検討いただければと思います。

この点については以上になります。

続いては、消費者被害対策についての再質問にまいりたいと思います。本当に、町長もおっしゃるとおり、遺憾であるということでお言葉をいただきました。本当にあってはならないことでありますし、非常にそういった部分では啓発を取り組みながら、そして発生が発覚したすぐ迅速な対応をされていたところについても、その点については大変敬意を表するというか、ご尽力されたということを理解させていただきました。

それで、1つちょっとご紹介したい例がございまして、例というか、ご紹介したいものがございまして、特殊詐欺をはじめとした犯罪行為の撲滅については警察庁などが策定した防犯まちづくりのガイドライン、安全で安心なまちづくりにおいて犯罪が起りにくく、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりを推進する基本的な手法として次の3つを挙げています。まず、1つ目に、多くの人の目、視線を自然な形で確保し、犯罪企図者に犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかもしれないと感じさせることにより犯罪抑止を図る人の目

の確保、監視性の確保とも呼ばれています。2つ目に、犯罪企図者の侵入経路をなくして、被害対象のもの、建物などに接近することを妨げることにより犯罪の機会減少を図る犯罪企図者の接近の防止、接近の制御、3つ目は地域コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活性化等を通じて犯罪抑止を図る地域の共同意識の向上があるとされています。

当然自治体の地域事情やインフラによる限界はあるほか、既に犯罪防止の取組として行っている事例もあるとは思いますが、この中で注目したいのは1つ目の人の目の確保であります。群馬県の高崎市では、通信会社との回線契約が不要な光無線通信を利用した通信網を構築し、回線使用料がかからないシステムで監視カメラを運用しています。光無線通信を活用した通信網を構築すれば回線使用料などの通信料が不要で、かつ安定的にハイビジョン画質を映像通信することを実現していると言っています。町では、当別デジタウンの創造において自治体D Xの推進を本議会の冒頭に町長より表明がございましたが、防犯対策においてもD Xを活用した対策を施す必要があると考えます。

ここで町長に再質問いたします。町内の防犯対策として、当別のデジタル通信網を活用した防犯カメラの設置について町長はどのようにお考えか、ご答弁お願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再質問にお答えをいたします。

デジタル通信網を活用した防犯カメラの設置につきましてのご質問でありましたけれども、効果的な防犯対策であるという認識はいたしております。ただ、カメラの設置につきましてはプライバシーの問題に加えてその設置の維持管理ですとか、設置そのものについてもコスト等の課題もあるというふうに認識をしております。今人の目ですとか地域の共同意識の向上ですとか、いろいろとご指摘もいただきましたけれども、都会の部分ではそういった意味では共助の度合いが若干低いというふうに認識をしておりますが、当別におきましては先ほども初動で、全ての町内会ではありませんけれども、一部の町内会でありましたが、ふだんから独居の方のいろんな情報を気にしていただいて見守っていただいている人たちがおりますので、そういった人たちがフェース・ツー・フェースで行っていくということにまずは当別町としてはできる状況にあると思っておりますので、重きを置いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。先ほど3点した中での3つ目の地域コミュニティを活用した防犯対策、地域の共同意識の向上というところを強化していきたいということで、町長のお考えかというふうに理解をしました。ありがとうございます。

それでは、ちょっともう一点再々質問になります。同じく群馬県高崎市の事例ではあるのですが、町民を対象にした防犯対策購入費補助事業というのがありまして、これこれからのかな、予算決定をするのかなということですが、内容としては70歳以上の住民に対

しまして家庭用の防犯カメラであるとかセンサーライト、カメラ付インターホンなど7品目に対して購入費の半額を補助する制度を創設しています。それと並行して併せて特殊詐欺対策電話装置等購入補助事業というものも施策を進めています。いわゆる録音機能のついた電話であるとか、そういったものなのですけれども、これは北海道内各市町村でも事業を行って、補助を行っている状況もあるということで伺っております。総じて本事件は啓発活動の限界、要は地域での見守りの限界というのも一部浮き彫りにしたものはあるかなと認識をしており、だからこそ住民一人一人の防犯意識の自衛を推進することも必要なのかなと思っています。

ここで再々質問ですが、来年度以降における住民対象にした防犯対策に関する補助事業の創出をして、町民の自己防衛策についても一定の支援をする必要があるかなと私は考えております。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再々質問にお答えをいたします。

現在町では、固定電話に設置型の詐欺抑止装置を無償で貸与する支援を行っておりますけれども、ご質問の趣旨にもありましたように詐欺の形態というのがいろいろと変わってきておりますので、それ全てに対応するのはなかなか難しいのかなというふうには思っております。そういった意味では、ご提案いただいた家庭用の防犯カメラですとかセンサーライトなどについて一定の効果があるというふうには思いますけれども、現在のところその購入の補助という点では、先ほどの再質問でもご答弁しましたが、地域社会の絆が一定程度あるという前提の中では隣に住んでいる独居の皆さんがどのような状況にあるかということは、一定程度その見取りとか、寄り添っていただいている人たちが社会の中におりますので、そういった人たちが意識啓発をしていくような努力をしていただくですとか、当然町としても被害に遭われそうな人も含めて地域全体で意識啓発をして、被害に遭わないような努力をしていくという努力は続けていきますけれども、まずはその地域の持っている力をそこに集中をしていきたいというふうには思っております。

○議長（高谷 茂君） 以上で角田君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告6番、山崎君の質問であります。

山崎君。

○9番（山崎公司君） 議長の許可をいただきまして、通告書に基づき本日は2項目質問させていただきます。

その前に、実は今日私の質問は、連続40回目の質問の節目になっております。今まで提案を中心に多く質問させていただきました。今後もさらなる努力して頑張っていきたいなと思っておりますので、冒頭によりしくお願いしたいと申し上げます。

2項目のうち1つ目の質問は、職員定数及び評価管理制度について質問させていただきます。現在の一般職員数は約200名程度、女子職員は60名ぐらいと伺っております。職員数は、地方公共団体の行政規模を示す基本的かつ重要な要素であり、その増減は地方公共

団体の行政運営を大きく左右するものと認識しております。住民ニーズが多様化する中、職員の資質が従来以上に求められる時代となり、職場実態にそぐわない職員体制では士気の低下が懸念されます。4点質問いたします。

1点目、前定例会で提案された当別町第6次総合計画、いろんな諸事情により2年間延長になりました。その具体的な戦略目標を確実に達成することが重要だという私は認識です。その内容は、誘致企業数が7社、農業算出額は100億円、道の駅入場者数が130万人、出生者数は90人、その他大きなプロジェクトの構築と戦略目標を掲げております。現状の人員で十分機能が果たされているのか。現状の採用は、退職者相当数を新規採用と再任用されていると思いますが、様々な行政施策の実施に向けて住民サービスに支障を来すことのないよう、職員の年齢構成を踏まえ、総合的、長期的な視点での職員採用に努めていることが重要と考えます。今後の職員定数の考え方について伺います。

2点目、職員の町内移住率を高めることは行政への熱意向上をはじめ、町税納付や地域内での消費経済、地域活動の担い手不足、災害時の緊急対応などに一定の効果があると考えております。近年の町内移住率の増減と促進への取組について伺います。

3点目、地方公務員法により人事評価制度、自己申告制度も導入されておりますが、人事評価において評価の低かった職員の指導等の対応と職員の戦略強化のため、研修、自己啓発についてどのように実施、指導しているのか伺います。

4点目、労働安全衛生法の中で職員が50名以上の事業所でストレスチェック制度が義務づけられております。どのように実施し、その結果をどのように職場の環境改善に努めているのか現状について説明をお願いします。

2項目めの質問です。今後の小中一貫教育についてです。当別町一体型義務教育学校とうべつ学園が開校して3年経過いたします。昨日は、9年生の卒業式にも私参加して、すばらしい卒業式でございました。開校までの経緯を一度整理いたしますと、平成27年3月、当別町小中一貫教育に関する取組基本方針が策定されております。平成30年8月1日、当別町一体型義務教育学校基本構想が策定されています。令和元年5月、当別町一体型義務教育学校基本設計が作成されております。令和2年3月、当別町一体型義務教育学校実施設計が作成されています。令和2年7月8日、とうべつ学園校舎建設工事が着工し、当別中学校用地に建設が着工しております。令和4年の2月28日、とうべつ学園の校舎が竣工いたしております。6点質問いたします。

1点目、当別町一体型義務教育学校とうべつ学園が開校して3年経過いたしました。この間多くの行政視察を受け入れておりますが、何件ぐらい視察なのか、またどのような質問が多かったのか伺います。

2点目、当初目標とした施設一体型の成果と課題がどのようになっているのか伺います。

3点目、西当別小学校、中学校の施設分離型の成果と課題はどのようになっているのか伺います。

4点目、本町の小中学校と西当別地区の建設時期は10年ほどの差がございます。現在と

うべつ学園との教育環境が大きく異なっております。私ども総務文教常任委員会でも所管事務調査として2度行っておりますが、具体的に教室の広さ、西当別小学校は7メートル掛ける8メートル、とうべつ学園は8メートル掛ける9メートル、1人当たりの面積は西当別小学校は1.6平方メートル、とうべつ学園はその倍以上ですが、3.3平方メートル、机の大きさ、さらにトイレの洋式化、この洋式化も小学校の場合は約50%ぐらい、中学校も60%ぐらいだったと記憶しております。小学校の場合は、5分休みですので、休憩ですので、なかなかこの形では難しい。現状一貫校は90%の洋式化になって、かなりの差がございます。早急に改善の必要があると思いますが、見解を伺います。

5点目、平成30年8月の基本構想の中で学校建設の前提として本町と西地区の子ども数の推移状況を把握する必要があると整理された資料を見ますと、平成36年、令和6年です、当別地区児童生徒数は363名と予想しております。令和6年12月31日、昨年の年末の児童生徒数は422名、プラス59名でございます。西当別地区児童生徒数は、その当時267名で予想しておりまして、令和6年の12月31日現在の児童生徒数は353名とプラス86名ということになっております。行政としての移住政策が効果を上げておりまして、子育て世代の移住状況から西当別地区の児童生徒数は、現在のおとぎのくにの幼児数等を見て、5年後にはこの当別地区を上回ると予想できます。このような状況を把握されているのか伺います。

6点目、とうべつ学園の新築時に西当別中学校は当別中学校より10年後に建設された校舎なので、まずはとうべつ中学校の建て替えを優先するという説明がありました。10年を目安として2032年までに西当別中学校の老朽化対策を想定したとき、学校施設は計画から利用まで大体五、六年かかります。教育環境、児童生徒数の増加等から西当別地区の施設一体型義務教育学校の検討を早急に始める時期と私はと思いますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

再開に先立って、山崎議員の質問で最初の大項目1番の（2）のところの職員の町内居住率というふうに文書では出ていますけれども、発言は移住率と発言をされましたので、今時間を取って確認をさせていただきましたが、このまま居住率ということで答弁をいただくことにいたします。

それでは、ただいまの山崎君の質問に対する町長と教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、今後の職員数の考え方についてのご質問でありますけれども、近年住民ニーズの多様化や高度化などに伴い、役場職員の果たすべき役割や実施しなければならない業務量は増加しております。現在の社会情勢は、官民間わず人材の確保が難しいところではありますが、今後においても町の行政運営に必要となる職員数の確保に努めるとともに、適切な組織づくり、職員配置を実施してまいります。

次に、職員の町内居住率の増減と促進への取組についてのご質問であります。職員の町内居住率につきましては近年大きな増減はなく、7割程度で推移しております。町内居住を促進する取組につきましては、令和5年度の職員採用資格試験から受験要件として町内居住が可能な方を明記した上で採用を行っております。職員の町内居住の効果は、議員ご指摘のとおりでありますので、今後も職員の町内居住につながる取組を進めてまいります。

次に、人事評価制度における評価結果に対する指導等の状況と職員の研修、自己啓発についてのご質問であります。評価結果が低い職員に対する指導等につきましては、評価を行う各部局の管理職が当該職員との面談を実施し、その評価内容を踏まえ、助言等を行うとともに、さらに人事担当部局が改めて個別面談を実施し、当該職員からの聞き取りと必要な助言等を行っているところであります。また、職員の研修や自己啓発の取組につきましては、新規採用職員基礎研修をはじめ、採用1年後の初級職員研修、採用4年後の中級職員研修を実施するとともに、係長、課長の各職階に応じて指導能力研修や管理能力研修を受講させております。さらに、自己啓発を兼ねた研修として法令実務研修、税務事務研修、プレゼンテーション研修、ハードクレーム対応研修、文書作成能力向上研修などがあり、職員自らが希望して受講しているほか、管理職からも積極的に受講するよう促しております。

次に、ストレスチェック制度の実施状況とその結果の活用についてのご質問であります。労働安全衛生法に基づくストレスチェックにつきましては毎年度実施しており、職員の受験率は約75%となっております。受験結果の活用につきましては、職員自身のストレス傾向を把握してもらうため個別に結果を通知し、またストレス傾向が高い職員には産業医による面談の機会を設けるとともに、部長職には職場環境の改善の目安となるよう各部局のストレス傾向を通知する対応を行っているところであります。いずれにいたしましても、風通しのよい働きやすい環境づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、山崎議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、とうべつ学園における視察の受入れについてであります。令和4年4月の開校から教育関係者や道内外の行政視察を数多く受け入れておりまして、この3年間で88団体、約650名に達しております。視察者からは、当別町で進める小中一貫教育についてやとうべつ学園の学校経営についての質問が多く、興味関心を持って視察いただいている状

況であります。

次に、施設一体型と施設分離型、それぞれの教育の成果と課題についてであります。当別町では施設一体型と施設分離型におけるそれぞれの特徴を生かした小中一貫教育を進め、小学校と中学校の教職員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程の下、系統的で切れ目のない教育を行い、未来を開くことのできる子どもたちを育てていることは当別の教育の魅力であり、成果だと感じております。加えて、施設一体型での成果は教育環境が道内外から注目を集めており、そのことが教職員や子どもたちの意識を高め、先進的な教育を進める強い意識につながっていると考えております。一方、施設分離型では年間を通して小学校への中学校教員による乗り入れ授業や6年生による中学校登校、教職員による合同研修等を実施する中で、9年間で育てたい子ども像を共有し、中1ギャップ等の未然防止につながっていることが成果であると考えております。共通の課題としては、毎年教職員の異動で入れ替わりがある中、継続的に小学校と中学校のスタッフがコミュニケーションを図り、小中一貫教育の意識を強く持つていくことが重要になってくると捉えているところです。

次に、西当別地区の教育環境の改善についてであります。机に関しましては現在使用しております机の前方につけて天板の面積を広げるアタッチメントを学校に配付しておりますので、学校の状況に応じて対応可能となっております。教室の広さにつきましては、西当別中学校においてOA室を大きめの普通教室として使用できるよう現在改修工事を行っており、新年度では西当別小学校のOA室を大きめの普通教室として使用できるよう改修する予算を計上しております。また、トイレの洋式化に関しましても新年度において西当別小学校、中学校ともに改修の予算を計上しており、順次西当別地区の学校の教育環境改善を図ってまいります。

次に、児童生徒数の状況把握についてであります。町の移住施策により子育て世代の転入が増加している状況はあるものの、現時点の年齢別人口数を見ると児童生徒数の推移は、当別地区、西当別地区どちらも緩やかな減少傾向となっております。したがって、今後の移住動向を考慮しても5年後の両地区の児童生徒数の差は大きく変わらないと考えております。

次に、西当別地区の一体型義務教育学校の検討についてであります。令和5年3月議会において佐藤議員の一般質問でも答弁したとおり、西当別地区の各校舎は新耐震基準に対応しておりますので、当時の当別中学校とは構造や状況が大きく異なり、単純に建築年だけでは比較できないものと考えております。とはいいいましても今後も大規模改修などの課題もありますので、当別町公共施設等総合管理計画などを踏まえた上で西当別地区の学校の在り方を町長部局と検討していきたいと考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。1つ目の職員定数等についての再質

問をさせていただきます。

職員定数の条例というのが当別町にあります。平成13年の3月26日付で条例7号によって職員定数条例定数は270名になっております。当時より人口は5,000名以上減少しております。一般会計予算書に毎年的人员が書いてありますが、令和3年が186名、令和4年が190名、令和5年が191名、昨年令和6年が195名、今回新しく頂いた予算書には203名と書かれております。総務省が発表している市町村財政比較分析表というのが手元にあるのですが、これは最新で令和4年度の決算状況に基づいての総務省のコメントです。定員管理の状況、人口1,000人当たりの職員数、当別町はこの190名のときにおいて10.83になっております。全国平均は8.25、道内は10.32ということになっております。この総務省の発表している書類の分析欄を見ますと、道内市町村平均及び類似団体平均を当別町は上回っていると、引き続き定員管理の適正化に努めることということで書かれております。このようなことについて町長はどのようにお考えですか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。

定数管理の関係でありますけれども、総務省の例を挙げられて全国、全道よりも、10.83ということでしたので、高いという評価をいただいておりますが、町といたしましては定数管理は適正に行っているという認識をしておりますし、当然事業数が増えていく中で職員の負担ということも勘案する中で定数を維持しているということでご理解をいただければと思います。総務省といいますか、その評価についてはいろいろとあろうかとは思いますが、職員の能力の問題ですとかということにも関連するのかもしれませんが、町というか、私としましては職員が新たな課題に対しても積極的に取り組んでいただいておりますので、今の定数については適正に必要な人員だというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 定数の考え方について分かりましたが、この1年、2年行政の動きの中で、例えば町長が一番に挙げているDX及び1年前から道内でも一番手というチャットGPT早期導入によってかなりの業務の効率化が図られていると報道されたり、あるいは公表されております。その辺の状況というのは、どのように現在なっているのか。その辺を踏まえて今後の組織の改革だとかいろんな案件について適正な人員でやっているという先ほどのお話でしたが、そういう状況下でも現状その辺のところは変化なしという認

識でよろしいのですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再々質問にお答えをいたします。

今ご指摘をいただきましたように、庁舎内のDXにつきましては職員の意識が高いということもありまして積極的に推進をしていただいているところであり、その成果がしっかりと出てきているというふうに認識をしております。ただ、それを上回る解決しなければならない課題がいろいろと出てきて、そちらのほうに対するその仕事の量に振り分けられたりですとか、あるいは働き方改革がありまして職員の労働環境をどう改善するかですとか、あるいは子育てをしている職員に対する男性育休ですとかいろんな状況が変わっている部分がありますので、そういった対応をしていただいて、しっかりと定数管理をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 考え方は分かりましたので、ぜひその点に沿って定数管理をやっ
ていただきたいのですが、もう一点並行して再質問させていただきますが、現状200人ち
よつとの職員、一般職員の中で女性職員はたしか60名ぐらいと私認識しております。現在
のこの女性比率、3割ぐらいですけれども、もっと比率を上げて検討したらどうかという
のが再質問ですが、やっぱり女性が活躍している企業、行政も非常にお客様から好感持た
れまして、成長しているところは多いと一般的に聞いております。当然職種によっては女
性の力十分発揮されるし、業務の改革が可能だと思いますが、併せてその辺の町長の考え
方も承りたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎議員に申し上げます。

これ（1）の中で確かに触れられておられましたから、これ3回目の質問になります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再々質問ですかね、にお答えをさせていただきます。

女性の登用というご趣旨かなというふうに思いますが、まずは採用に当たっては男性だ
から、女性だからというようなことで採用するということは目指しておりません。どちら
もその能力に応じた採用を目指しております。また、どちらかという試験に来ていただ
く方が男性が多いということもありますので、そういった中では男性、女性関係なく適切
な能力あるいは適応力のある方を選んでいただいているというふうに感じております。

また、職員の中での管理職の女性の登用等につきましても男女問わず対等に評価をさせていただく中で、能力のある方についてはその管理職に就いていただくということはこれまでも当別町としては進めてきたというふうに思います。今見た目では女性の部長はおられませんけれども、数年前には女性の部長もおられましたし、そこは能力とそれぞれの職員の思いをかなえるような、そういう体制で私どもは臨んでいるということをご理解いただければと思います。

いずれにいたしましても、男性だから、女性だからという視点ではなくて対等な立場で能力のある方、あるいは望まれる方、能力があっても家庭の事情とかいろんなことで望まない方もおられますので、そういった視点でその個人の思いも大事にしながら採用をさせていただいている、管理職に就任していただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 2点目の質問の中で、現在70%ほど居住しているという答弁でしたが、5年前からは可能者というか、念書を書くぐらいの形で採用しているという答弁だったと思いますが、今後この70%以上に少し多くの方がこの当別町に住んでもらうという策は何かあるのですか。何かそういったものを職員に、どうしてもやっぱりいろんな理由があると思うのです。聞けば家族の問題だとかいろいろと家庭、両親がいるだとか、理由を聞くと限りないぐらいいろいろとあると思いますが、他町村のいろんなことを小耳にしますとやっぱり具体的に少しでも多くその町内に住んでいただくことによって、先ほども言いましたように町税の納付だとか地域の消費経済にも結びつきますし、それと災害のときの緊急もやっぱり一人でも多くいたほうがよろしいわけですが、何かそういった形でこの70%を改善するためにこういうことをやっているのだというところがあればご披露ください。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。

2点目の再質問ということでお伺いしました。先ほども申し上げましたけれども、町内居住を促進する取組ということで令和5年から採用試験のときにそういったことを条件としてつけさせていただいておりますが、今山崎議員も質問の中でご指摘をいただいたように、それぞれの家庭の状況ですとか、あるいは職員になった方のご両親の状況ですとか、あるいは奥さんとの職場の関係ですとかいろんな状況がありまして、なかなか当別に全員が居住をするということには至っていないということではあります。しかしながら、明記をさせていただいている以上は、面接のときにもしっかりとそのことは申し上げさせていただく中でご理解をいただく努力はしていこうというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

次は、今後の小中一貫教育、教育長に再質問させていただきます。先ほどは、とうべつ

学園が開校して3年経過し、それまでの27年から、それと令和4年まで竣工するまでの流れを申し上げましたが、同時に現在先ほどあった88件、650名の方が視察に来られている。特に、教育長、こういった方面から来られている視察が多かったですか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 全道、全国いろんなところから来ていただいているのですけれども、細かいことに関しましては部長からお答えします。

○議長（高谷 茂君） 教育部長。

○教育部長（山田雅俊君） ただいまの山崎議員の質問にお答えします。

道内、道外の内訳になりますけれども、道内64団体で約570名、道外につきましては24団体で約80名程度となっております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

先ほどの質問で2点目、3点目、施設一体型の成果と課題、それと3番目の質問の施設分離型の成果と課題、具体的におっしゃっていただきました。今年の4月から施行されます教育基本計画を見ましても、やはり非常にこの教育アップというところを基本方針としてやっておる、やらないといけないということは十分承知しております。

それと、4点目のところで具体的に机だとかトイレの洋式化かなり差があるということで質問させていただきました。補正なり、また来期の予算でいろいろと改善するということになり、具体的にそれが実行されましたら、机の大きさなり、トイレの洋式化、その辺の改善率はどれぐらいのパーセンテージになるのですか。

○議長（高谷 茂君） 教育部長。

○教育部長（山田雅俊君） ただいまの再質問にお答えします。

机につきましては、具体的な大きさというのはちょっと今手元にないのですが、アタッチメントをつけることによってとうべつ学園と変わらないような大きさにはなるかと思っております。

また、トイレなのですが、今手元にある率につきましては、洋式トイレ1基当たりの子どもの数という数字でお答えさせていただきます。今現在とうべつ学園が洋式トイレ1基当たりに子どもの数とすると7.98人なのです。今回新年度に西地区の学校のトイレの洋式化をすることによりまして、西当別小学校については7.06人、西当別中学校については8.71人となる予定でございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。とにかくトイレの場合は、先ほど言いましたように5分しかないということと保育所、幼稚園にいれば全て洋式でありました。それが小学校に入りましたら1年生のところには1個しかないとか、やっぱり5分しかないということで、3階にはたしかなかったですね、トイレは。ですから、その辺は今言われたような、

部長言われましたような形で改善されるということを安心しています。

ただ、教室の狭さ、これは常任委員会でも2回行ってまして、現在の1年生、当別の特別のルールはともかくとして、35人の体制で、とにかく通れないのです、35人が入りますと。あの状態を見ていて、当然父兄もああいう状態を見て、1年生の方からどうなっているのですかということで去年からずっとそういう問題でなっていて、まだ何でだろうなという声は父兄から私のほうにも参ります。本当通れないのです。父兄参観日で後ろからこう見ても先生も通れない、そういう実態だということを踏まえて、トイレは分かりましたけれども、教室の大きさというか、その辺も、2年生になれば当然35人超えますから2クラスになりますけれども、今の1年生の状態がいろいろとやっぱり地域の父兄の間でもどうしてだろうなというところはまだ尾を引いているというところは理解していただきたいと思います。

それから、続けて質問いたします。

○議長（高谷 茂君） 今のは要望ですね。

○9番（山崎公司君） はい。5点目の西地区の児童数です、5点目。この中で30年、今から7年前の基本構想の中で、前提として住民の理解を得るために説明、それと今後こういうふうになりますよという前提で、こういう当別地区あるいは西当別地区の生徒数になっております。先ほど緩やかな減少状況だということでございますが、具体的にどのような予想されているのですか。

○議長（高谷 茂君） 教育部長。

○教育部長（山田雅俊君） ただいまの山崎議員の再質問にお答えします。

その前段、先ほど私に答弁漏れがあったのかと思いますが、学校の教室の広さについても西当別中学校のほうは大きめの普通教室に今改修しているということと、西当別小学校についても新年度で同じく大きめの教室に改修ということで、そのクラスの大きさについては恐らく学園の大きさよりもちょっと広めな形になるように今改修しようとする予算を計上しているところです。

加えて、今現在の今度人口の推計の見込みということでしたけれども、今の住基の人口等から考慮しまして5年後に7歳から15歳になるようなお子さんたち、今現在でいえば2歳から10歳のお子さんのところを推計として使わせてもらったところ、学園につきましては大体400名程度、西当別の小中学校については300名前後というところの推計があったものですから、緩やかに減少していくという推計を立てたところです。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 今の最新のデータを見ますと、たしかおとぎのくにが1歳から2歳まではかなり多いのです。同時に現状の数字をいろいろと調べますと、かなりその辺の人数が私は多くなっていくだろうと想定しています。ただ、大きくは変わらないだろうという今答弁でしたので、その辺のところをそのように捉えられているなというふうに理解

いたします。

引き続いて、6点目の質問です。10年をめどに、要するに一貫校ができたわけですが、先ほどだと今後大規模改修をやって、いろいろと今そういう一貫校にするという、施設一体型にするというところは発言はなかったと思いますが、今後児童の数だけでなく老朽化、たしか耐震は問題ないのですけれども、その辺をこの5年、10年を見据えて早めにやっばり方向性というものを私出すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 山崎議員の質問にお答えさせていただきます。

この件ですけれども、子どもの数だけが原因でないということも含めまして、今現在大規模改修だけに限定したということではございませんで、必要性、大規模改修がいいのか、それから西当別地区に一体型の義務教育学校を造るのがいいのか、そういうことも含めて検討していく必要があるというふうに思っております。それにつきましては、町長部局と検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 今の教育長の答弁は、非常に関心を私持っております。やはり老朽化ということと地域の活性化ということと、さらに現在医療大学の問題がありまして、いろいろと私自身はこの医療大学の問題というのは予想以上にこの当別町に影響が出るだろうという認識です。例えば今民間のユーチューブで50万回ぐらい今朝見ましたら視聴されて、そのうち609件のコメントが、要するに住宅関係に対する考えと行政に対する大変厳しいコメントが多々入っております。実際20億円以上というふうに具体的経済損失があるというふうに考えておりますけれども、やはり医療大学跡地対策というのが私は今行政にとって最優先だと思います。ただ、簡単に今の現実的に戻るということは私は不可能という認識でいます、最悪のケースも想定しながら。4,000人の教職員及び学生が一瞬にしてこの3年以内に消えるわけですから、当然その影響を元に戻すということはよほどのことが、具体的に今もちろんやられていると思いますけれども、戻るということはかなり難しい案件だと思います。

そこで、私言いたいのは、今年ですか、2月1日に行われました当別町少年の意見発表会というのが教育委員会の主催でありました。その中で、中学2年生がどうする当別だというテーマでこの消滅の件についてありました。行政もやっぱりみんな町民の声を聞きながらやっていくというお話があって、その子も今度石狩管内の出席の代表になっておりますけれども、私は中学校、小学校、この西区について、医療大学の件もあるけれども、この学校教育についてやっぱり力を入れていくという、要は二刀流です。一方ではこちら、一方では今人口が伸び、たまたまロイズタウン駅ができて3年たって、昨日はフェアをやっている200台の駐車場が埋まって、8割ぐらい外国人でしたか、そういう町です。私も20年前にアメリカのペンシルベニアのハーシータウンというところに行ってきました、ちょうど東京から戻ってきて。そこを見に行ったらのもやはり町を活性するためにどうやっ

たらいいかということで、3年前にそういったことできたわけですが、そういうことと同時に教育に関して、先ほど分離型、一体型いろいろとありましたけれども、西当別についてもいずれそういったことを早急に考えているということによって人の移動も出てきますし、医療大学だけの形ではなくて、西区が今これだけ観光客、これ4月から町名が変わります。町名が変わることによってかなりの人がまた6月以降アメリカ、ヨーロッパから、この町は教育にも非常に熱心であると。ハーシータウンに行ったときも、1万4,000人ぐらいのまちでした。学校あり、教育委員会、もちろん庁舎もあります。ミュージアムもありました。そのようなことも私個人は夢見ておりますけれども、やはり当別町の中で施設一体型のものがそういったことで考えているということが広まれば、さらに人口の移住にもつながりますし、町にも、暗い案件もありますけれども、一方では夢がある案件だというふうに町民も私は取ると思います。ですから、教育長言われましたように単なる大規模改修だけでなくそういった点も並行、今私がお話ししたようなことも踏まえてぜひ前向きにいろいろと検討していただくようお願いして、私の質問を終了します。

○議長（高谷 茂君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。

◇

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日15日から18日まで休会とし、3月19日は予算審査特別委員会終了後会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 零時15分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回当別町議会定例会 第5日

令和7年3月19日（水曜日） 午後 2時15分開議

議 事 日 程 （第5号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議員提案第1号 当別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提出について

第 3 議員提案第2号 介護事業所・施設の安定的な経営対策に関する意見書

第 4 総務文教常任委員会報告

（「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書採択を求める請願）

第 5 産業厚生常任委員会報告

（高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書採択を求める請願）

第 6 産業厚生常任委員会報告

（従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書の採択を求める請願）

第 7 産業厚生常任委員会報告

（高額療養費制度の自己負担増の見直しを政府に求める請願）

第 8 令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

第 9 議案第24号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

第10 議案第25号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第11 議案第26号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第12 議案第27号 当別町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

第13 請願継続審査の件

第14 議員の派遣議決の件

第15 所管事務調査の件

閉 会

午後 2時15分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副 町 長	岡部 一宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐藤 剛一 君
財 政 課 長	石原 信登志 君
企 画 部 長	乗木 裕 君
企画部 参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福 祉 部 長	森 淳一 君
福祉部 参与	江口 昇 君
経 済 部 長	三上 晶 君
経済部 参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教 育 長	三澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 康 弘 君
次 長	玉 木 聡 美 君
係 長	中 鉢 将 太 君
主 任	角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午後 2時15分)

○議長（高谷 茂君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

6番 佐 藤 立 君

13番 島 田 裕 司 君

を指名します。

◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第2、議員提案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

山田委員長。

○10番（山田 明君） 議員提案第1号 当別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提出について。

当別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和7年3月19日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明、賛成者、当別町議会議員、島田裕司、同じく、当別町議会議員、秋場信一、同じく、当別町議会議員、山崎公司、同じく、当別町議会議員、五十嵐信子、同じく、当別町議会議員、西村良伸、同じく、当別町議会議員、佐藤立。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律の制定に伴い、当別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものであります。

記、1、当別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

内容等につきましては、別紙ご参照いただきたいと思います。

議員各位の賛同を求めます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、議員提案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

山田委員長。

○10番（山田 明君） 議員提案第2号 介護事業所・施設の安定的な経営対策に関する意見書。

介護事業所・施設の安定的な経営対策に関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和7年3月19日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明、賛成者、当別町議会議員、島田裕司、同じく、当別町議会議員、秋場信一、同じく、当別町議会議員、山崎公司、同じく、当別町議会議員、五十嵐信子、同じく、当別町議会議員、西村良伸、同じく、当別町議会議員、佐藤立。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由、2000年から開始した介護保険制度は、現在、高齢者や家族の生活を支える上でも欠かせない保険制度となっている。

近年は物価高騰・雇用賃金の上昇、介護人材確保のためのコスト増等を踏まえて、訪問介護や通所介護をはじめ介護事業所の半数近くが赤字経営を余儀なくされている状況にある。2024年（令和6年）の介護事業所の倒産件数は全国で172件と過去最多を更新しており、介護事業所や高齢者施設を取り巻く環境は年々厳しさを増している。低すぎる介護報

酬、人手不足と経費の高騰が主な原因となっており、多くの高齢者が適切な介護サービスを受ける機会を失っていることが憂慮される。

よって、国においては、介護事業所・高齢者施設の経営を安定させ、高齢者に対し質の高い介護サービスを提供するためにも対策を講ずるよう、強く要望する。

記、1、介護事業所・施設の安定的な経営対策に関する意見書（案）。

意見書（案）の内容につきましては、別紙をご参照いただきたいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

なお、ただいま決定されました議員提案第2号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いが議長に一任願います。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、総務文教常任委員会に付託しておりました「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。

山崎委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山崎公司君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和7年3月5日、10日、14日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書採択を求める請願。

北海道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」により、その持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことが宣言されている。

「核のごみ」の持ち込みは、基幹産業である第一次産業をはじめ、観光や食産業などに対する風評被害などを与える危険性もあることから、処分地の選定にあたっては国の責任においてしっかりと議論を進めることが重要であり、北海道が主体的に「概要調査」など

について関わることは慎重をきたすべき事案と考える。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

なお、審議過程において、核のごみについては、原発エネルギーを享受している我々道民の課題でもあることから、引き続きその処分のあり方について積極的に議論に関わる必要があるとの意見もあったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

令和7年3月19日、当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、山崎公司。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、産業厚生常任委員会に付託しておりました高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。
五十嵐委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和7年3月6日、11日、14日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書採択を求める請願。

高額療養費の負担限度額引き上げを含む2025年度の政府予算案は、先の3月4日に衆議院を通過したものの、同月10日の参議院予算委員会の首相答弁において、当該制度の見直しについては「患者の方々にご納得いただけない限りやってはならない。強行することもしない」と明言された。

国民の理解が得られていない引き上げは見送り、制度の在り方を再検討する方針が固まったことから本件、不採択が適当と認めた。

なお、審議過程において、国の医療費制度を維持するために制度の見直しは行わなければならないが、高額医療の治療で苦しむ患者の目線も大切にしながら国民の理解が得られるよう、国が引き続き議論をしていく必要があるとの意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

令和7年3月19日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「採決」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、本件について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、委員会報告のとおり不採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第6、産業厚生常任委員会に付託しておりました従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書の採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。

五十嵐委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和7年3月6日、11日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書の採択を求める請願。

2024年12月2日から健康保険証はマイナンバーカードを基本とするマイナンバーカードによる「電子資格確認書」（所謂「マイナ保険証」）へ移行し、現在に至っている。マイナンバーカードの活用により行政の効率化が図られており、現在確立されたこの制度を紙の保険証に戻すことは制度の根幹を揺るがすこととなり、実施は困難と考える。

また、マイナ保険証への移行に伴い、マイナ保険証の登録がされていない方や利用が困難な方については「資格確認書」が交付されており従来通り保険診療を受けることが可能である。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

なお、審議過程においては、現行の健康保険証が新規発行されなくなることについて認知されていない方もいることから、周知徹底に努めることが必要であるとの意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

令和7年3月19日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「採決」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、本件について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、委員会報告のとおり不採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第7、産業厚生常任委員会に付託しておりました高額療養費制度の自己負担増の見直しを政府に求める請願について、委員長の報告を求めます。

五十嵐委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和7年3月6日、11日、14日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、高額療養費制度の自己負担増の見直しを政府に求める請願。

高額療養費の負担限度額引き上げを含む2025年度の政府予算案は、先の3月4日に衆議院を通過したものの、同月10日の参議院予算委員会の首相答弁において、当該制度の見直しについては「患者の方々にご納得いただけない限りやってはならない。強行することもしない」と明言された。

国民の理解が得られていない引き上げは見送り、制度の在り方を再検討する方針が固まったことから本件、不採択が適当と認めた。

なお、審議過程において、国の医療費制度を維持するために制度の見直しは行わなければならないが、高額医療の治療で苦しむ患者の目線も大切にしながら国民の理解が得られるよう、国が引き続き議論をしていく必要があるとの意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

令和7年3月19日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「採決」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、本件について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、委員会報告のとおり不採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第8、令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会の報告を求めます。

西村委員長。

○令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（西村良伸君） 令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書。

本定例会において付託された案件について、令和7年3月17日、18日、19日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告する。

1、審査の結果。

（1）、議案第10号から議案第23号。

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

令和7年3月19日、当別町議会議長、高谷茂様。

令和7年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長、西村良伸。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第10号から第23号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、議案第24号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第24号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第24号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議案第25号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第25号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第25号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第26号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第26号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第26号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議案第27号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第27号 当別町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようと

するものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第27号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎請願継続審査の件

○議長（高谷 茂君） 日程第13、請願継続審査の件についてお諮りします。

総務文教常任委員会より閉会中の請願継続審査を実施したい旨の申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎議員の派遣議決の件

○議長（高谷 茂君） 日程第14、議員の派遣についてお諮りします。

本年4月1日から令和8年3月31日までの間、本町の重要懸案事項促進のため、道内外の関係機関に本議会を代表して必要がある場合には議員を派遣するものとし、派遣議員は案件を勘案し、その都度議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎所管事務調査の件

○議長（高谷 茂君） 日程第15、所管事務調査についてお諮りします。

本年4月1日から令和8年3月31日までの間、議会運営委員会、総務文教常任委員会、

産業厚生常任委員会、議会広報特別委員会より、閉会中の所管事務調査を実施したい旨の申出がありましたので、これを許可することとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和7年第1回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時46分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員